宮城県教育振興基本計画の点検及び評価 に関する報告書

平成24年9月 宮城県教育委員会

目 次

| Ι | 1 | 宮城 趣 | | 女育! | 振興 | 基 | 本 | 計画 | 町の | ひ点 | 検 | 逐 | U | 評 | 価 | に | つ | ٧٧ | て | • | • | • | • | • (| • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
|----|-------------|---|-----------------------------|---|---------------------------------|---------|--------|---------|--------------|---|-------------|-------------|---------|--------|--------|--------|-----------------|----------------|--|-----------|-------------|------------|---|-------------|-----------------------|--------------|-----|---------------------------------------|--------------|-------------|-----|---|---|---|---|----------------------------|
| | 2 3 4 | 宮宮 | 城県城県 | 具教 [*] 具教 [*] ひ判り | 育振 | 興 | 基 | 本計 | 十厘 | 国の | 点 | 検 | • | 評 | 価 | 方 | | | に~ | つし | . \ ~ | C | | | | | | | | | | | | | | |
| Π | | 宮城 | 県都 | 效育 | 振興 | 基 | 本 | 計画 | 町の | り棒 | 財 | きに | つ | ٧V | て | • | • | • | • | • | • | • | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| Ш | 1 2 | | 城児 | 教育 | 育振 | 興 | 基 | 本計 | 十厘 | 町の | 成 | 果 | :に | 0 | 1 | て | | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 |
| IV | 7 | 点検 | · 言 | 平価 | 結果 | 及 | び | 目標 | 票扌 | 旨標 | 等 | € Ø) | 達 | 成 | 度 | 状 | 況 | <u></u> ! | 覧 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 |
| V | • | 点検 | · 言 | 平価の | の新 | 果 | にい | つレ | ١٦ | ٠ ، | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 7 |
| < | 耳耳耳耳耳 | 本力1 文組2 文組3 文組4 文組4 文組4 文組4 文組4 文組4 文組4 文組4 文組4 文組4 | | 小基幼伝時 特別 | 中的 | ・ たき | 事等 | 学 1の | 校定 | を済 | 通と | じが | た 目で | 「元 | 芸者ろう | 数で | 育」)相 | <i>の</i> 自長 |)推 | 進重 | 点 | 重的 | 点取 | 的組 | 取2 | 組】 | 1 |] | • | | | • | • | • | • 8 • 1 • 1 • 1 • 1 • 1 • 1 • 1 • 1 • 1 • 1 | 9 0 1 2 3 |
| < | | 本取取取取取取取取取取取 | 1 2 | 感健災食心 | 生豊まな | かなな | でづた | たく | () } } | とは | い力 | 心 !・ | を運知 | 持動藥 | つ能し | 子力。 | どのロカ | も 向_ | かすと | 育【星 | 戈と | (三) | を 対 取 | 受利 | 【重 14 | | 的 | J取 • | (組 | .3 |] | • | • | • | 1 2 2 2 2 2 2 | $1\\2\\3\\4\\5$ |
| < | | 本方 取組 取組 取組 | 1 2 | 一) | 人 — 客 σ | 人)あ | のる | 教育子と | 計 | り二 | 、) 自 | ·ズ 立 | にと | 応社 | じ会 | た参 | 特別加 | : 115 | 十七 | 至妻 | <i>x</i> +₹ | ₹0 | 74 | 生光 | £ | [重 | 占 | · · | ·]取 • | · 組 · | l 5 |] | | | 2 3 3 3 | 1 2 |
| < | | 本取取取取取取取取取取取取取取租組組組組組組組組組組組組組組組組 | 1 | 教員 | 員か | 学か | び浴 | 売り | ナス | うた り り | め | が歩 | 体准 | 系 | 的垂 | なら | 研修订 | 修(5) | の 対 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ | 隹近 7 【 | 盖 | 【 1 | | 白京 | 与 • | | | - | | | | | | | 3 | 7 |
| | | 本取取取取取取取取租 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| < | 基 | 本取取取取取取取租組組組組 | 向1 2 3 4 を 権 | >地文生競成 | 域と屋支す 生を 見 ス ス る | 涯つのポポ事 | にく保一一業 | わる漢ツツー | ことに上髪気 | ら 重 舌 会 ら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 習習・実強・ | ・・・現化・ | 文文・にに・ | 化化・向向・ | ・芸・けけ・ | ス術・たた・ | ポの・環環・ | 一推・境境・ | ツ進・カカ・ | 舌【 . 乞乞 . | 助食・実実・ | り打白・【国・・・ | 単句 三点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 生 文 京 · · · | · 且 1 · 的 · · · | · O · 权組 · · | 1 1 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | : ! | • | | | | | 5 5 6 6 6 6 | 7 9 0 1 2 3 |

I 宮城県教育振興基本計画の点検及び評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の 規定により、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及 び評価を行うこととされています。このたび、同法の規定に基づき、平成23年度における教 育に関する事務に係る点検及び評価を実施し、その結果をこの報告書にまとめました。

なお、今回の点検及び評価は、平成22年3月に策定した宮城県教育振興基本計画の体系に 沿って実施しています。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)】

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 宮城県教育振興基本計画の進行管理について

宮城県教育振興基本計画では、計画の着実な推進を図るため、実施する施策を具体的に示す アクションプランを策定し、そのアクションプランに定めた施策については、PDCAサイク ルに基づく進行管理を行うこととしています。

3 宮城県教育振興基本計画の点検・評価方法等について

点検・評価に当たっては、知事部局を含む各担当課室において「宮城県教育振興基本計画第 1期アクションプラン(平成22年度~平成25年度)平成23年度改訂版」に掲載している 平成23年度事業の点検を行い、その評価の中で、宮城県教育振興基本計画に掲げる6つの基 本方向と26の取組の成果を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の対応の方向性を 示しました。

なお、本計画の点検・評価を実施するに当たっては、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)に基づき実施される、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン(平成19年度~平成28年度)」及び「宮城県震災復興計画(平成23年度~平成32年度)」に係る「政策評価・施策評価」と一体的に実施するとともに、宮城県行政評価委員会から指摘された宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の教育施策に関する御意見等を踏まえながら、当該評価を行いました。

4 評価の判定区分及び判定基準等について

(1) 基本方向評価

基本方向評価は、6つの基本方向ごとに、基本方向を構成する取組の状況を分析し、基本方向の成果(進捗状況)を「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の区分により総合的に評価するとともに、基本方向を推進する上での課題等と次年度の対応方針を総括的に示すものです。

なお,「次年度」は,「評価実施年度の次年度(平成25年度)」を指しています(取組評価についても同じ)。

【基本方向評価の判定区分及び判定基準】

基本方向を構成する取組の必要性,有効性,効率性を考慮し,取組の成果等から見て,次のとおり 判断されるもの。

順調:基本方向の成果が十分にあり,進捗状況が順調であると判断されるもの。

概 ね 順 調:基本方向の成果がある程度あり,進捗状況が概ね順調であると判断されるもの。 やや遅れている:基本方向の成果があまりなく,進捗状況がやや遅れていると判断されるもの。

遅れている:基本方向の成果がなく,進捗状況が遅れていると判断されるもの。

(2) 取組評価

取組評価は、26の取組ごとに、目標指標等の達成状況(11の重点的取組にのみ設定)や 取組を構成する事業の実績及び成果等を分析し、取組の成果(進捗状況)を「順調・概ね順調・ やや遅れている・遅れている」の区分により総合的に評価するとともに、取組を推進する上で の課題等と次年度の対応方針を示すものです。

【取組評価の判定区分及び判定基準】

取組を構成する事業の必要性,有効性,効率性を考慮し,目標指標等の達成状況,社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て,次のとおり判断されるもの。

順調:取組の成果が十分にあり,進捗状況が順調であると判断されるもの。

概 ね 順 調:取組の成果がある程度あり,進捗状況が概ね順調であると判断されるもの。 やや遅れている:取組の成果があまりなく,進捗状況がやや遅れていると判断されるもの。

遅れている:取組の成果がなく,進捗状況が遅れていると判断されるもの。

【目標指標等の達成度判定】

A:目標値を達成している。

B:目標値は達成していないが、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と同方向 に推移している、又は現状維持している。

C:目標値を達成しておらず、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に 推移している。

N:現況値が把握できず、判定できない。

※ 実施する取組のうち、網かけ部分は重点的取組

Ⅲ 宮城県教育振興基本計画の点検及び評価の総括

1 宮城県教育振興基本計画の成果について

宮城県教育振興基本計画の点検及び評価を実施した結果,宮城県教育振興基本計画に掲げる6つの基本方向及び26の取組の成果について,基本方向においては「概ね順調」が4件,「やや遅れている」が2件と判断されました。また,取組においては「順調」が1件,「概ね順調」が16件,「やや遅れている」が9件と判断されました。

以上のことから総合的に判断すると, 宮城県教育振興基本計画の成果については, 「概ね順調」と考えています。

2 宮城県教育振興基本計画の今後の推進に当たって

今回の点検及び評価の結果を踏まえ、宮城県教育振興基本計画の進捗状況は、概ね順調と判断できることから、引き続き県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」(平成19年3月策定)や、東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」(平成23年10月策定)との一体性に配慮しながら、教育施策の総合的かつ体系的な推進に一層取り組んでいきます。

その上で、今後の推進に当たっては、特に志教育の更なる推進、児童生徒の様々な心の問題に対する支援や体力・運動能力の向上に取り組むほか、震災により被災した学校施設等の復旧、被災児童生徒の就学支援や心のケアの継続、防災教育の充実と学校の防災機能の強化に取り組んでいきます。

さらに、県民の心の復興を支援するための学習機会の提供や文化芸術の振興に努めるととも に、県民が健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができるよう、スポーツ活動の一層の充 実を図っていきます。

Ⅳ 点検・評価結果及び目標指標等の達成度状況一覧

| | | #+++ | | 17 点検・評価和未及び日標 | | NXV/ル 見 | |
|----|---------------------------------------|------------------------|----|--|---|--|--------|
| 番号 | 基本方向名(評価担当課室) | 基本方向評価(前年度評価) | 番号 | 取組名(評価担当課室) | 取組評価(前年度評価) | 目標指標等 | 達成原 |
| | | | | | | 体験活動、インターンシップ等の参加人数 (小学生の農林漁業体験参加者) | Α |
| | | | | | | 体験活動,インターンシップ等の参加人数 | Α |
| | | | | | | (中学生の職場体験参加者) 体験活動,インターンシップ等の参加人数 | _ |
| | | | 1 | 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進 【重点的取組1】 | 概ね順調(概ね順調) | (高校生のインターンシップ参加者) | В |
| | | | | (義務教育課) | | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(小学6年生) | N |
| | | | | | | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(中学3年生) 新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離 | N C |
| | | | | | | 利 | |
| | | | | | | (卒業者に占める進学・就職等希望者の割合) | Α |
| | 学ぶ力と自立する力の育 | 10T 1 . WT = TO | | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(小学6年生:30分以上の児童の割合) | N |
| 1 | 成 | 概ね順調 | | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(中学3年生:1時間以上の生徒の割合) 児童生徒の家庭等での学習時間(高校2年生:2時間以上の生徒の割合) | N B |
| | (高校教育課) | (概ね順調) | | | | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(小学6年生) | N |
| | | | 2 | 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 【重点的取組2】 | 概ね順調 (概ね順調) | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(中学3年生) | N |
| | | | | (義務教育課) | 1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(高校2年生) | Α |
| | | | | | | 全国平均正答率とのかい離(小学6年生) | N |
| | | | | | - | 全国平均正答率とのかい離(中学3年生) | N |
| | | | | 幼児教育の充実 | やや遅れている | 大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離 | Α |
| | | | 3 | (教育企画室) | (概ね順調) | | |
| | | | 4 | 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進 (義務教育課) | 概ね順調 (概ね順調) | | |
| | | | 5 | 時代の要請に応えた教育の推進(高校教育課) | やや遅れている (概ね順調) | | |
| | | | | | 、1992年日日 1月 1月 / | 不登校児童生徒の在籍者比率(小学校) | Α |
| | | | 4 | 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援 「重点的取組3】 | やや遅れている | 不登校児童生徒の在籍者比率(中学校) | В |
| | | | | 【重点的取組3】 (義務教育課) | (概ね順調) | 不登校生徒の在籍者比率(高等学校) | С |
| | | | | | | 不登校児童生徒の再登校率(小学校・中学校) | С |
| | 豊かな人間性や社会性, 健やかな体の育成 (義務教育課) | やや遅れている | 2 | 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 【重点的取組4】 | やや遅れている | 児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合 | С |
| 2 | | (やや遅れている) | _ | 「生気的取組4】 | (やや遅れている) | 宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査への参加者割合 <反復横飛び> | С |
| | (義務教育課) | (1- 1- XE-10 C 0 - 0) | | 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成 | やや遅れている | N. Z. Z. IX, | |
| | | | 3 | (スポーツ健康課) | (やや遅れている) | | |
| | | | 4 | 食に関心を持ち、元気な子どもの育成 (スポーツ健康課) | 概ね順調 (概ね順調) | | |
| | | | 5 | 心身の健康を保つ学校保健の充実 | 概ね順調 | | |
| | | | 5 | (スポーツ健康課) | (概ね順調) | | |
| | 障害のある子どもへのき め細かな教育の推進 (特別支援教育室) | | | | 概ね順調 | 特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合 | С |
| 3 | | 概ね順調 | 1 | 【重点的取組5】 (特別支援教育室) | 概ね順調 (概ね順調) | 特別支援学校が幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校に対して行った支援活動の 実施回数(訪問助言・研修会への講師派遣) | Α |
| J | | (概ね順調) | | | | 特別支援教育研修の受講者数 | С |
| | | - | 2 | 障害のある子どもの自立と社会参加の支援 (特別支援教育室) | 概ね順調(概ね順調) | | |
| | | | | 教員が学び続けるための体系的な研修の推進 | | 10年経験者研修(共通研修)における受講者アンケート(4段階評価)の平 | Α |
| | | | 1 | 【重点的取組6】 (教職員課) | 概ね順調 (概ね順調) | 均評価点 公立学校(小・中・高・特別支援)教員の教育研修センター・特別支援教育セ | С |
| | | | | | | ンターにおける専門研修(希望研修)受講率 外部評価を実施する学校の割合(小学校) | A |
| | | | | | | 外部評価を実施する学校の割合(中学校) | A |
| | | | 2 | 開かれた学校づくりの推進【重点的取組7】 (高校教育課) | 概ね順調 (概ね順調) | 外部評価を実施する学校の割合(高等学校) | Α |
| | 信頼され魅力ある教育環 | ## 4 唐=田 | | 지면 IA 3A 면 DA / | (11火10年間) | 学校外の教育資源を活用している高等学校の割合 | С |
| 4 | 境づくり | 概ね順調 (概ね順調) | | | | 学校評価研修会に参加する学校の割合 | С |
| | (高校教育課) | (1944.143川貝 記河) | 3 | 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事シス テムの確立(教職員課) | 概ね順調 (概ね順調) | | |
| | | | 4 | 教職員を支える環境づくりの推進 (福利課) | 概ね順調 (概ね順調) | | |
| | | | 5 | 県立高校の改革の推進 | 概ね順調 | | |
| | | | 6 | (高校教育課) 学習環境の整備充実 | (概ね順調) 概ね順調 | | |
| | | | - | (義務教育課) 私学教育の振興 | (概ね順調) 概ね順調 | | |
| | | | 7 | 松学教育の振興 (私学文書課) | (概ね順調) | | |
| | | | , | 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり | 概ね順調 | 朝食を欠食する児童(小学6年生)の割合 | N |
| | 家庭・地域・学校が協働 | | 1 | 【重点的取組8】 (生涯学習課) | (概ね順調) | 保育所入所待機児童数(仙台市を除く) | ВВ |
| | して子どもを育てる環境 | | | 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり | | 子育てサポーターリーダー養成数累計 地域コーディネーター及び学校ボランティア養成研修会参加者累計 | A |
| 5 | づくり | (概ね順調) | 2 | 辺域と学校との筋動による学校文援の任組みづくり 【重点的取組9】 (生涯学習課) | 順調 (概ね順調) | | A |
| 5 | (生涯学習課) | | | 子どもたちの体験活動の推進 | やや遅れている | 3 人となっから 同時間 くたが日心地(チェははロヂ木)になり組む小平子牧り部口 | |
| 5 | | | _ | | (概ね順調) | | |
| 5 | | | 3 | (生涯学習課) | 1177 12 14 14 17 | 八十四書於附に大臣3号,上以上3-号中等 | |
| 5 | | | | (生涯学習課) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 | やや遅れている | 公立図書館等における県民1人当たりの図書資料貸出数 | N |
| 5 | | | 3 | (生涯学習課) | | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数) | С |
| 5 | (生涯学習課) | | 1 | (生涯学習課) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】 (生涯学習課) | やや遅れている (概ね順調) | | |
| | | やや遅れている | | (生涯学習課) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】 | やや遅れている | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数) | С |
| | (生涯学習課) 生涯にわたる学習・文 | やや遅れている (概ね順調) | 1 | (生涯学習課) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】 (生涯学習課) 文化財の保護と活用 (文化財保護課) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 | やや遅れている (概ね順調) やや遅れている (順調) | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数) | С |
| | (生涯学習課) 生涯にわたる学習・文 化・スポーツ活動の推進 | | 1 | (生涯学習課) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】 (生涯学習課) 文化財の保護と活用 (文化財保護課) | やや遅れている (概ね順調) やや遅れている | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数)みやぎ県民大学受講者数 | В |
| | (生涯学習課) 生涯にわたる学習・文 化・スポーツ活動の推進 | | 1 | (生涯学習課) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】 (生涯学習課) 文化財の保護と活用 (文化財保護課) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 【重点的取組11】 | やや遅れている (概ね順調) やや遅れている (順調) | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数) みやぎ県民大学受講者数 総合型地域スポーツクラブの創設数 | В |

V 点検・評価の結果について

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

| | | 評価結果 |
|----------------------|---|---|
| | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| (総括) 基本方向評価 | 概ね順調 | ・ 取組1では、設定する5つの目標指標について達成度 A が3つ、達成度 B が1つ、達成度 C が1つであった。また、各事業の状況をみると、震災により事業規模の縮小などがあったが、志教育支援事業の実施により志教育の推進に向けた関心が高まったほか、みやぎクラフトマン21事業や産業人材育成プラットフォーム事業などを実施することで、地域の復興を支える産業人材の育成に貢献することができたことから、概ね順調と判断される。 ・ 取組2では、設定する9つの目標指標について、震災により全国学力・学習状況調査が中止となったため、小・中学校に係る6つの指標は現況値を把握することができず達成度 N であった。それ以外の高等学校に係る3つの指標は、達成度 A が2つ、達成度 B が1つと概ね良好な数値であった。また、各事業の状況をみると、震災を踏まえ児童生徒の学力向上を図る事業等を修正・強化したほか、被災児童生徒への就学支援事業を新たに展開するなど、一定の成果が見られたことから、概ね順調と判断される。 ・ 取組3 では、幼児教育の推進を図る「学ぶ土台づくり」推進計画の普及啓発事業として、同計画の周知のほか、高校生を対象にした保育体験や子育てに関する講話などを実施し、親になることへの意識啓発を図ることができたほか、関係機関相互の連携体制の基礎が構築されたものの具体的な成果はまだ出ていない。また、幼児教育関係者へ心のケア等に関する研修を開催し、資質の向上に貢献することができたものの具体的な成果は見られないことなどからやや遅れていると判断される。 ・ 取組4 では、研究開発学校において小・中の連携を踏まえた効果的な外国語教育の在り方についての研究を行い、その成果を公表することで、効果的な指導方法についての共有が図られたほか、授業以外での ALT の活用や国際交流行事の充実により、児童生徒の国際理解への意欲が高める学習環境づくりが進んでいる。また、東北歴史博物館においては震災下であっても、教育普及事業の工夫・充実を図ることで震災前と変わらない参加者を教えることができたことなどから、概ね順調と判断される。 ・ 取組5 では、実施した事業はある程度の成果を挙げているものの、本取組を構成する事業の多くが震災の影響で休止又は事業規模を縮小している状況にあることから、総合的に判断し、やや遅れていると判断される。 ・ 取組5 では、実施した事業はある程度の成果を挙げているものの、本取組を構成する事業の多くが震災の影響で休止又は事業規模を縮小している状況にあることから、総合的に判断し、やや遅れていると判断される。 ・ 以上のことから総合的に考慮し、基本方向の進捗状況としては「概ね順調」と判断する。 |
| 悪題等と対応方針基本方向を推進する上での | 関との連携をより ・ 取組2「基礎的 事訪問や教育研修 ・ 取組3「幼児教 計画の策定に向け り,幼児教育関係 ・ 取組4「伝統・ 方法の継続性や学 成する。 ・ 取組5「次代の | ・高等学校を通じた「志教育」の推進」では、震災からの復興を支える人材育成のためにも、小・中・高等学校の発達段階に応じた「志教育」の一層の推進を図るとともに、関係機 緊密にし、多くの児童生徒が自分の希望する進路に進むことができるよう支援していく。 な学力の定着と活用する力の伸長」では、小・中・高等学校各段階における学力向上と学習習慣の定着のため、学力調査の結果を指導に役立てる工夫や改善を図るとともに、指導主を積極的に行う。また、被災児童生徒への継続的な就学支援を行う。 育の充実」では、幼児教育関係者同士の連携体制をより強化させ、「学ぶ土台づくり」推進計画に関連する事業の実施と更なる普及啓発に努めるほか、平成 26 年度以降の第 2 期行動た検討を行う。また、震災により就園が困難になった幼児に対する就園支援を継続するするとともに、幼児の心のケアなど喫緊の課題となっているテーマに関する研修会の充実を図者の更なる資質向上に取り組む。 文化の尊重と国際理解を育む教育の推進」では、小・中・高等学校の連携を踏まえた系統的な外国語活動を進めていく必要があることから、中学校区内の小・中学校が連携し、学習習内容の系統性に配慮した指導計画の整備を一層推進するほか、中・高連携を踏まえた Can-Do リストの作成等を通じて、高等学校における「英語による授業」に対応できる力を育要請に応えた教育の推進」では、ネットを通じた新たないじめ問題へ対応するため、今年度中に策定する ICT 教育推進計画を踏まえ、児童生徒への情報モラル教育やネットバトローまた、知事部局が実施する環境教育関連事業を、学校が活用できる仕組の周知を図るために、知事部局と教育庁の連携強化を図るほか、持続可能な社会の構築に資する人材の育成を |
| | | 基本方向と関連する「宮城の将来ビジョン」施策評価の状況 |
| 行政 | 【参考】 評価委員会意見 | ■施策15「着実な学力向上と希望する進路の実現」 ・ 県教育委員会が示す評価原案「概ね順調」は妥当であると判断される。 |

・高等学校卒業者の進路希望決定率 (%)

(卒業者に占める進学・就職等希望者の割合)

達成度 A 現況値 98.9 (H23 年度) 初期値 97.4 (H20 年度) 目標値 98.0 (H23 年度)

取組 1 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推准【重点的取組1】

| 概要 | | | 評価結果 |
|---|--------------|--|---|
| 児童生徒が,将来,社会人・職業人として自立する上で必要 能力や態度を育てるとともに主体的に学ぶ意欲を高めるた | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 能力へを及を育てるとこもに主体的に子が息紙を同めるた ,地域や企業等と連携しながら,小学校から高等学校までの 統的な教育活動を通じ,常に社会の中における人間の生き方 考えながら学びに向かうよう促す教育を推進する。 | | | ・ 目標指標の達成状況については、「体験活動、インターンシップ等の参加人数」は、小・中学校ともに達成度Aであった 高等学校では普通科でインターンシップよりも大学訪問等に取り組んだこと、震災により3月の実施ができなかったこ ら参加者の減少が見られ達成度Bであった。そのほか、平成23年3月の「新規高卒者の就職決定率」は達成度C、「高 |
| 主な取組内容 「志教育」を推進するため,小・中・高等学校の発達段階を まえたプランの策定と,研究協力校を指定するとともに先行 な取組を県内の各学校へ発信する。 | 取 | | 者の進路希望決定率」は達成度Aであった。 - 事業の実績及び成果等については、「志教育支援事業」において、推進地区の指定が震災のため3地区に減ったが、事を会の開催、実践事例集の発行を通じ、普及・啓発に努めた。また、教育事務所(地域事務所)ごとに実践事例がまと |
| 登童が生き方や考え方について学び、夢や志を持つことがで 数育資料として「みやぎの先人資料集」を作成する。 | 組評価(| 概ね順調 | れるなど、志教育推進に向けた関心が高まってきている。 ・ 「みやぎクラフトマン21事業」では、将来、地域産業を担い、中核となる実践力と統合力をもったものづくり人材 |
| 専門高校生の技術力向上とものづくり産業に対する理解を深るため、学校、行政、産業界をつなぐ「産業人材育成プラッフォーム」を活用し、地域の産業界と連携したものづくり人を育成する。 | !(総括) | 79444川只可川 | 成に対する期待が大きく、本県の産業振興の戦略的視点からも重要であり、地域企業等と連携することによる教育効果がっている。震災により計画していたプログラムの実施が心配されたものの、各校の工夫や企業の努力により、多くのを収めることができた。 |
| 高校生の進路の探求に向けたワークショップの開催や進路希の実現を支援するセミナーを実施する。 | | | ・ そのほか、「産業人材育成プラットフォーム構築事業」や「若年者就職支援ワンストップセンター設置事業」など、高やフリーター等を対象にした就職活動・相談活動などの産業における人材育成に関わる事業では、震災により一部実施催のできなかったものもあったが、利用者及び就職者が増え、一定の成果を収めることができた。 |
| 目標指標等 本験活動,インターンシップ等の参加人数(人) ト学生の農林漁業体験参加者) 童成度 A 現況値 37,957(H22 年度) | | | ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| 初期値 32,000(H20 年度)目標値 34,300(H22 年度) | _ | 取組を推進する上で | [*] の課題等 |
| 中学生の職場体験参加者) 達成度 A 現況値 21,054(H22 年度) 切期値 21,000(H20 年度)目標値 21,000(H22 年度) | | 長引く景気低迷業にとって非常に | !を支える人材育成のためにも,小・中・高等学校の発達段階に応じた志教育の一層の推進が必要である。 Eによる企業の事業縮小,震災による沿岸部産業への甚大な被害,さらに円高による産業の空洞化や海外移転への懸念等,県 E厳しい状況が続いており,人材確保が困難となっている中小企業も多く,高校生の県外就職が大きく増加している。 ショップの開催では,多くの講師を学校に派遣するため,県内全域において講師の確保が必要である。 |
| 高校生のインターンシップ参加者) 達成度 B 現況値 9,401(H23 年度) 切期値 5,421(H20 年度)目標値 11,600(H23 年度) | 取 組 | みやぎクラフト た、インターンシ | マン21事業のものづくり実践プログラムでは、技術力・指導力を有する特定の技術者への講師依頼が集中する傾向がある ツプ受入事業所の拡充も求められている。 |
| 将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(%) 小学 6 年生) 幸成度 N 現況値 - (H23 年度) | を推進す | 会の少ない普通科 | 「を有効活用するため,学校・行政と産業界との連携体制確立に向けた取組を進める必要がある。特に職業に関する教科を学 ・高校の生徒について,インターンシップ等を通じて外部の方々の勤労観・職業観・人生観に触れる機会を設ける等,社会へ いう観点からの取組を一層推進していく必要がある。 |
| 乗放後 N 現代値 - (H25 年度) 初期値 84.0 (H20 年度) 目標値 85.5 (H23 年度) | Ź | | |
| 中学 3 年生) 達成度 N 現況値 - (H23 年度) 初期値 72.0(H20 年度)目標値 73.5(H23 年度) | 上での課 | 例集の発行をとお | 普及に係る推進地区の指定を3地区から5地区に拡充し,指定地区の実態に応じた実践を積み重ね,事例発表会の開催や実 して広く県内に普及・啓発を図る。また,志教育についての普及・啓発の一助となるように,児童が人の生き方や考え方に |
| 新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離ポイント) 達成度 C 現況値 -5.6 (H22 年度) 初期値 -0.7 (H20 年度) 目標値 -0.4 (H22 年度) | 題等と対 | 高校生を対象に 立を図るとともに | いモデルとなる宮城県にゆかりのある先人を取り上げた「みやぎの先人集」を作成する。 5、社会における自己の果たすべき役割を主体的に考えさせる「志教育」を推進し,学ぶことの意義の自覚や職業観・勤労観 5、進学・就職関連の指定校の支援強化と,医師や地域のものづくり産業の担い手を志す生徒等の支援事業を展開し,県民や 5応え、震災復興を支える人材育成を推進する。 |

- 「み重ね、事例発表会の開催や実践事 1. 児童が人の生き方や考え方につい
- の意義の自覚や職業観・勤労観の確 等の支援事業を展開し、県民や地域 産業界のニーズに応え,震災復興を支える人材育成を推進する。
- ・ 震災による影響など、高校生の就職状況は今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、宮城労働局及び県教育委員会の関係機関との連 携を図り、①企業訪問等による求人開拓、②企業情報の収集・提供及び就職面接会の開催等による高校生と企業のマッチングの拡充、③進路指導 の充実・強化により、一人でも多くの高校生が早期に安定した就職ができるよう引き続き支援を強化する。
- 多くの学校から要求のある進路探求ワークショップの開催に応えられるよう、進路達成支援事業における講師の研修等の充実を図り、新たな講 師を開拓していく。
- ・ 指導を希望する学校は効率よく指導を受けられるよう、また、新たな指導者を確保できるよう、インターンシップを受け入れてくれる事業所の 開拓に取り組んでいく。

また、関係機関等との連携によりインターンシップ等の体験実習先や各種セミナーの講師等を紹介するコーディネート機能を強化し、普通科高 校における社会人講師を活用したワークショップ形式のセミナーの開催を積極的に進める。

取

| 取 組 2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 | 人重点 | 京的取組2】 | | | | | | |
|--|----------|---|---|--|--|--|--|--|
| ■概要 | | | 評価結果 | | | | | |
| 教員の一層の資質向上を図るとともに,家庭・地域と連携し | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 | | | | | |
| 基本的生活習慣や学習習慣の定着に取り組む。さらに、児童生徒の学習状況の把握、学校の学力向上に向けた取組を推進し、確かな学力の定着を図る。 ■主な取組内容 ◇学習習慣の形成に密接な関係がある基本的生活習慣の定着について、社会全体で取り組むとともに、科学的見地に基づいたパンフレットを作成する。 ◇学力向上に取り組む市町村教育委員会に対し事業費を支援するとともに、指導主事のチームが小・中学校を継続的・個別的に指導し、教員の指導力の向上と校内研修等の充実を図る。 ◇各高等学校を対象に学力テスト、アンケートを実施し、生徒の学力・学習状況を把握するとともに、研修や研究会の開催、学校への指導主事の派遣等をとおして教員の指導力向上を図る。 | 取組評価(総括) | 概ね順調 | 目標指標の状況については、設定する9つの指標のうち、震災により全国学力学習状況調査が中止となったため、小・中学校に係る6つの指標について現況値を把握することができなかった。それ以外の高等学校に係る3つの指標においては、達成度Aが2つ、達成度Bが1つであり、概ね良好な数値を示している。 事業の実績及び成果等については、従来から実施してきた児童生徒の学力状況を把握し、震災を踏まえて、学習習慣の形成や学習指導の改善を進める学力向上を図る事業等を修正・強化した。また、被災児童生徒が安心して就学できる環境を確保するため、各種就学支援事業を新たに展開するなど、各事業とも一定程度の成果が見られた。 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | | | | | |
| ■目標指標等 ・児童生徒の家庭等での学習時間(%) (小学6年生:30分以上の児童の割合) | | 取組を推進する上での課題等 | | | | | | |
| 達成度 N 現況値 - (H23 年度) 初期値 83.5 (H20 年度) 目標値 86.0 (H23 年度) | | ・ 小・中学校段階 | までは主体的な学習習慣の形成と確かな学力の定着を図り、高等学校での学習にスムーズに繋げていくことが必要である。また、 | | | | | |
| (中学3年生:1時間以上の生徒の割合) 達成度 N 現況値 - (H23年度) 初期値 63.1 (H20年度) 目標値 66.0 (H23年度) | | 高等学校段階では、生徒の実態を踏まえながら、授業改善による学力向上のための指導体制の確立を図る必要がある。 ・ 小・中・高等学校とも新学習指導要領への対応が求められている。 | | | | | | |
| (高校2年生:2時間以上の生徒の割合) 達成度 B 現況値 14.4(H23 年度) 初期値 13.4(H20 年度)目標値 18.0(H23 年度) | 取組 | | じり、沿岸部を中心として家庭の経済状況や児童生徒の生活環境や学習環境の悪化が見られ、継続した支援が必要である。 | | | | | |
| ・「授業が分かる」と答える児童生徒の割合 | を推 | 次年度の対応方針 | | | | | | |
| (小学 6 年生) 達成度 N 現況値 - (H23 年度) 初期値 78.4 (H20 年度) 目標値 81.0 (H23 年度) | 推進する | ・ 授業改善・指導力向上のための指導主事訪問や教員研修を積極的に行う。また、みやぎ学力状況調査や全国学力・学習状況調査の結果を指導に 役立てる工夫・改善を行い、小・中・高各段階において学力向上と学習習慣の定着を目指す。 | | | | | | |

- ・ 授業改善・指導力向上のための指導主事訪問や教員研修を積極的に行う。また、みやぎ学力状況調査や全国学力・学習状況調査の結果を指導に 役立てる工夫・改善を行い、小・中・高各段階において学力向上と学習習慣の定着を目指す。
- ・ 新学習指導要領の重点事項である,英語教育・理数教育の充実を図る事業を推進する。
- ・ 被災した児童生徒への就学支援を継続して実施する。

を推進する上での課題等と対応方針

(中学3年生) 達成度 N 現況値 - (H23年度) 初期値 67.1 (H20年度) 目標値 70.0 (H23年度) (高校 2 年生) 達成度 A 現況値 45.0 (H23 年度) 初期値 43.8 (H20 年度) 目標値 45.0 (H23 年度)

・全国平均正答率とのかい離(ポイント) (小学6年生) 達成度 N 現況値 - (H23年度) 初期値 -4.6 (H20年度) 目標値 -1.5 (H23年度)

(中学3年生) 達成度 N 現況値 - (H23年度) 初期値 -0.6 (H20年度) 目標値 0.1 (H23年度)

・大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離 (ポイント) 達成度 A 現況値 0.7 (H23 年度) 初期値 -1.1 (H20 年度) 目標値 -0.8 (H23 年度)

取

| | 評価結果 | | | | | | | |
|---|----------|-------------------------|---|--|--|--|--|--|
| ■概要 幼稚園教員や保育所保育士の研修の充実により資質向上を図るほか、幼稚園・保育所・小学校の連携と交流を促進し、小学校への円滑な移行を図る。また、人格形成の基礎となる幼児期における「学ぶ土台づくり」の形成に取り組む。 ■主な取組内容 ◇幼児期における質の高い教育を提供する施策をまとめた「学ぶ土台づくり」推進計画の普及啓発を図る。 ◇幼稚園教諭や保育士等に対する研修を行い、資質の向上を図る。 | 取組評価(総括) | 評価(進捗状況) やや遅れて いる | 評価の理由 ・ 幼児が置かれた状況としては、震災の困難を経験した事によって親子間の絆が深まった一方で、震災による生活環境の変化や精神的なダメージにより、基本的生活習慣の乱れが危惧されることから、親子間の愛着形成や基本的生活習慣の確立など、幼児教育の充実のため必要な施策を一層推進していく必要がある。また、震災により被災した幼児等への心のケアや就園機会を確保する必要が高まっている。 ・ 各事業の実績及び成果等をみると、「学ぶ土台づくり」普及啓発事業では、高校生を対象に、親育ちや子育で等についての詩話や保育体験を県内9校で実施し、親になることについての意識啓発が図られたほか、「学ぶ土台づくり」推進連絡会議の設立に向けた準備会を開催し、関係機関相互の連携体制の基盤が築かれたものの具体的な成果はまだ出ていない。 ・ また、幼・保・小連携事業では、県内5地区を連携推進地区として指定し、その取組の成果をまとめたリーフレットを保護者へ配布するなど、関係者への普及啓発が図られたほか、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会では、震災を踏まえた心のケア等に関する研修が行われるなど、幼児教育関係者の資質の向上に貢献することができたものの具体的な成果はまだ出ていない。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。 | | | | | |
| | 取組 | かな体験」の目標に | での課題等 そのため、「学ぶ土台づくり」推進計画の更なる周知が必要であるほか、同計画に掲げる「親子間の愛着形成」「基本的生活習慣」「豊原に即した事業を実施し、一層の普及啓発に取り組む必要がある。 は、発生から数年経過してからPTSD等の精神的な病を発症するケースが報告されていることから、被災した幼児への長期的な心 | | | | | |

を推進する上で

 \mathcal{O}

課題等と対応方針

- のケアが必要であるほか、震災により生活環境が変化し、就園が困難になった幼児に対する支援を継続して行う必要がある。
- ・ 幼児期における教育の質を高めるためには、幼児教育関係者に対して、幼児教育に関する最新事情や多様なニーズに応じた研修等を提供していく 必要がある。

次年度の対応方針

- ・ 幼児教育関係者によって構成する「学ぶ土台づくり」推進連絡会議や圏域別ワークショップ、幼児教育に関する実態調査などを踏まえ、幼児教育 に係る現状と課題を明らかにし、各主体が果たすべき役割や連携の在り方を探りながら「学ぶ土台づくり」推進計画に関連する事業の実施と更なる 普及啓発に努めるほか、平成26年度以降の第2期計画の策定に向けた検討を行う。
- ・ 幼児の心のケアや就園支援に継続して取り組むほか、心のケアや防災教育などの喫緊な課題となっているテーマに関する研修会の充実を図り、幼 児教育関係者の更なる資質向上に取り組む。

取組4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

| | | | 評価結果 | | | | | |
|---|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| ■概要 | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 | | | | | |
| 自国や郷土の歴史の理解を深めるとともに、他国の文化や 小学校からの外国語活動を行い、ともに生きていくための能 力や態度を育成する。 | 取組 | | ・ 研究開発学校において、小・中の連携を踏まえた効果的な外国語教育の在り方についての研究が行われ、連携カリキュラムの作成や小・中交流授業の実践をとおして成果の公表・共有が図られた。 ・ 小学校外国語活動及び中学校外国語科における ALT の活用に加え、授業以外での ALT の活用や国際交流行事の充実等によ | | | | | |
| ■主な取組内容 ◇外国語教育の充実と地域レベルの国際交流を推進し、諸外国との相互理解を深め、国際化の促進に役立てるために、語学指導等を行う外国語指導助手を招致する。 | 評価(総) | 概ね順調 | り、児童生徒の国際理解への意識を高めるための学習環境が整ってきている。 震災直後という不安定な状況にもかかわらず、東北歴史博物館において教育普及活動及び図書情報室、こども歴史館の運営が行われ、震災前と変わらない参加者を数えた。 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | | | | | |
| ◇東北歴史博物館を活用した伝統文化の教育普及や図書館所 蔵資料の代替資料を作成し県民への理解の促進を図る。 | | | | | | | | |
| | | 取組を推進する上での | の課題等 | | | | | |
| | 取組を推進する | ・ 学習指導要領の改訂に伴い、小学校5・6年生で外国語活動が全面実施され、高等学校においては英語で授業を行うことが基本とされたことなどから、小・中・高の連携を踏まえた系統的な外国語活動を進めていく必要がある。 | | | | | | |
| | 上で | 次年度の対応方針 | | | | | | |
| | | | 動と中学校英語の接続をより円滑にするために,中学校区内の小・中学校が連携し,学習方法の継続性や学習内容の系統性に配慮備等を一層推進するほか,中・高連携を踏まえた Can-Do リストの作成等をとおして,高等学校での「英語による授業」に対応でに付けさせる。 | | | | | |

取組 5 時代の要請に応えた教育の推進

| | 1 | H | ĮĹ | 耳 | Ξ |
|--|---|---|----|---------------|---|
| | 1 | Б | ħ. | $\frac{1}{2}$ | z |

高度情報化社会に対応できるよう、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進する。 また、宮城の豊かな自然を生かした体験活動等を通じて地域に根ざした環境教育を推進する。

■主な取組内容

◇情報モラル教育の調査研究や啓発リーフレットを作成する とともに、学校裏サイトによる生徒の被害を未然に防止する ため、ネットパトロールを実施する。

◇児童生徒・教員の情報活用リテラシー能力の育成や I T活用の促進を図るため、県内の公立学校を接続する高速・大容量通信回線について、必要な保守管理を行う。

◇廃棄物の発生抑制やリサイクル産業の振興等について,専 門高校生としての基礎的研究を行う。

| | 評価の理由 |
|--|-------|

評価(進捗状況)

なっている。

・ 新学習指導要領総則には情報モラルを含めた情報教育の充実が明記され、高度情報化社会に即応した情報活用能力の育成が 一層重要である。また、地球規模の環境破壊が進んでおり、環境面からの持続可能な社会の構築に向けた教育も時代の要請と

- ・ 取組を構成する事業は、情報と環境に関する6事業であるが、震災による事業の見直し対象となったため、取組は限定的であった。ただし、実施できた取組については、一定の成果を挙げている。
- ・ 情報活用能力育成に係る事業は震災により休止となり、教育関係の県専用回線 SWAN の新システム移行と、平成26年度からSWAN を県立学校専用とし市町村教育委員会は独自の体制に移行するための準備を行った。
- ・ 環境教育に関わる4事業については、震災の影響により2事業は休止、残る2事業も非予算又は減額された予算の範囲で可能な取組のみを実施することとなった。また、環境教育リーダーの活用が十分進まずリーダー登録数が減少傾向にあり課題が残った。
- ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。

取組を推進する上での課題等

・ 高度情報化社会の進展により、ネット上の有害情報が深刻化し、児童生徒間でもネット上の書込みによるいじめが生じるなど、新たな問題への対処が喫緊の課題となっており、情報活用能力の育成に当たっては、情報社会の暗部にも目を向けさせ情報モラルを身に付けさせることや、ネット被害から児童生徒を守る仕組みが必要である。

評価結果

- ・ 平成26年度からSWAN を県立学校専用とすることから、市町村教育委員会の独自のシステム体制に移行するための準備を引き続き行う必要がある。
- ・ 環境教育リーダー事業をはじめとする知事部局主管の環境教育関係事業については、震災による影響で事業の休止や縮小が見られたことから、平成 24 年度はほぼ震災前のレベルに回復させ、平成 25 年度には拡大させていく必要がある。
- ・ 震災や原発事故により、自然との共生、環境の保全、社会の発展と資源・エネルギー供給のバランス等の在り方が改めて問い直されており、このような社会の変化に応じた人材の育成が必要である。

次年度の対応方針

- ・ 新たな ICT 教育推進計画を平成 24 年度中に策定し、平成 25 年度には同計画に基づき具体の取組を実施する。また、児童生徒への ICT 教育の推進とともに、現在行っているネットパトロールを継続し、教員の指導力向上と保護者啓発の取組も併せて進める。
- ・ 新回線となった SWAN の安定運用を図るとともに、平成 24 年度末の現教育研修センター閉所後、各市町村のシステムに移管する平成 26 年度までの1年間のシステム利用の保障をどのように図るか早急に検討するほか、汎用的な校務支援システムの導入を図る。
- ・ 環境教育関係事業における知事部局と教育庁の連携をより密にし、環境教育リーダー派遣システム、リサイクル施設見学、文化祭における環境を テーマとした研究・展示への支援等、学校が活用可能な仕組の周知を図る。
- ・ 循環型社会に貢献できる産業人材育成はもちろんのこと,文部科学省指定事業スーパーサイエンススクールや理系人材育成事業等をとおして,持 続可能な社会の構築に資する人材の育成を図る。

組を推進する上での課題等と対応方

【取組を構成する事業一覧】

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

(1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進 【重点的取組1】

| | | 1# 1> -b > 11/4 / 4 | 辰・音楽が行木しノコノ・辰火後央夫旭計画にわける「音楽宗 | |
|----------|-----------------------|-------------------------------|---|---------|
| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
| 組替 新規 | ◎震 | 志教育支援事業 | ・人間の生き方や社会の有様を改めて見つめ直させた今回の震災を踏まえ、小学校から高等学校までの系統的な教育活動を通じ、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促し、児童生徒が社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるとともに、主体的に学ぶ意欲を高める。 ・指定校支援・事例発表会・パンフレット作成 ・先人資料作成 ※H22 夢づくり支援事業の組替 | 義務教育課 |
| | | 豊かな体験活動推 | ・震災により地域とのつながりの重要性が再認識されていることから、児童生 | |
| | ◎震 | 進事業 | 徒の豊かな人間性や社会性を育むために、小中学生の民泊による体験学習「子ども農山漁村交流プロジェクト」と連携し、成長段階に応じて社会奉仕体験や自然体験などの促進を図る。 | 義務教育課 |
| | ◎震 | 進路達成支援事業 | ・高校生に対し、社会の中で果たすべき役割を考えさせるなど、自らの進路を探求するためのワークショップを開催する。 ・生徒の進路希望の実現を支援する就職試験対策セミナー、未内定者向けガイダンス等を行う。 | 高校教育課 |
| 新規 | 0 | 就職指導システム 改善モデル事業 | ・企業や学校等で経験を積んだ優秀な人材を就職支援推進員として、就職希望者が多く、就職内定率の低い高等学校10校に重点的に配置し、早期に本格的な就職指導に取り組むとともに、今までの就職状況を分析し、その対策を高等学校の就職指導の仕組として確立させ、就職内定率の向上を図る。 | 高校教育課 |
| | | みやぎクラフトマ ン21事業 | ・専門高校生の技術力向上とものづくり産業に対する理解を深め、地域産業を 支える人材の確保と育成につなげるため、現場実習や企業等の熟練技能者によ る実践的な授業等を行う。 | 高校教育課 |
| | | 産業人材育成重点 化モデル事業 | ・ものづくり産業界における有為な人材を輩出するためのモデル校を指定し、連携コーディネーターの配置やインターンシップなどを行う。 ・震災被害のあった地域産業の復興に貢献し、将来、地域を担う人材を育成するため、地域産業界と連携し、震災復興に係る課題解決を通した教育活動を展開する。 | 高校教育課 |
| | | ものづくり人材育 成確保対策事業 | ・ものづくり産業の認知度を向上させるため、県内製造業の工場見学会等を開催する。 ・キャリアカウンセラーを高等学校に派遣し県内製造業への就職拡大や早期離職の防止を図る。 | 産業人材対策調 |
| | ◎震 | 産業人材育成プ ラットフォーム構 築事業 | ・産業人材育成関連機関の情報共有等を図るため「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」及び「圏域版産業人材育成プラットフォーム」を設置・運営する。 ・産業人材育成の機運を醸成するためのフォーラム等を開催する。 | 産業人材対策調 |
| | 0 | 若年者就職支援ワ ンストップセン ター設置事業 | ・フリーター等若年求職者を対象に、企業・学校等と連携し、キャリアカウン セリング、職業能力開発等から職業紹介までをワンストップで行うジョブカ フェを核とした就職支援を促進する。 | 雇用対策課 |
| | ◎ 震 | 高卒就職者援助事 業 | ・県内4地域で合同就職面接会を開催する。(年2回) ・県内7地域で出前カウンセリングを開催する。 ・県内3地域で企業説明会を開催する。 ・県内3地域で新規採用者職場定着セミナーを開催する(年2回) | 雇用対策課 |
| | 震 | 新規高卒未就職者 対策事業 | ・新規高卒者等若年未就労者の就職支援として,情報教育,家庭科教育,特別支援教育の各分野における実習補助や事務補助を行う臨時職員を雇用し,県立 学校に配置する。 | 高校教育課 |
| | 震 | 県立高等学校キャ リアアドバイザー 事業 | ・キャリア教育や職業教育の充実を図るためキャリアアドバイザーを全ての県 立高等学校に配置する。 | 高校教育課 |

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|-------------------------------|--|---------|
| | 宮城県版キャリア セミナーコーディ ネート事業 | ・各高等学校がキャリア教育・進路指導の一環として、社会人講師を招聘して 実施するキャリアセミナーについて、その企画運営を民間企業に委託し、業務 の効率化・円滑化を図る。 | 高校教育課 |
| | 発達段階に応じた キャリア教育支援 事業 | ・発達段階に応じた系統的なキャリア教育や進路指導を効果的に推進するため,研究協力校を指定し,先行的な取組を県内の各学校に発信していく。 | 義務教育課 |
| | みやぎクラフトマ ン21支援業務 | ・「みやぎクラフトマン21事業」を円滑に推進するため、産業界と学校との 橋渡しや各種研修等の調整を行う。 ・また、技能・技術を継承するため、高等学校に派遣する講師の開拓も行う。 | 産業人材対策課 |
| | 課題研究体験学習費 | ・職業教育を実施する高等学校において,実験・実習等の実際的,体験的な学習の充実と問題解決能力や創造性の育成を図る。 | 高校教育課 |
| | 中高一貫教育推進 事業 (再掲) | ・中等教育の多様化と魅力ある高校づくりを図る一環として,連携型(志津川高等学校と志津川,戸倉及び歌津中学校)及び併設型(仙台二華中学校・高等学校,古川黎明中学校・高等学校)の中高一貫教育の推進を図る。 | 高校教育課 |

7

(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 【重点的取組2】

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|---------------------|---|-------|
| | 基本的生活習慣定 着促進事業 | ・震災以降、子どもたちの生活リズムが不規則になりがちであり、規則正しい 食習慣や外遊びなどの重要性がますます高まっていることから、みやぎっ子ル ルブル推進会議の設立趣旨に賛同する企業・団体と連携し、社会総がかりで、 幼児児童生徒の基本的生活習慣の定着を図る。 ・科学的アプローチに基づいたパンフレットを作成する。 | 教育企画室 |
| | 小中学校学力向上 推進事業 | ・児童生徒に基礎・基本を確実に定着させ、学力の全体的な向上を図る。・学力向上に取り組む市町村教育委員会に対する事業費の支援・指導力に優れた教員の学校等への派遣・優れた指導技術を集めた手引書を作成し教員の指導力向上と指導技術の継承を行う。 【学び支援コーディネーター等配置事業】・被災地における児童生徒の放課後や週末、長期休業期間等の学習支援を行おうとする市町村教育委員会に、学習活動のコーディネーター等に従事する人材等を配置できるよう支援し、児童生徒等の学習・交流を促進する。 | 義務教育課 |
| | 学力向上サポート プログラム事業 | ・復興の歩みに合わせ、さらなる学力向上に取り組めるよう小・中学校を、指導主事が継続的、個別的に直接訪問して指導・助言等を行うことで、校内研修の充実と、教員の教科指導力の向上を図る。 | 義務教育課 |
| | 高等学校学力向上 推進事業 | ・高校生を対象に学力テスト(2年生),アンケート(1・2年生)を実施し生徒の学力・学習状況を把握する。 ・指導主事派遣等をとおして教員の指導力向上を図る。 ・新学習指導要領に対応するため、手引・指導資料等を作成する。将来宮城の医師となる志を持つ生徒を対象として、合同学習合宿等を通じて学力、学習意欲の向上を図る。 | 高校教育課 |
| _ | 進学拠点校学力向 上事業 | ・各地域の進学拠点校について、学習習慣診断カードの作成・活用や、模試結果分析に基づく個別指導の充実とともに合同学習合宿やオープンキャンパスへの参加などを通して進学意欲を高める。 | 高校教育課 |
| | 学習状況調査事業 | ・小・中学生の学力向上に向けて、全国学力・学習状況調査の希望利用実施校のデータを集計・分析し、市町村及び各学校に提供する。 | 義務教育課 |
| | 科学巡回指導費 | ・小学校を訪問し、ものづくりや実験をとおした特別授業を行い、科学教育の理解を深めるとともに、教員の理科指導力向上を図る。 | 義務教育課 |
| | 理科支援員等配置 事業 | ・外部人材を小学校の理科授業に活用し教員の支援等を通して,理科教育の活性化と小学校教員の理科指導力の向上を図る。 | 義務教育課 |
| | 原子力エネルギー 教育支援事業 | ・県立学校及び各市町村教育委員会が実施する原子力やエネルギーに関する教育に係る取組を支援する。 | 義務教育課 |

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----|---|--|---------|
| 新規 | 震 | 東日本大震災みや ぎこども育英基金 事業(奨学金) (再掲) | ・国内外からの寄附金を積み立てた東日本大震災みやぎこども育英基金を活用し、震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童生徒等に対し、安定した学びの機会と希望する進路選択を実現できるよう、その修学を支援し、有為な人材育成に資する事を目的とした奨学金を給付する。 | 総務課 |
| 新規 | 震 | 被災児童生徒就学 支援事業 (公立小中学校) (再掲) | ・震災により、経済的な理由から就学等が困難となった世帯の公立小中学校(中等教育学校前期課程含む。)の児童生徒を対象に、学用品費、通学費(スクールバス利用費を含む。)、修学旅行費、給食費等の緊急的な就学支援を行う。 | 義務教育課 |
| 新規 | 震 | 被災児童生徒就学 支援事業 (私立小中学校) (再掲) | ・震災による経済的理由から就学が困難となった世帯の私立小・中学校の児童 生徒を対象に、学用品費、通学費、修学旅行費、給食費等の就学支援を行う。 | 私学文書課 |
| 新規 | 震 | 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 (再掲) | ・震災により被災し、就学困難と認められる幼児児童生徒(特別支援学校)の保護者等に対して、学用品の購入費や給食費等必要な就学援助を行う。 | 特別支援教育室 |
| 新規 | 震 | 被災生徒に対する 教科書等給与事業 (再掲) | ・被災した生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、教科書、副教材、学用品等を給与する。 | 高校教育課 |
| | 震 | 高等学校等育英奨 学資金貸付金 (再掲) | ・高等学校等育英奨学資金貸付基金から,経済的な理由によって修学困難な高 校生等に奨学資金の貸付けを行う。 | 高校教育課 |
| 新規 | 震 | 私立学校授業料等 軽減特別補助事業 (再掲) | ・被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため、授業料等を減免する私立学校の設置者に対して補助を行う。 | 私学文書課 |
| 新規 | 震 | 県立高校通学手段 緊急確保事業 (再掲) | ・震災で甚大な被害を受け、校舎使用が困難となった学校の再開に際し、他校 の校舎を利用する被災校の高校生の通学手段を確保するため、借上バスを運行 委託する。 | 教育企画室 |

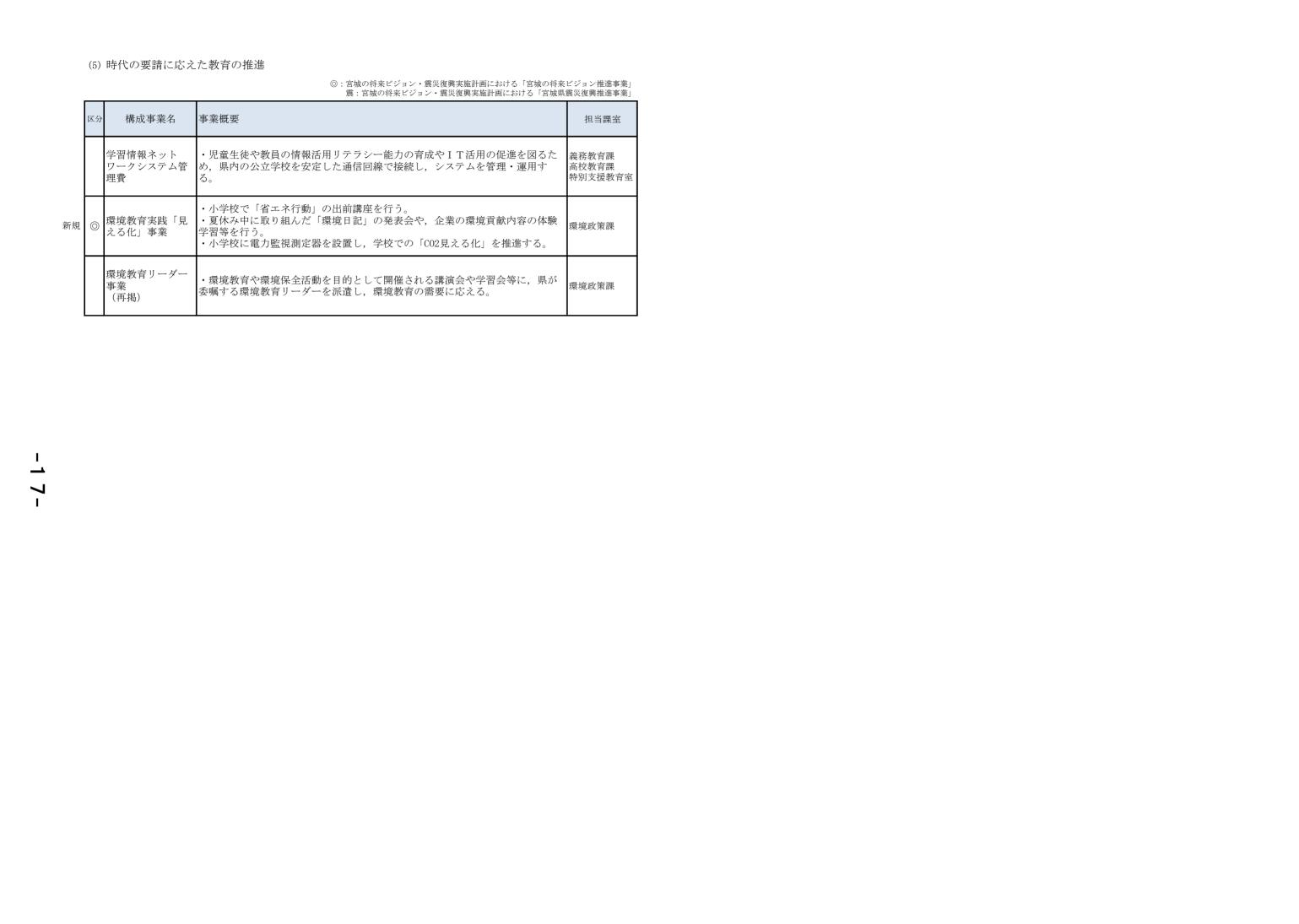
(3) 幼児教育の充実

◎:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城の将来ビジョン推進事業」 震:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県震災復興推進事業」

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|------|----|----------------------------------|--|--------|
| 組替新規 | _ | 「学ぶ土台づくり」 普及啓発事業 | ・震災により幼児期の多くの子どもが心のケアを必要とする状況となり、「親子間の愛着形成」が平時以上に欠かせない状況となったことから、その重要性について啓発等を行うとともに、親育ちの視点から、これから親になる世代に対して、親になることの意義等について意識啓発を行う。また、関係機関が連携して子どもの育ちを支えるための体制づくりを行う。 ※H22「学ぶ土台づくり」推進プログラム策定事業の組替 | 教育企画室 |
| 新規 | | 幼・保・小連携推 進事業 | 震災により、子どもの生活環境や学習環境が大きく変化したことから、その変化に対応するためにも保育士・教諭の合同研修会を開催し、子どもの発達を長期的な視野で捉えるとともに、それぞれの教育内容や指導方法について相互理解を図ることにより幼児教育等の充実を図る。・幼・保・小連携合同研修会・幼・保・小連携推進地区指定 | 義務教育課 |
| | 0 | 幼稚園等新規採用 教員研修事業 【教職員CUP事業】 | ・公立の幼稚園等の新任教員を対象とした研修を実施し,実践的指導力と使命感を養うとともに,幅広い知見を習得させ,幼稚園等の教育水準の維持向上を図る。 | 教職員課 |
| 新規 | 震 | 被災幼児就園支援 事業 | ・被災した幼児を対象に幼稚園就園奨励事業を行った市町村に対し、所用の経費を補助する。 | 総務課 |
| | | 私立学校運営費補 助 (再掲) | ・私立学校の経常的経費に対して補助を行う。 | 私学文書課 |
| | | 私立学校特別支援 教育費補助 (再掲) | ・私立学校(特別支援学校、幼稚園)における障害児教育の教育条件の維持向 上と保護者負担の軽減を図るために補助を行う。 | 私学文書課 |
| | | 私立学校教育改革 特別経費補助 (再掲) | ・私立学校の活性化・個性化及び子育て支援促進の教育改革に資する事業について補助を行う。 | 私学文書課 |
| | | 保育士研修事業費 | ・現任保育士に対する研修を実施する。 | 子育て支援課 |

(4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|-------------------------------|--|--------|
| | 英語教育改善のための調査研究事業 | ・研究開発学校 5 校が、英語教育の早期必修化や中学校への円滑な移行のための効果的な指導法等についての研究を行う。 | 義務教育課 |
| | 実支援事業 (県立高等学校) | ・外国語教育の充実と地域レベルの国際交流を推進し、諸外国との相互理解を 深め、国際化の促進に役立てるため、語学指導等を行う外国語指導助手を招致 する。 ・新学習指導要領における「英語による授業」を先行して実施する実践モデル 校7校を指定し、公開授業等によりその成果を発信する。 | 高校教育課 |
| | 実践的英語教育充 実支援事業 (公立小中学校) | ・外国語教育の充実と地域レベルの国際交流を推進し、諸外国との相互理解を 深め、国際化の促進に役立てるため、語学指導等を行う外国語指導助手を招致 する。 ・小・中学校におけるALTの一層の活用を図り、英語でコミュニケーションする 楽しさを味わえる授業を通じて児童生徒の英語学習への積極的な取組を促し、 英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。 | 義務教育課 |
| | 吉林省教育視察団 交流事業費 | ・宮城県と中国吉林省との「第9次交流計画協議」及び「第四期覚書」に基づき、吉林省との教育交流を推進する。 | 総務課 |
| | 東北歴史博物館教 育普及事業 (再掲) | ・東北歴史博物館において教育普及活動及び図書情報室,こども歴史館の運営を行う。 | 文化財保護課 |



| | | 評価結果 |
|----------------------|---|--|
| | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| (総括) 基本方向評価 | やや遅れて いる | ・ 取組1では、設定する4つの指標のうち、達成度 A が1つ、達成度 B が1つ、達成度 C が2つであり、特に高等学校における不登校児童生徒の割合と小中学校における不登校児童生徒の再登校率において前年度よりも数値が悪化した。また、事業の状況をみると、震災による心のケアに対応するため県内外のスクールカウンセラーの緊急派遣や相談活動の充実を図るなど、一定の成果はあったが、目標指標の状況を考慮し、やや遅れていると判断される。 ・ 取組2では、設定する児童生徒の体力・運動能力調査、体力運動能力調査への参加者に関する2つの指標において、震災の影響で調査できなかった学校もあったことなどから、それぞれ達成度 C であった。また、事業の状況をみると、地域のスポーツ経験者などの外部指導者を学校に派遣する事業や震災により被災した学校に部活動用備品の購入費を助成する事業など、それぞれ一定の成果が見られたが、目標指標の状況を考慮し、やや遅れていると判断される。 ・ 取組3では、各学校の防災マニュアルの策定のほか、地域連携における防災管理・防災教育の進め方などを盛り込んだ学校安全教育指導者研修会の開催など、防災教育の推進に向けた事業に着手し、各事業は適切に行われているものの、具体的な成果はまだ出ていないことから、やや遅れていると判断される。 ・ 取組4では、学校関係者への食に関する研修会等を開催し、学校給食の普及・充実と給食実施体制の整備を図ることができたほか、「すくすくみやぎっ子みやぎのふるさと食材月間」による学校給食における県食材の利用促進や普及啓発が図られたなど、一定の成果が見られたことから、概ね順調と判断される。 ・ 取組5では、関係機関との連携をとりながら、学校保健研修会、養護教諭研究協議会等の各種研修会を開催し、震災時における心のケアや複雑化した健康課題への対応について、教職員の資質向上が図られたほか、学校へ専門医等を派遣し児童生徒へ保健指導を行うなど、それぞれ成果が見られたことから、概ね順調と判断される。 ・ 以上、5つの取組のうち2つが概ね順調であるが、不登校児童生徒の更なる支援や児童生徒の体力・運動能力の向上、防災教育の更なる推進が必要であることから、基本方向の進捗状況としては「やや遅れている」と判断する。 |
| 黒題等と対応方針基本方向を推進する上での | 推進する。また, 向けて関係機関へ ・取組2「健康な る場所が狭い学校 ・取組3「災害に 研修会の更なる あ防災教育の推進 ・取組4「食に関 水産物の様々なP ・取組5「心身の | かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」では、児童生徒の心の復興に向けて、志教育の一層の推進を図るとともに、豊かな人間性や社会性を養うために自然体験や読書活動を児童生徒の不登校や問題行動、心のケアなどに対応するため、専門知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを継続して配置するとともに、その人材確保にの協力要請を行う。 体づくりと体力・運動能力の向上」では、子どもたちの体力・運動能力の低下の抑止に取り組むため、教員の指導力を向上させるための研修会を充実させるほか、被災地域で運動すに対して、狭い場所での運動実例を紹介し、身体活動の活発化を図る。また、体力運動能力の向上には、運動だけでなく、基本的生活習慣の定着も必要であることへの啓発を行う。積極的に向き合う知識と能力の育成」では、児童生徒の防災に関する知識を深め、災害時の対応能力を高めるため、学校における防災教育等の推進的役割を担う教員等を対象とした実を図るとともに、研修会等を通じて「みやぎ学校安全基本指針」の周知を行い、市町村教育委員会や地域と連携を図りながら、各学校における安全管理体制の構築と地域連携によを進めていく。心を持ち、元気な子どもの育成」では、震災以降、食の大切さが再認識されていることから、関係機関との連携を強化し、食育に関する事業の一層の推進を図るとともに、県内農林R活動をとおして引き続き地産地消の推進に取り組む。健康を保つ学校保健の充実」では、震災に係る心のケアをはじめ、新たな健康課題への対応が必要であることから、学校教職員に対する研修を充実させ、教職員の資質向上を図ると携を図りながら各学校の課題解決に向け専門医等の派遣を更に推進する。 |
| | <u> </u> | 基本方向と関連する「宮城の将来ビジョン」施策評価の状況 |
| 行政 | 【参考】 評価委員会意見 | ■施策16「豊かな心と健やかな体の育成」・ 県教育委員会が示す評価原案「やや遅れている」は妥当であると判断される。・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが果たす役割及び業務内容について、対応方針に分かりやすく示す必要があると考える。 |

取

| 概要 | | 評価結果 |
|---|--|--|
| 様々な体験活動、文化活動等の推進を通じて、規範意識の醸やコミュニケーション能力の育成を図るほか、いじめ、不登 | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 等に対応する教育相談活動の充実、関係機関が連携したネッワークの構築など、多様な支援に取り組む。 主な取組内容 豊かな人間性や社会性を養うために、自然体験や読書活動等 推進する。 問題を抱える児童生徒等への対応を図るため、中学校、高等校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置するととも、 、小学校にも派遣する。 不登校児童生徒の支援を行うために市町村教育委員会へのスープ・スープ・スープ・スープ・スープ・スープ・スープ・スープ・スープ・スープ・ | 取組評価(総括) やや遅れ ている | ・ 社会経済情勢等からは、小・中・高校生に関する不登校やいじめ、問題行動等への対応とともに、子どもの心のケアにする施策(教育相談充実事業、スクールソーシャルワーカー活用事業等)や安心・安全な学校生活のための対策等が喫緊課題として上げられる。 ・ 目標指数等の状況については、「不登校児童生徒の在籍者比率」が小学校は達成度A、中学校は達成度Bであったが、高学校は、前年度よりも増加しており、達成度Cとなっている。「小・中学校における不登校児童生徒の再登校率」においては前年度よりも減少し達成度Cとなっている。 ・ 事業の実績及び成果等については、震災による児童生徒の心のケアのため、教育相談充実事業、高等学校スクールカウセラー活用事業などを通じて、県内県外のスクールカウンセラーの緊急派遣や相談活動の拡充を行い、小・中学校においは、通常配置・派遣スクールカウンセラーに加え、県内スクールカウンセラーを延べ395人、県外スクールカウンセラー延べ1,654人派遣した。また、高等学校においても、全県立高等学校(特別支援3校を含め79校)にスクールカウンセラを基本配置した上で、震災後の心のケア対応として、全校に対し、学校のニーズに合わせ追加派遣を行った。 ・ そのほか、被災地に対する人的支援のほか、豊かな体験活動等の啓発や県内への教育旅行の誘致のためパンフレット等作成するなど、様々な取組を行い、事業分析は「成果があった」が多いものの、目標指標等の一部で未達成のものがあった。以上のことから、本取組の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。 |
| 達成度 B 現況値 3.02(H22 年度) 初期値 3.17(H20 年度)目標値 2.90(H22 年度) | 取組を推進する上 | |
| 不登校生徒の在籍者比率(%) 高等学校) 達成度 C 現況値 1.89(H22 年度) 初期値 1.59(H20 年度)目標値 1.47(H22 年度) 不登校児童生徒の再登校率(%) 小学校・中学校) 達成度 C 現況値 32.7(H22 年度) 初期値 37.0(H20 年度)目標値 37.0(H22 年度) | 動を継続して実 ・ 震災による影 ワークの構築や る。 ・ 震災後の児童 | 動や教育旅行の状況把握,情報提供を行うとともに,市町村教委や学校が体験活動の改善と精選を検討しながら,よりよい体影施するよう促していく必要がある。 響も含め,不登校や問題行動等の防止策として教育相談体制の確立を図るとともに,家庭や地域,関係機関との連携によるネッスクールソーシャルワーカーの有効な活用が不可欠である。そのため,登校支援ネットワーク事業の効果的な運用を図る必要が生徒の長期的・継続的な心のケアが必要なことから,スクールカウンセラーの配置・派遣等については,配置・派遣回数の増かャルワーカーの活用の拡充等を図る必要があり,人員確保とともに財源の確保と効果的な配置の工夫が必要である。 |

推進する上での 課

次年度の対応方針

・ 児童生徒の心の復興に向けて、志教育を一層推進する。今年度は、志教育推進地区を8地区に拡充するとともに、先人から生き方を学ぶ「みや ぎの先人集」の作成を行い、県内各学校、図書館等の県有施設に配布する。また、豊かな人間性や社会性を養うために自然体験や読書活動を推進 する。

・ 今後も、震災の影響によるPTSD等の精神症状を呈する児童生徒等が増加することも予想され、専門的なケアに対するニーズが高まるものと

見込まれる。限られたマンパワーの中でニーズに対応していくためには、関係機関との密接な連携が必要である。

- ・ 登校支援ネットワーク事業として、4つの事業の有機的な関連を図り推進する。訪問指導員については、各教育事務所(地域事務所)に積極的 に人材の確保, 発掘を依頼し, 支援体制の充実を図る。
- ・ 児童生徒の長期的・継続的な心のケアや児童生徒、保護者、教師等の複雑化する相談内容に対応するため、引き続きスクールカウンセラーを配 置し、カウンセリングを通じて心の問題の改善・解決を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図りながら児 童生徒を取り巻く学校、家庭、地域に働きかけを行い、問題行動の根本にある環境の改善に取り組む。また、必要となる人材を確保できるよう、 各県臨床心理士会や関係機関、大学に対して一層の協力を要請していく。
- ・ 震災の影響により医療が必要な児童生徒に対し、適切なケアができるよう、子ども総合センター等関係機関との連携を強化する。
- ・ 震災に伴う児童生徒の心のケアや人間関係づくりに配慮が必要なことから、みやぎアドベンチャープログラム事業を効果的に実施していく。

取組 2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上【重点的取組4】

| ■概要 | | 評価結果 | | | |
|---|------------------------------|--|--|--|--|
| 子どもたちがスポーツに親しみ、自ら体を動かそうという意 | 評価(進捗状況 | 評価の理由 | | | |
| でを引き出すため、授業や行事をとおして運動好きな子どもを でを引き出すため、授業や行事をとおして運動好きな子どもを でる学校教育の推進、専門的指導力を有する地域人材の運動 の活用などの取組を進める。 「主な取組内容 シ子どもの体力・運動能力の向上のため、独自に開発した「みっざっ子!元気アップエクササイズ」の普及・活用を図る。 シ外部指導者の活用等により、運動部の活性化を図り子どもの 運動能力の向上を図る。 | 取組評価(総括) やや遅 が ている | ・ 目標指標等の達成状況については、「児童生徒の体力・運動能力調査」に関する指標において、調査項目 204 に対して、平成 23 年度 70%の項目で目標値を達成することを目指したが、震災の影響もあり、実績は 40.2%と達成度 C であった。 ・ また、「小・中・高等学校の体力運動能力調査への参加者の割合」に関する指標においては、全児童生徒 100%の参加を目指して取り組んでいるが、平成 23 年度は震災の影響で仙台市の全ての学校と沿岸部の一部の学校で調査が不可能となったため、56.3%と達成度 C であった。 ・ 各事業の実績及び成果等については、地域の優れたスポーツ経験者や指導者等を外部指導者として活用し、希望する学校へ派遣する事業や、震災対応として津波で被災した学校の部活動用備品の購入費等を助成する事業などを実施し、運動部の活性化を通じて子どもの体力運動能力の向上を図るなど、各事業とも一定の成果があったものと分析している。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。 | | | |
| ・児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超え た項目の割合(%) | | | | | |
| 達成度 C 現況値 40.2(H23 年度) | 取組を推進する上での課題等 | | | | |
| 初期値 42.2(H20 年度)目標値 70.0(H23 年度) | ・ 震災による | 環境の変化により,子どもたちが思い切り体を動かせる場が減少しており,運動の十分な環境が整わない中で,子どもたちの体力・ | | | |
| | 取 運動能力の低 | 下の抑止に取り組む必要がある。 | | | |
| ・宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査への参加者割合(%)〈反復横とび〉 | | 体力・運動能力調査では,特に身体を移動する運動項目に対して低下が顕著であり,本県児童生徒の肥満率が高いことがその要因の | | | |
| 達成度 C 現況値 56.3 (H23 年度) 初期値 95.0 (H20 年度) 目標値 100 (H23 年度) | す る 必要がある。 上 で | えられることから,生活習慣の影響(運動機会,運動時間の減少)や食生活(栄養過多による肥満)の改善についても指導していく | | | |
| | の | 針 | | | |
| | 題 ・ 体力・運動 | 能力向上講習会や体力・運動能力調査の活用法など、教員の指導力を向上させるための研修会を充実させるとともに、教員にも子ど | | | |
| | ともたちにも体 | 力・運動能力向上への意識を高揚させる手立てを工夫したり、運動不足と考えられる被災地域にある学校(運動場所の確保ができな | | | |

化に取り組む。

い、仮設住宅等の設置により、運動場所が狭いなど)に対して、狭い場所での運動処方例の紹介をしたりするなど、子どもたちの身体活動の活発

・ 子どもたちの体力・運動能力の向上のためには、運動だけでなく、規則正しい生活リズムや食生活の定着が必要であることの啓発に取り組む。

取組3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成

| | | | 評価結果 |
|---|------------|---|---|
| ■概要 国期的に発生する地震について正しい知識を備うるかど 自 | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 周期的に発生する地震について正しい知識を備えるなど、自然災害に向き合いながら生きていく力を身に付けさせるため、子どもたちの成長段階に応じ、系統的な防災教育を推進する。 ■主な取組内容 ◇平成21年2月に策定した「みやぎ防災教育基本指針」に基づき、指導者を育成し系統的な防災教育を推進する。 | 取組評価(総括) | やや遅れ ている | 学校の組織上、防災教育の重要性を明確化し、体制を整備するため、県内の全公立小・中・高等学校及び特別支援学校に防災主任を配置した。また、地域の拠点となる小・中学校には、防災担当主幹教諭を配置し、地域内の防災主任の中心的役割を担い、各市町村教育委員会や各市町村防災担当部局と連携し、地域社会が一体となった防災教育の充実を図っている。 これまで「みやぎ防災教育基本指針」を策定するなど防災教育に取り組んできたが、東日本大震災の教訓を踏まえ、あらゆる災害及び交通安全、生活安全の三領域に対応できる新たな指針の策定が必要となり、「みやぎ学校安全基本指針」を作成することとした。 東日本大震災後に文部科学省で行った、被災3県の「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」について、本県独自に集計・分析し、作成協議会のアドバイスを得ながら、結果から見えてくる学校安全に関する課題等を「みやぎ学校安全基本指針」の中に盛り込む予定で現在作業を進めているところである。 各事業の実績及び成果等について、各学校の防災マニュアルの策定のほか、地域連携における防災管理・教育の進め方などを盛り込んだ学校安全教育指導者研修会(災害安全)の開催など、防災教育の推進に向けた事業に着手し、各事業の内容そのものは適切に行われているものの、具体的な成果はまだ出ていない。 以上のことから、本取組の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。 |
| | 取組を推進する上での | において地域に根 次年度の対応方針 ・ 児童生徒の防災 論及び一般教職員 | での課題等 対応等の教訓を踏まえて策定される「みやぎ学校安全基本指針」を受けて、今後、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に各学校表ざした防災教育の一層の充実を図っていく必要がある。 に関する知識を深め、災害時の対応能力を高めるため、学校における防災教育等の推進的役割を担う防災主任、防災担当主幹教養を対象とした研修会の更なる充実を図るとともに、研修会等を通じて「みやぎ学校安全基本指針」の周知を行い、市町村教育の連携を図りながら、各学校における安全管理体制の構築と地域連携による防災教育の推進を進めていく。 |

取組4 食に関心を持ち、元気な子どもの育成

| | 評価結果 | | |
|--|---|--|--|
| │ ■概要 │ 食に関する指導が計画的に実施されるよう,学校給食と各教 │ | 評価(進捗状況) | 評価の理由 | |
| 科との関連を図った指導の充実に努める。また、宮城の食文化についての理解を深め、食に関する体験や交流を通した食育の推進を深める。 ■主な取組内容 | | 校長,副校長,教頭,主幹教諭,教諭,給食主任,栄養教諭及び学校栄養職員,調理員等を対象に,食に関する研修会を開催し、学校給食の普及・充実と給食実施体制の整備を図ることができた。 栄養教諭を中核とした食育推進事業を実施し、学校・家庭・地域が連携した、地域の特色を生かした取組により、地域全体の食育の推進が図られた。 早寝・早起き・朝ごはん実行委員会 in 宮城や庁内関係各課室と連携し、広く県民や家庭に対して、基本的生活習慣の定着 | |
| ◇各学校で、食に関する指導計画等を作成し食に関する指導体制の整備を進めるとともに、栄養教諭を中核とした取組を進める。 | 取組 | に向けた普及活動を実施することができた。また、震災後の生活リズムや栄養バランスに関しては、連携した呼びかけがて きた。 | |
| ◇学校給食にみやぎの食材を活用し食と地元の食材への理解を 深める。 | ^器 概ね順調 ^{(総} 概ね順調 | ・ 県産農林水産物への理解向上を図るため、復興応援キャンペーンを実施するなど販路確保及び消費拡大が図られた。また、食材王国みやぎ地産地消推進店登録者数も増加するなど、食や地元食材への理解を深めるための取組が全県的に広まっている。 | |
| | | ・ 「すくすくみやぎっ子みやぎのふるさと食材月間」により、県産食材の利用促進や普及啓発が図られた。 | |
| | | ・ 食糧自給率向上のため、標語募集をし、最優秀作品でポスターを作成した。県内に広く配布することや新聞、雑誌等で集 | |
| | | 中的に広報活動ができた。また、小学生向けの学習教材を作成し、食料の重要性の理解に努めることができた。 | |
| | | ・ 「みやぎ米飯学校給食支援方式」や「学校給食用牛乳供給事業」を活用し、震災後の給食再開時においても、県産良質米 や牛乳を安定的に確保・供給することができた。また、子どもたちの栄養確保をするとともに、県産米、牛乳の消費促進に 寄与することができた。 | |
| | | ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | |
| | 取組を推進する上で | での課題等 | |
| | 取 | を推進するためには、震災により被害を受けた農業、水産業等や食関係業者の復興が極めて重要であることから一層の県産品の 拡大を図っていく必要がある。 | |
| | 推 | のリズムを崩したり、栄養のバランスが悪くなった子どもたちが増加し、体調不良や体力低下及び集中力の欠如など学習面や優悪影響が懸念されている。 | |
| | の 課 次年度の対応方針 題 | | |
| | 等 ・ 県内の量販店や | 飲食店等と連携し,被災事業者の商品試食や県産農林水産物のメニュー提案を行うなど,様々な PR 活動をとおして引き続き地 | |
| | を対 対 応 方 針 ・ 震災以降, 食の | り組む。 | |
| | 方 | 大切さが再認識されていることから,関係機関,庁内各課室等とこれまで以上に連携を強化し,食育に関する事業の一層の推進 | |
| | を図るほか、基本 | 的生活習慣の定着を推奨することを広く呼びかけ、児童生徒の生活リズムの向上を図る。 | |

取 組 5 心身の健康を保つ学校保健の充実

| ■概要 | | | 評価結果 |
|---|----------|---------------------------|--|
| ●似安 各学校において,学校保健計画を策定し,児童生徒の健康の | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 保持増進を図るとともに、家庭や地域の医療機関をはじめとする関係機関と連携し学校保健の充実を図る。 ■主な取組内容 ◇学校生活が円滑に行われるよう、児童生徒に対して健康診断を実施するとともに、適切な保健管理を行う体制を整備する。 | 取組評価(総括) | 概ね順調 | 学校保健研修会,養護教諭研究協議会を開催し、震災時における心のケア及び複雑化した健康課題等への対応について、教職員の資質向上が図られた。 公立幼・小・中・高・特別支援学校(仙台市を除く)への専門医等の派遣により、児童生徒に対する保健指導の充実や児童生徒自身も自他の生命の尊さの認識の向上等が図られた。 児童生徒の定期健康診断を実施し、各学校において健康保持増進のため適切な保健指導を行うことができた。 学校保健会等関係機関との連携により、薬物乱用防止教室指導者講習会、性教育指導者研修会、食物アレルギー研修会を開催し、教職員の資質向上が図られた。また、参加者のアンケートからも研修内容に満足したという回答を得ることができた。 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| | | 取組を推進する上で | の課題等 |
| | ₩- | 児童生徒の健康 | 問題としては、いじめ、不登校などのメンタルヘルスに関する課題をはじめ、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染 |
| | 取 組 組 | 症などの新たな健 | 康課題が顕在化しているほか、震災により精神的なダメージを負った児童生徒の心のケア等への課題も出てきていることから、 |
| | 題等と対 | これらに対応する | 教職員等の資質の向上や、専門医等による支援が必要である。 |
| | 応る | 次年度の対応方針 | |
| | 方 上で | • 東日本大震災後 | の複雑、多様化する児童生徒の様々な健康課題に対応するため、心のケア等を含めた各種研修会を更に充実させるとともに、地 |
| | 0 | 域と連携を図りな | がら各学校の課題解決に向け専門医等の派遣を更に推進する。 |
| | | | |

【取組を構成する事業一覧】

2

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

(1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援 【重点的取組3】

◎:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城の将来ビジョン推進事業」 震:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県震災復興推進事業」

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|------|----|-------------------------------------|---|-------------------------|
| 組替新規 | | 志教育支援事業 (再掲) | 人間の生き方や社会の有様を改めて見つめ直させた今回の震災を踏まえ、小学校から高等学校までの系統的な教育活動を通じ、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促し、児童生徒が社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるとともに、主体的に学ぶ意欲を高める。 ・指定校支援・事例発表会 ・パンフレット作成 ・先人資料作成 ※H22 夢づくり支援事業の組替 | 義務教育課 |
| | ◎震 | 豊かな体験活動推 進事業 【非予算的手法】 | ・震災により地域とのつながりの重要性が再認識されていることから、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むために、小中学生の民泊による体験学習「子ども農山漁村交流プロジェクト」と連携し、成長段階に応じて社会奉仕体験や自然体験などの促進を図る。 | 義務教育課 |
| | ◎震 | 教育相談充実事業 | 震災により被災した児童生徒の心のケアや問題を抱える児童生徒への支援及び問題行動等の未然防止を図る。 ・県内中学校へのスクールカウンセラーの配置と小学校への派遣 ・各教育事務所(地域事務所)に専門カウンセラーを配置 ・適応指導教室に、児童生徒の指導を行う相談員やボランティアを派遣 | 義務教育課 |
| | ◎震 | 高等学校スクール カウンセラー活用 事業 | ・全県立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、多様化・複雑化した生徒や保護者の相談に対応する。 ・震災後の生徒の心のケアを図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラー等を被災地域へ多く派遣する。 | 高校教育課 |
| 新規 | 震 | 私立学校スクール カウンセラー等派 遣事業 (再掲) | ・被災した私立学校の幼児児童生徒が精神的な安定した学校生活を送れるよう 支援するため、心のケアを行うカウンセラー等を派遣する。 | 私学文書課 |
| | ◎態 | 総合教育相談事業 | ・心の問題に関する高度な専門的知識・経験を有する精神科医や臨床心理士が、いじめ、不登校、非行等の諸問題について、面接又は電話による教育相談を行う。また、特に震災による心の傷が癒えず様々な環境の変化に適応できない児童・生徒に対応して心のケアを進めるよう、相談体制を強化する。 | 高校教育課 |
| | | 登校支援ネット ワーク事業 | 震災による問題を含め児童生徒の環境問題等の改善など多様な支援を行う。 ・登校支援ネットワーク推進協議会の設置 ・地域ネットワークセンターの設置と訪問指導員の配置 ・在学青少年育成員の各教育事務所・地域事務所への配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置 | 義務教育課 |
| | 0 | 子どもメンタルサ ポート事業 | ・児童精神科医により心の問題を有する児童やその家族に専門的なケアを行う。 ・子どもの状態に応じた社会適応訓練を提供する。 ・学校不適応となった児童生徒の復学や社会的自立を支援する。 | 子育て支援課 |
| | 0 | みやぎアドベン チャープログラム 事業 | ・児童生徒の豊かな人間関係の構築に向け、みやぎアドベンチャープログラム を展開するための指導者の養成や研修、事例研究等を進める。 | 義務教育課 高校教育課 生涯学習課 |
| 新規 | 0 | 生徒指導支援事業 | 不登校,いじめ・校内暴力等児童生徒の問題行動等で課題を抱えている学校に対し,教員の加配や非常勤職員を配置するなど個別・重点的に支援し,問題行動等の未然防止,早期発見・早期発見を図る。 ・教員の加配 ・支援員の配置 ・対策推進協議会の開催 | 義務教育課 |
| 新規 | 震 | 学校復興支援対策 教職員加配事業 | ・被災した児童生徒に対して、手厚い指導・支援体制を図るため、震災で大きな被害を受けた被災地の学校を中心に、教職員などの人的体制を強化し、きめ細かな指導や児童生徒の心のケアを行う。 | 教職員課 義務教育課 高校教育課 |
| | | 不登校支援員派遣 事業 | ・不登校児童・生徒の学校復帰のため各市町村が開設する適応指導教室に支援 員を派遣する。 | 義務教育課 |

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----|----------------------------------|--|--------------------------|
| | | 市町村子ども読書 活動支援事業 (再掲) | ・「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」の推進を図るため、読み聞かせボランティア養成講座や子どもたちに本の魅力を伝える「ブックトーク」の実践に関する講座を開催する。 | 生涯学習課 |
| | | 県立高等学校図書 館支援員派遣事業 | ・各高等学校に学校図書館の蔵書整理やデータベース化作業を行う図書館支援 員を派遣する。 | 高校教育課 |
| | | 非行防止及び健全 育成広報啓発事業 【非予算的手法】 | ・児童生徒の規範意識及び危機回避能力の向上を目的として, 児童生徒の発達 段階や学校の実態に応じた非行・犯罪被害防止教室を実施する。 | 県警本部少年課 共同参画社会推 進課 |
| 折規 | | 産業観光・エコ ツーリズム推進事 業 | ・教育旅行のメニューとしてニーズの高い,産業観光や自然体験等の現場について調査・整理し,魅力ある教育旅行メニューを構築するとともに,県内外に発信する。 | 観光課 |

(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 【重点的取組4】

| | 農: 宮城の将来ビジョン・農災復興実施計画における「宮城県 | | | | | |
|----|-------------------------------|---------------------------------|---|---------|--|--|
| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 | | |
| 新規 | 0 | みやぎの子ども体 力運動能力充実プ ロジェクト事業 | ・子どもの体力・運動能力を向上させるため、子どもの体力運動能力の実態を調査、分析し、向上策を検討する。 ・「みやぎっ子!元気アップエクササイズ」の活用方法を学ぶ研修会を開催する。 | スポーツ健康課 | | |
| | | 部活動用備品整備 事業 | ・震災により、学校の部活動用備品や施設が流出・冠水により大きな被害を受けており、今後の活動に支障が生じることから、活動に必要な備品の購入費や修繕費用を助成する。 | 高校教育課 | | |
| | | 運動部活動地域連 携促進事業 | ・地域の優れたスポーツ経験者やスポーツ指導者等を「外部指導者」として活用することにより、運動部活動の充実と地域との連携を促進する。 ・外部指導者を対象にスポーツ指導者としての資質向上のための研修会を開催する。 | スポーツ健康課 | | |
| | | 学校体育研修派遣 費 | ・文部科学省等が主催する研修会等に学校体育担当指導主事及び教職員を派遣し、学校体育の充実を図る。 | スポーツ健康課 | | |
| | | 体育大会開催費補 助事業 | ・中・高等学校の体育大会の開催に要する経費の一部を負担し、中学校、高等学校における体育・スポーツの充実と振興を図る。 | スポーツ健康課 | | |
| | | 全国高等学校総合 体育大会参加費 | ・全国高等学校体育大会等への参加に要する経費の一部を補助し、高等学校運動部の充実と振興を図る。 | スポーツ健康課 | | |

(3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成

: 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城の将来ビジョン推進事業」 震: 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県震災復興推進事業」

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----|--|--|---------|
| | 震 | 津波対策強化推進 事業 | ・住民参画による津波に備えた土地利用や避難態勢の検討、津波防災シンポジウム等を開催する。 | 防災砂防課 |
| | 震 | 学校安全教育推進 事業 | ・学校安全の3領域である生活安全、交通安全、災害安全について、専門的な知識・技術を習得し、効果的な安全教育を推進するため、地元大学、民間と連携した研修会を実施する。 ・通学路などで巡回等に従事する地域の学校安全ボランティアを養成するための研修会を開催する。 ・学校が取り組むべき学校安全の基本的事項等を示した指針を作成する。 | スポーツ健康課 |
| 新規 | | 防災教育等推進者 研修事業 【教職員CUP事業】 (再掲) | ・学校内の防災教育等を推進するとともに、地域との連携を図る推進的な役割 を果たす人材の養成を目的として研修を実施する。 | 教職員課 |
| | | 幼少年消防クラブ 育成事業 | ・無火災地域推進活動の定着を図るため、火災出火率の低い地域内で活動が顕著な幼少年消防クラブの表彰を実施する。 ・クラブ指導者に対し防火・防災に関する研修会を実施する。 | 消防課 |

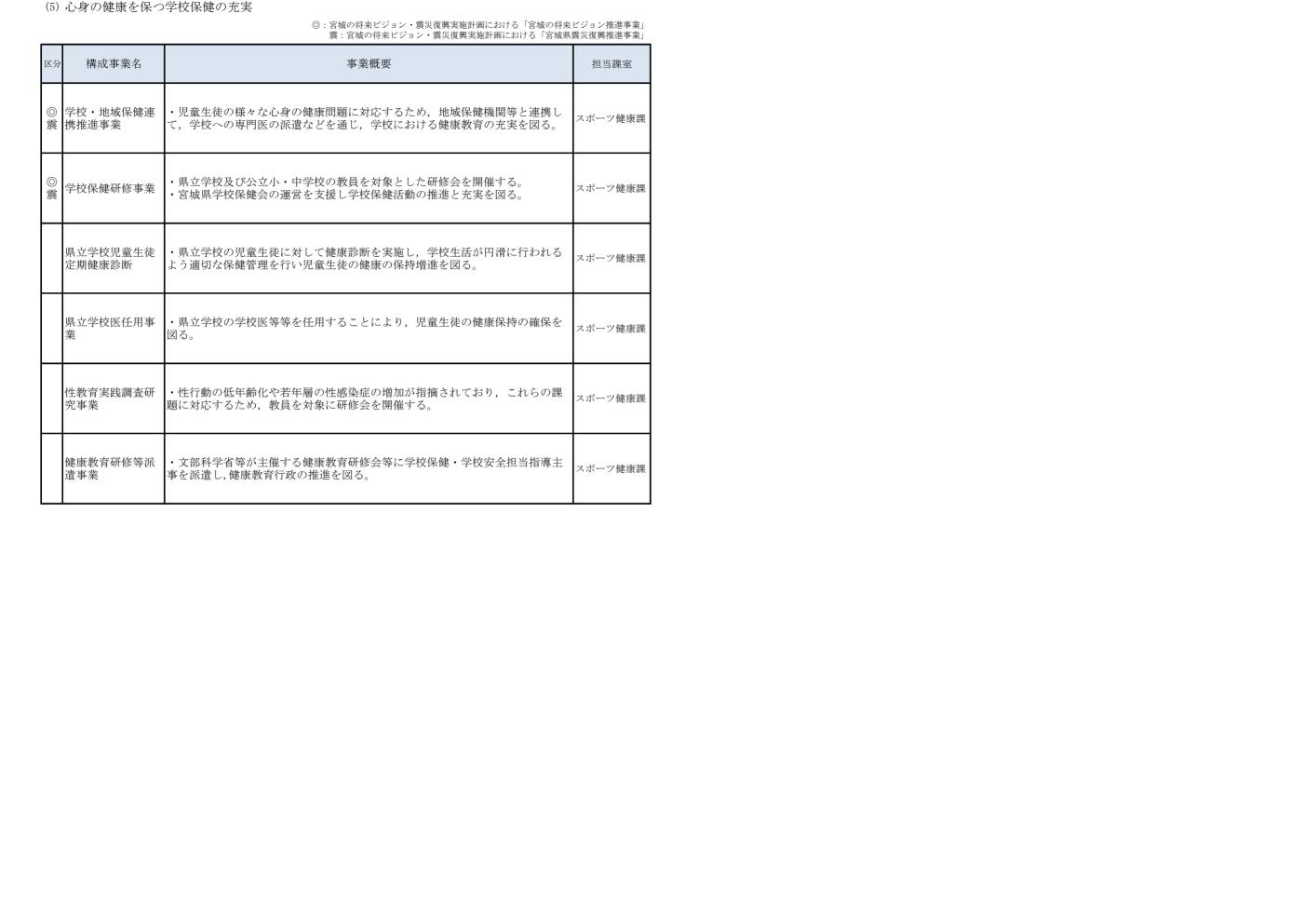
-2/

(4)食に関心を持ち、元気な子どもの育成

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|--|--|---|
| 0 | はやね・はやおき・ あさごはん推奨運 動 【非予算的手法】 (再掲) | ・「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的生活習慣の定着を広く呼 びかけ,子どもの生活リズム向上を図る普及活動を行う。 | 総務課 教育企画室 義務教育課 スポーツ健康課 生涯学習課 |
| | 食育・地産地消推 進事業 | ・県産農林水産物への理解向上を図るため、地産地消の取組を全県的に推進する。 | 食産業振興課 |
| | 学校給食地産地消 推進事業 | ・県内各地域で生産・加工される農林水産物の学校給食における利用拡大を図り、地域産業への理解を深めてもらうとともに、食教育の充実による児童・生徒の豊かな人間形成を図る。 | 農林水産政策室 |
| | みやぎの食料自給 率向上運動事業 | ・小学生を含めた県民を対象に食料自給率向上県民運動の標語募集や,小学生向けの学習用資料作成などを通して,食料の重要性の理解を図る。 | 農林水産政策室 |
| | 子どもの健康を育 む総合食育推進事 業 | ・「食に関する指導の全体計画」等を作成し、各学校における食に関する指導体制の整備を進めるとともに、研修会等において実践的取組の周知を図る。 ・栄養教諭を中核とした取組の充実を図り、地域の特色を生かした食育の推進を図る。 | スポーツ健康課 |
| | 宮城米学校給食実 施事業 | ・宮城県産良質米を学校給食用米穀に供給し、米飯学校給食の円滑な推進と支援を行うため、学校給食用米穀の確保及び供給を行う。 | 農産園芸環境課 |
| | 学校給食用牛乳供 給事業 | ・学校給食を通じた牛乳の消費の定着・拡大を促進し、酪農・乳業の安定的発展に資する。 ・児童・生徒の体位・体力の向上を図るため、畜産関係団体等が行う本事業の推進、指導を行う。 | 畜産課 |

2

 ∞



| | | 評価結果 |
|--------------------------|-----------------------------------|---|
| | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 基本方向評価 | 概ね順調 | 取組1では、目標指標等の状況において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習する割合と、特別支援教育研修の受講者数が目標値に達しなかったが、事業の取組の成果としては、震災の影響の中、微減で実施することができた。また、特別支援学校における地域への支援活動の実施回数においては、目標値を上回り、特別支援教育に関する地域や関係者の意識が着実に高まっている状況にあることが窺え、概ね順調であると判断される。 ・ 取組2では、障害児等に関する生活支援や就労支援など、取組を構成する各事業において一定の成果があり、取組を推進するための関係機関との体制が構築されたことなどから、概ね順調であると判断される。 ・ 以上のことから総合的に考慮し、基本方向の進捗状況については「概ね順調」と判断する。 |
| 課題等と対応方針 基本方向を推進する上での | 児童生徒が共に学 の連携強化を図る ・ 取組2「障害の | ・人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」については、近年の社会経済情勢として平成 23 年 8 月に障害者基本法の一部が改正されるなど、障害のある児童生徒と障害のない 空間できる環境づくりの推進をはじめ、特別支援教育の更なる充実が求められていることから、特別支援教育に関する理解促進と環境整備のため、関係者への研修の実施や関係機関と のある子どもの自立と社会参加の支援」については、障害児等に対する生活支援や就労支援など、その年齢や障害の特性に応じた支援を継続して行う。また、障害児等の自立と社会参いには、関係機関との連携、とりわけ市町村における取組体制の整備が重要であることから、市町村関係者に対して会議等の機会をとらえて、啓発、周知を図っていく。 |
| | | 基本方向と関連する「宮城の将来ビジョン」施策評価の状況 |
| 行政 | 【参考】 評価委員会意見 | ■施策17「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」 ・ 県教育委員会が示す評価原案「概ね順調」は妥当であると判断される。 |

取

| 発達除害を含め障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の発達段階や障害に配慮した校内支援体制を構築するとともに、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターの役割を担うよう。相談・支援機能の充実を図る。また、特別支援学校における知的障害を有する児童生徒の増加に対応した教育環境の整備に努める。 ■主な取組内容 ◇特別支援学校の児童生徒の増加に対応するため、仙台圏域における特別支援学校の児童生徒の増加に対応するため、仙台圏域における特別支援学校の別産生徒の増加に対応するため、仙台圏域における特別支援学校の別産生徒の増加に対応するため、仙台圏域における特別支援学校の別産生徒の増加に対応するため、仙台圏域における特別支援学校の別産生徒の増加に対応するため、仙台圏域における特別支援学校の実施設計終了、光明支援学校の使用開始等進んでいる。 ・ 事業の実績及び成果等として、仙台圏域における特別支援学校の狭隘化解消に向けた施設整備については、富谷校の開校や(仮称)仙台地区支援学校の実施設計終了、光明支援学校等での新たな仮設校舎の使用開始等進んでいる。 ・ 障害がある児童生徒が地域で生活していくための啓発の場としての居住地校学習事業は、小学校高学年や中課理等から、全ての学年において、事業を展開できていない状況にある。 ・ 一方、地域におけるヤンター的機能など、地域における特別支援学校の役割の浸透は着実に進んでおり、事業高まっている。このような状況は、地域の学校に対する支援活動や特別支援教育担当者への研修等を実施した。考えられる。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | ■概要 | 評価結果 | | | |
|---|--|-------|-----------|--|--|
| て、一人一人の発達段階や障害に配慮した校内支援体制を構築するとともに、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターの役割を担うよう。相談・支援機能の充実を図る。また、特別支援学校が、地域における特別支援教育のとの役割を担うよう。相談・支援機能の充実を図る。また、特別支援学校における知的障害を有する児童生徒の増加に対応した教育環境の整備に努める。 ■主な取組内容 ◇特別支援学校の児童生徒の増加に対応するため、仙台圏域における特別支援学校の頻繁や高等学園の新設に向けた取組を進める。 【概ね順調 「機ないでいる。 ・ 事業の実績及び成果等として、仙台圏域における特別支援学校の狭隘化解消に向けた施設整備については、富谷校の開校や(仮称)仙台地区支援学校の実施設計終了、光明支援学校等で新たな仮設校舎の使用開始等進んでいる。 ・ 障害がある児童生徒が地域で生活していくための啓発の場としての居住地校学習事業は、小学校高学年や中課題等から、全ての学年において、事業を展開できていない状況にある。 ・ 一方、地域におけるヤンター的機能など、地域における特別支援学校の役割の浸透は着実に進んでおり、事業高まっている。このような状況は、地域の学校に対する支援活動や特別支援教育担当者への研修等を実施した。考えられる。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 | |
| ■主な取組内容 ◇特別支援学校の児童生徒の増加に対応するため、仙台圏域に おける特別支援学校の新設,既設特別支援学校の増築や高等学 園の新設に向けた取組を進める。 ◇障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムを「学習支援室」を利用して行うとともに、障害のない生徒と共に学べるよう支援する。 ◆各学校等で特別支援教育の中心的な役割を担う特別支援教育 本が作式としている。 進んでいる。 ・ 障害がある児童生徒が地域で生活していくための啓発の場としての居住地校学習事業は、小学校高学年や中・課題等から、全ての学年において、事業を展開できていない状況にある。 ・ 一方、地域におけるセンター的機能など、地域における特別支援教育担当者への研修等を実施した。 考えられる。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | て、一人一人の発達段階や障害に配慮した校内支援体制を構築するとともに、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターの役割を担うよう、相談・支援機能の充実を図る。また、特別支援学校における知的障害を有する児童生徒の増加に | | | 目標指標等の達成状況としては、特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割か、目標値に達しなかった。また、震災の影響により、特別支援教育研修の受講者数が目標値に達しなかった。しかしなら、特別支援学校の幼稚園、小学校、中学校、高等学校に対する支援活動の実施回数は目標に達した。 事業の実績及び成果等として、仙台圏域における特別支援学校の狭隘化解消に向けた施設整備については、利府支援学校富谷校の開校や(仮称)仙台地区支援学校の実施設計終了、光明支援学校等での新たな仮設校舎の使用開始等により順調は | |
| ◇障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムを「学習支援室」を利用して行うとともに、障害のない生徒と共に学べるよう支援する。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | ◇特別支援学校の児童生徒の増加に対応するため、仙台圏域に おける特別支援学校の新設,既設特別支援学校の増築や高等学 | 評価(総) | 概ね順調 | ・ 障害がある児童生徒が地域で生活していくための啓発の場としての居住地校学習事業は、小学校高学年や中学校における | |
| 取組より 大野 本 フリズの 部 | ムを「学習支援室」を利用して行うとともに、障害のない生徒 | | | | |
| | ◇各学校等で特別支援教育の中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを育成する。 ◇特別支援学校教員が幼稚園、小・中学校、高等学校に対し訪問指導や研修会等を実施し支援を行う。 | | 取組を推進する上で | Cの課題等 | |
| ・ 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進を図るには、教師一人一人の指導力及び資質の向上が不可欠である。特別支援学校及 ◇特別支援学校教員が幼稚園、小・中学校、高等学校に対し訪 | | | | 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進を図るには、教師一人一人の指導力及び資質の向上が不可欠である。特別支援学校及び特別支援 級、通級指導教室等への教育課程の整備や授業づくりへの支援を関係機関と連携し、行っていくことが必要である。 | |

■目標指標等

・特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と 交流及び共同学習した割合(%)

達成度 C 現況値 25.1 (H23 年度) 初期値 28.2 (H20 年度) 目標値 31.0 (H23 年度)

・特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に対して た支援活動の実施回数 (訪問助言・研修会への講師派遣)

達成度 A 現況値 1,035 (H23 年度) 初期値 764 (H20 年度) 目標値 780 (H23 年度)

特別支援教育研修の受講者数(人)

達成度 C 現況値 609 (H23 年度) 初期値 1,514 (H20 年度) 目標値 1,560 (H23 年度)

次年度の対応方針

を推進する上での

課題等と対応方針

- ・ 特別支援教育の理解と必要な知識の習得や実践力の育成を図るため、特別支援学級の担任や特別支援教育コーディネーター等への研修会の実施 とともに、要請に応じて学校訪問や公開研究会において積極的に指導を行う。
- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境を整備するため、小・中学校の校内支援体制の構築に対する支援や関係機関との連携を図 ることで、交流及び共同学習を推進する。
- ・ 地域の幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校等からの支援要請に応えるために、特別支援学校相互のネットワークを構築するとともに、 外部専門家等も活用しながら特別支援学校のセンター的機能の充実を図る。

取組 2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

| | | | 評価結果 |
|--|--------------------|---|--|
| ■概要障害のある子どもの進路選択や就労を支援するため、教職員 | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| の研修の充実を図るとともに、地域の産業界、労働・福祉・教育等関係機関が連携し、職業教育や就労支援の充実を図る。 ■主な取組内容 ◇相談員を配置し、身近な市町村において障害児等及びその家族が相談・指導を受けられる体制を整備する。 ◇障害児等の就職支援に向けた相談体制の整備や支援を行う。 | 取組評価(総括) | 概ね順調 | 社会経済情勢等としては、国の障害者基本法に係る重点施策5か年計画でも、障害者の就労支援は充実・強化を図ることとされている。また、特別支援学校においては、児童生徒が、将来、自立する姿、社会参加する姿を見据えた「個別の教育支援計画」の作成が義務付けられている等、障害者である子どもの自立と社会参加促進のための関係課室の連携した取組が一層求められている。 事業の実績及び成果等としては、栗原圏域における障害者就業・生活センターの設置準備が整い、平成23年度において県内7福祉圏域全ての設置が完了される見込みとなったことや、特別支援学校の児童生徒の将来の自立に向けた関係機関による連携体制が構築されるなど、各事業において期待される一定の成果があったものと分析している。 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| | 取組を推進する上での課題等と対応方針 | づくりが遅れてい ・ 障害児等の一般 次年度の対応方針 ・ 特別支援教育総 を図っていく。 | 児童生徒の将来の自立に向けた取組については、市町村においても関係機関等で連携した取組や支援が期待されるが、その体制 |

【取組を構成する事業一覧】

基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 【重点的取組5】

: 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城の将来ビジョン推進事業」 震: 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県震災復興推進事業」

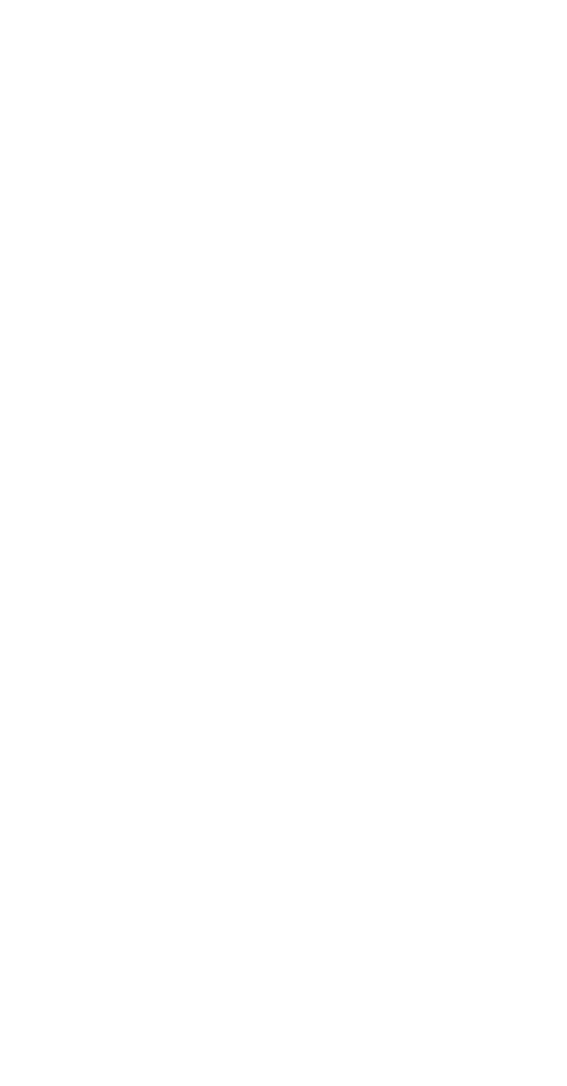
| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|-----------------------------|--|---------|
| 0 | 特別支援学校の整 備 | 【校舎改築事業費(特別支援学校)】 ・仙台地区支援学校を新設する。 ・光明支援学校の増築を行う。 ・東部地区支援学校高等学園を新設する。 (平成23年度~平成27年度) | 施設整備課 |
| | | 【仮設校舎管理事業】 ・高等部の学級増に伴い光明支援学校,古川支援学校,利府支援学校の仮設校舎のリースを行う。 ・光明支援学校,利府支援学校,名取支援学校の小・中学部仮設校舎の増築・ リースを行う。 | 特別支援教育室 |
| 0 | 特別支援教育シス テム整備事業 | ・障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムを「学習支援室」を利用して実践する。 ・特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で共に学習活動を行うなど、 共に学ぶ教育を推進する。 | 特別支援教育室 |
| 0 | 特別支援教育地域 支援推進事業 | ・障害のある幼児、児童生徒が在籍する幼稚園、小・中学校、高等学校に対し、県立特別支援学校が訪問指導や相談対応、研修会等を実施し、支援を行う。 | 特別支援教育室 |
| 0 | 特別支援教育研修 充実事業 | ・学校等で中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを養成する。 ・小中学校の特別支援教育担当者等が特別支援学校で体験実習を行うことにより教員の資質向上を図る。 | 特別支援教育室 |
| 0 | 医療的ケア推進事業 | ・経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒について、特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを実施する。 ・巡回指導医の指導助言を受けながら、教員が看護師と連携して医療的ケアを 実施する。 | 特別支援教育室 |
| 0 | 発達障害早期支援 事業 | ・発達障害の疑いがあると判定された幼児の保護者に向け、市町村を通じて「すこやかファイル」を送付する。 ・モデル地域において「(障害のある)我が子とどのように向き合っていけばよいか」という観点で「発達障害理解研修会」を開催する。 | 特別支援教育室 |
| | 被災児童生徒等特 別支援教育就学奨 励事業 | ・震災により被災し、就学困難と認められる幼児児童生徒(特別支援学校)の保護者等に対して、学用品の購入費や給食費等必要な就学援助を行う。 | 特別支援教育室 |
| | 特別支援教育総合 推進事業 | ・市町村に対し外部専門家による巡回指導や各種教員研修を実施する。 ・特別支援学校と小・中学校との情報伝達の在り方,自閉症児の特性や知的障害の程度などを踏まえた教科課程の編成,効果的指導方法等に関する実践研究を行う。 | 特別支援教育室 |
| | 就学奨励費 | ・特別支援学校の幼児、児童、生徒の就学に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて必要な経費を支給する。 | 特別支援教育室 |
| | 特別支援学校給食 実施費 | ・県立特別支援学校の児童生徒の心身の健全な発達に資するため、学校給食を 実施する。 | スポーツ健康課 |
| | 障害児就学指導審 議会 | ・障害のある学齢児童生徒の就学指導に関する重要事項を調査審議する。 | 特別支援教育室 |

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----|-----------------------------|--|---------|
| | | 心身障害児等発達 支援事業 | ・心身の発達に遅れ等が懸念される子どもを早期に発見し、発達相談及び発達訓練指導等を実施することにより、児童の生活の質を高め、保護者への育児支援を行う。・関係者(施設職員、学校職員等)との連携を図り、保健・医療・福祉及び教育のネットワークを構築する。 | 子育て支援課 |
| 新規 | | 乳幼児精神発達精 密検診及び事後指 導事業 | ・母子保健法に基づき市町村が実施する健康診査で、発達の遅れ等が懸念される乳幼児を対象に精密健康診査を行い、早期療育の体制を整えるとともに、育児不安等を抱える親を専門的に支援する。 | 子育て支援課 |
| | | 特別支援教育セン ター調査研究事業 費 | ・全国協議会に職員を派遣し、全国における現状や課題に関する情報収集を行う。 ・県内特別支援学校における調査研究を行い、特別支援教育の充実や改善に資する。 | 特別支援教育室 |
| | | 特別支援教育セン ター教育相談事業 費 | ・障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児・児童・生徒の障害等の実態に応じた教育や,指導上の問題についての相談事業を行う。 | 特別支援教育室 |
| | | 特別支援教育セン ター広報啓発事業 費 | ・教育関係者及び広く一般県民に向けて,特別支援教育の理解と啓発を図るため,公開講座,広報誌の発行を行う。 | 特別支援教育室 |
| | | 全国特別支援学校 体育大会参加費 | ・全国特別支援学校体育大会への参加に要する経費の一部を補助し、生涯体育・スポーツの素地となる体育活動の一層の充実と発展を図る。 | スポーツ健康課 |
| | | 障害児巡回就学指 導相談活動事業費 | ・特別支援教育の巡回相談員による就学相談を実施し,市町村教育委員会が行 う就学指導の円滑化を図る。 | 特別支援教育室 |
| | | 校舎等小規模改修 事業費(特別支援 学校) | ・大規模改造及び改築時期までの間の教育環境の改善を図るため、既設施設に 対し必要な改修を行う。 | 施設整備課 |
| | | 既設校舎等環境整 備費(特別支援学 校) | ・特別支援学校の校地及び既存施設の簡易かつ小規模な維持補修に係る修繕工 事等を行う。 | 施設整備課 |
| | | 教材整備事業費 | ・特別支援学校における理科設備等の教材整備を行う。 | 特別支援教育室 |

ا د:

(2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----------------------------|---|---------|
| 0 | 知的障害者ホーム ヘルパー養成研修 事業 | ・障害者の職域を拡大し、就労の円滑化を図るため、知的障害者を対象としたホームヘルパー養成研修(2級・3級課程)を実施する。 | 障害福祉課 |
| 0 | みやぎ障害者IT サポート事業 | ・みやぎ障害者 I T サポートセンターを設置し、基礎研修やスキルアップ研修、障害児向け研修等を実施する。 | 障害福祉課 |
| 0 | 障害者就業・生活 支援センター事業 | ・障害者就業・生活支援センターを設置し、生活担当支援員を配置することにより、生活面を中心とした相談対応や支援を行う。 | 障害福祉課 |
| 0 | 障害児(者)相談 支援事業 | ・市町村の障害者相談支援事業と連携して相談員を配置し障害児等及びその家族が相談・指導を受けられる体制を整備する。 ・市町村障害者相談支援事業の委託を受ける指定相談支援事業者の相談員等を対象とした研修会の開催等を行う。 | 障害福祉課 |
| 0 | 発達障害者支援セ ンター事業 | ・発達障害者支援センター「えくぼ」を設置し、発達障害児(者)及びその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援のほか、関係施設及び関係機関等に対する普及啓発、研修等を実施する。 | 障害福祉課 |
| | 県立特別支援学校 就労支援事業 | ・知的障害特別支援学校における就職指導を充実するため、就労支援員を配置する。 | 特別支援教育室 |
| | 特別支援学校進路 指導充実事業 | 特別支援学校に在籍する生徒の進路指導及び卒業後のアフターケアを充実させる。 ・教育,福祉,労働等関係機関による地域連携協議会を開催する。 ・就労支援リーフレット等を作成する。 | 特別支援教育室 |
| | 職場適応訓練事業 | ・障害者等が、実際に職場で訓練することで、求職者の知識・技能の習得を容易にさせ、就職を促進させる。 | 雇用対策課 |



基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

| | | 評価結果 | | |
|----------------------|--|---|--|--|
| | 評価(進捗状況) | 評価の理由 | | |
| (総括) 基本方向評価 | 概ね順調 | ・ 取組1では、目標指標の状況を見ると、受講者が評価する研修内容に関する指標について、目標値を超え、質の高い研修機会を提供することができた。一方、専門研修(希望研修)における受講率の指標については、震災の影響で研修会の延期、縮小が生じたこともあり初期値を下回ったが、研修会の定員に対する受講者の割合が増加しており、研修意欲の高まりが見られたことから、取組全体としては概ね順調と判断される。 ・ 取組2では、目標指標の状況を見ると、学校外の教育資源の活用に関する指標や学校評価研修会に関する指標は初期値を下回ったが、外部評価の実施に関する指標は、小中高全てにおいて目標を達成できているほか、事業の実績及び成果等をみても、一定の成果があったことから、総合的にみて概ね順調であると判断される。 ・ 取組3では、教員採用選考事業において、教職経験者特別選考を高等学校でも実施するとともに、第1次の東京会場では受講できる校種を拡充するなどの改善を行うことで、出願者数が平成22年度の4,148名から5,278名に増加したなど、各事業において成果があったことから概ね順調であると判断される。 ・ 取組4では、震災により一時中断となっていた教育・福祉複合施設の工事が平成23年11月から再開され、平成25年4月供用開始に向けて作業が順調に進められているほか、教職員の健康診断などの事業もそれぞれ計画どおり実施することができたなど、それぞれ所期の成果を挙げていることから、概ね順調であると判断される。 ・ 取組5では、魅力ある県立学校づくり支援事業において、震災の影響で指定校を13校に絞ることとなったが、「志教育」の観点に立って、キャリア教育や学力・人間力の向上に取り組むことで、地域の復興を支える人材の育成に貢献することから、概ね順調であると判断される。 ・ 取組6では、学級編制弾力化推進事業において、小学校2年生と中学校1年生において、1学級35人を超える学級の解消が進められたほか、被災した学校施設の復旧や被災児童生徒等への就学支援を行うことで安全・安心な学校教育の確保に向けた取組の推進が図られたなど、各事業とも一定の成果がみられたことから、概ね順調であると判断される。 ・ 取組7では、学校運営費経費をはじめ、私立幼稚園の預かり保育に要する経費や私立学校へのスクールカウンセラー設置に要する経費等への助成を行い、保護者の経済的負担の軽減や私立学校(幼稚園)の特色ある学校づくりの推進に貢献できたことなどから、概ね順調であると判断される。 ・ 取組7では、学校運営費経費をはじめ、私立幼稚園の預かり保育に要する経費や私立学校へのスクールカウンセラー設置に要する経費等への助成を行い、保護者の経済的負担の軽減や私立学校(幼稚園)の特色ある学校づくりの推進に貢献できたことなどから、概ね順調であると判断される。 | | |
| 課題等と対応方針基本方向を推進する上での | ・ 取組1「教員が学び続けるための体系的な研修の推進」では、(仮称)総合教育センターを通じて、学校現場が求める研修や最新の教育事情を考慮した研修を実施するほか、関係課室等との連携化し、研修の効率性を高めるなどして受講者の増加に努める。また、東日本大震災に伴い、防災教育や児童生徒の心のケア等に関する研修の充実を図るとともに、教職員の資質能力の向上に必要る学習指導や生徒指導、教育相談などの研修や効力研修の充実に向けた支援も実施する。 ・ 取組2「開かれた学校づくりの推進」では、学校経営の改善や教育の質の向上に学校評価を生かすことができるよう、学校評価研修会の受講対象者や内容の見直しを行うほか、学校に対する保や地域からの多様な要望・苦情に組織的に対応をするため、学校経営支援に関する業務を(仮称)総合教育センターに移管する。また、社会全体の教育力の向上を図るため、「みやぎ教育応援団」録企業・団体の拡大に努めるほか、ホームページを活用した学校からの情報発信やICTを活用した教育の充実のため、情報化推進支援員によるサポート体制の強化を図る。 ・ 取組3「優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立」では、実践的指導力や豊かな人間性を持った優れた人材を確保するため、人物重視の視点から面接及び模類授業等にる工夫改善を図るとともに、教職員の人事情報や給与情報といったデータの適正管理のため新システム構築に向けた検討を行う。 ・ 取組4 「教職員を支える環境づくりの推進」では、震災後、多くの教職員が心身の不満を感じており、引き続き心のケアが必要であることから、教職員の健康管理に関連する事業を計画的に総変施するとともに、メンタルヘルスに関する面談を受けやすい環境づくりなどに取り組む。また、過重労働による健康障害のリスクを回避するため「職員の健康管理に関連する事業を計画的に総教育職員の「在校(庁)時間」の管理を行い、必要に応じて医師の面接指導を実施し、健康保持に取り組む。 ・ 取組5 「県立高校の改革の推進」では、震災により被害を受けた教育施設や教育環境の連やかな復旧とともに、今後の復興に向け長期的な視野に立った県立高等学校の改革が必要であることか震災により仮設社会がより、企業の企業の事業に変われるといる農業高等学校の改革が必要であることか、選びにより変社会が表もの情報を受けた場立高等学校の批画的な再建を整備としてあることを、意見なが表めるで表え、計画整合行う。 ・ 取組6 「学習環境の整備充実」では、安全・安心な教育環境を確保するため、非波により甚大な被害を受けた県立高等学校の計画的な再建を継続して進めていくとともに、就学困難な児童生徒支援に引き続き取り組んでいく。また、きめ細かく質の高い教育活動の充実を図るため、小・中学校の低学年における35人以下の学級編制を継続させていく。 ・ 取組6 「学習環境の整備充実」では、県財政が厳しい状況の中にあるが、関係機関と連携し、学校教育における私立学校が果たしている役割の重要性を考慮しながら、運営費補助をはじめ様々な助置め物的に対応を対象に対して、発学教育の表まに努めない、、 | | | |
| | | 基本方向と関連する「宮城の将来ビジョン」施策評価の状況 | | |
| | 【参考】 平価委員会意見 | ■施策17「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」 ・ 県教育委員会が示す評価原案「概ね順調」は妥当であると判断される。 | | |

取 組 1 教員が学び続けるための体系的な研修の推進【重点的取組6】

| ■ Hur and | | 評価結果 |
|---|---------------------------------|--|
| ■概要 教員の資質の向上や学校の抱える課題に対応するため、各校 | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 種間の連携強化を図るほか、各学校において校内研修の充実を図る。また、教職経験に応じた体系的な研修の充実及び改善を図る。 ■主な取組内容 ◇教員、養護教諭、栄養教諭、司書教諭、栄養職員、事務職員の資質の向上を図るため、初任者や経験年数等に応じた各種の研修を実施する。 | 取 組評価(総括) 概ね順調 | ・ 平成 23 年度県民満足度調査結果から、児童生徒が安心して学校生活が送れる教育環境づくり(教員の資質向上を含む。)を目指す「施策17」について、「重要」「やや重要」であると回答した者が、73.2%で、前回 73.8%から微減しているものの、取組に対する重視度は、相当程度高いと判断される。また、満足度は、38.7%から 43.2%へ増加し、施策に係る取組の効果が表れていると思料される。また、この取組において、特に優先すべきと思う項目として設定された6項目のうち、参員の資質向上に関わる項目は2位にあり、引き続き、教員研修による資質向上が求められている。 ・ このような中で、受講者が評価する研修内容については、目標値を超える評価となっていることから、質の高い研修機会 |
| ◇専門高校の教員の実践的な指導力を身に付けるため、民間企業等への派遣研修を実施する。 | 10 | を提供できたと判断されるものの、震災に伴う研修会の延期、縮小により、受講率の目標を達成できない状況となっている。 ・ また、専門研修の定員に対する受講者の割合が増加(平成 22 年度:90.62%⇒平成 23 年度:93.72%) したことは、このような状況下にあっても、教員の研鑽意欲の高まりの表れである。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| ■目標指標等 ・10年経験者研修(共通研修)における受講者アンケート(4 | 取組を推進する上で | |
| 段階評価)の平均評価点 (ポイント) | | ・ |
| 達成度 A 現況値 3.61 (H23 年度) 初期値 3.41 (H20 年度) 目標値 3.50 (H23 年度) | | をとともに、最新の教育事情などを考慮した研修の提供の必要があるほか、教職員が自己研鑽できるよう研修を支援する取組が必 できるよう研修を支援する取組が必 |
| | 取・ 研修の実施に当 | áたっては,関係する課室等の連携を図るなど効率的に実施するとともに,不断に見直しつつ,より効果的な質の高い研修を提供 |
| ・公立学校(小・中・高・特別支援)教員の教育研修センター・特別支援教育センターにおける専門研修(希望研修)受講率(%) | 組 を 推する必要がある。 員を確実に派遣す | また,職務遂行上の最新情報等を収集するための各種研修については,必要な情報を適時適切に入手するため,必要となる教職 ける必要がある。 |
| 達成度 C 現況値 12.57 (H23 年度) | 9 | こ伴い,自然災害等に対する教職員の対応能力の更なる向上が求められることから,平成 24 年 4 月に設置した防災主任や防災担 |
| 初期値 20.93(H20 年度)目標値 23.0(H23 年度) | る 上 で の 課 | 質能力の向上を図り,学校における防災教育等を推進するなど,喫緊の課題に対応した研修プログラムを検討し,実施する必要が |
| | 題 次年度の対応方針 | |
| | 等 ・ 東日本大震災に | 二件い,防災教育や児童生徒の心のケアに関する研修にややシフトした講座の開設とするものの,学習指導,生徒指導及び教育相 |
| | 対 談などに関する参 | 対職員の資質能力の向上及び最新教育事情の収集など必要となる研修等も着実に実施する。 |
| | 方 ・ 研修の実施に当 | áたっては,緊急性,重要性及び適時性を勘案しつつ,内部講師を有効に活用するなど効率性を高め,必要となる研修をできる限 D教職員が受講できるよう工夫する。 |
| | | 文教職員が支端できるよう工人する。 女育センターにおける講座の開設にも限りがあるので、教職員の資質能力の向上を図るため、校内研修の充実に向けた支援を展開 |

取

| 概要 | | 評価結果 |
|---|------------------------|---|
| 数育活動や学校の運営の自立的改善を図るために、学校評価 対象を表現している。 | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| ■教育活動や学校の運営の自立的改善を図るために、学校評価の充実に取り組むほか、学校評議員制度等を活用し、保護者や地域住民の学校運営への参画を進める。また、専門的知識や技能を有する社会人を講師として活用する。 ■主な取組内容 →各県立校に学校評議員を配置するとともに、学校評価・授業 平価に関する研修会を開催する。 →優れた専門的知識や技能を有する社会人を特別非常勤講師とて登用する。 ■目標指標等・外部評価を実施する学校の割合(%) (小学校) 達成度 A 現況値 89.6 (H23 年度) (中学校) 達成度 A 現況値 83.0 (H23 年度) (中学校) 達成度 A 現況値 83.0 (H23 年度) (市学校) 達成度 A 現況値 84.2 (H23 年度) (市学校) 達成度 A 現況値 84.2 (H23 年度) 「中学校) 達成度 A 現況値 83.0 (H23 年度) 「中学校) 達成度 A 現況値 100 (H23 年度) 「専学校の教育資源を活用している高等学校の割合(%) 達成度 C 現況値 54.3 (H23 年度) 「学校外の教育資源を活用している高等学校の割合(%) 達成度 C 初期値 58.1 (H20 年度) | 取組評価(総括) 概ね順調 | ・ 地域や社会に開かれた学校づくりを進めるため、学校経営に関して、保護者や地域の意向を把握し反映していくこと、信護者や地域の協力を広く得ること、さらに説明責任を十分に果たしていくことが求められている。 ・ 取組を構成する 7 事業のうち 3 事業は平成 22 年度で事業を終了しており、平成 23 年度に実施した事業は 4 事業である。実施 4 事業のうち、「時代に即応した学校経営支援事業」は震災により予定していた事業の一部を中止したが、他事業は当うででした。 1 学校評価事業」によって、全ての県立高等学校で学校評議員による学校関係者評価を実施するというシステムが定着し外部評価は 100%実施となっている。 ・ 学校経営上の課題が生じ法務相談が必要となった学校は、「時代に即応した学校経営支援事業」を利用して弁護士との相談の機会を持つことができた。 ・ 「協働教育推進総合事業」を新たに立ち上げ、教育活動を支援する個人・企業・団体等を募るとともに、学校等がそうた支援を受け入れる仕組を構築した。この仕組によって、家庭・地域・学校の協働が進み教育活動の充実・活性化に繋がた。 ・ 「県立学校情報化支援員派遣事業」により、40 校に情報化支援員を派遣した結果、家庭や地域に向けたホームページに、る情報発信の充実が図られた。 ・ 5 つの目標指標のうち、外部評価については小・中・高全てにおいて目標値を達成している。しかし、学校外の教育資料を活用している高等学校の割合は、震災の影響によりインターンシップを取りやめた学校も多かったことから達成率は前り度を下回った。また、学校評価研修会に参加する学校の割合は、前年度から 15 ポイント伸びたが、達成度はまだ初期値をで回っている。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| 学校評価研修会に参加する学校の割合(%) 達成度 C 現況値 65.2 (H23 年度) 初期値 67.3 (H20 年度) 目標値 75.0 (H23 年度) | 取 は とともに、評価結 ・ 価値観の多様化 | の課題等 施の定着を図る段階からその充実を図る段階へと移行しており、評価結果の公表により保護者・地域に対する説明責任を果た 果を学校経営の不断の改善,教育の質の向上に生かすことが求められている。 が進み、学校に対して保護者や地域から様々な要望・苦情も寄せられるようになっており、それらに対して学校が組織として ですることが、一層重要となっている。 |

る上での課題等と対応方針

- 震災からの復興を果たすためには,家庭・地域・学校の連携・協力をより強化し,社会全体の教育力を強化する必要がある。
- ・ 学校への保護者や地域の理解と協力を求める上では、学校からの積極的な情報発信が必要であり、その手段として学校ホームページの重要度が ますます高まっている。
- ・ 情報化の進展により ICT を活用した教育や校務処理の必要性が高まっている。

次年度の対応方針

- ・ 学校評価の進め方について、学校評価研修会の受講対象者を学校評価関係業務の要となる教頭・主幹とし、内容も、学校評価支援システムの運 用研修から学校経営の改善に生かすことのできる研修にシフトさせる。
- ・ 学校経営に関する組織的対応力を養成し、必要に応じて法的相談にも応じる体制を強化する方向で、学校経営支援業務を平成25年開設の総合 教育センターに移管する。
- ・ 「みやぎ教育応援団」に登録するの個人・企業・団体等の数を増やすとともに、それらの活用による協働教育の実施が円滑に進むよう、地教委 との連携を強化する。
- ・ 学校ホームページの内容充実や速やかな更新,教職員のICT活用能力の向上を図るため,平成24年度6月末で44校に28人の情報化推進支援 員を配置しているが、今後更なる人員配置の強化を図る。

取組3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立

| | 評価結果 | | |
|---|-----------------------|-----------|--|
| ■概要 数階号採用深表の工士・改美な推進し、実践的指導力を悪か | 評価(進捗状況) | | 評価の理由 |
| 教職員採用選考の工夫・改善を推進し、実践的指導力や豊かな人間性を持った優れた教員の確保に取り組む。また、教職員評価制度の更なる改善により、教職員一人一人に自己能力の分析を促し、資質の向上と学校の活性化を図る。 ■主な取組内容 ◇民間からの校長登用を含め、採用選考方法の工夫・改善を図り、実践的指導力や豊かな人間性、教育への情熱を持った優れた教員を採用する。 ◇職員の人事・給与を管理するシステムの保守・運営を行う。 | 取組評価(総括) | 概ね順調 | 教員採用選考事業については、教職経験者特別選考を高等学校でも実施し、第1次選考の東京会場では受験可能な校種を拡充するなどの改善を行い、出願者数が平成22年度実施試験の4,184名から5,278名へ増加している。また、第2次選考で適性検査を導入することで、教員としての資質能力を備えた優れた人材の採用を確保することができた。 中学校への民間人校長登用事業については、大学教員出身者を名取市内の公立中学校に配置し、学力向上を主とした特色ある学校づくりを推進した。また、大学と地区教育委員会及び校長会の連携を図っている。 人事給与統合システムについては、人事・給与の一元的かつ効率的な管理運営に役立っている。 給与管理総合システムについては、人事異動や給与の適正な支給に貢献し、効率的に運用されている。 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| | 取 | 取組を推進する上で | の課題等 |
| | ^収 組を推進する上で | ・ 給与管理総合シ | 業については,実践的指導力や豊かな人間性を持った優れた人材を確保するため,更なる改善が必要である。 ステムは,構築後約 20 年が経過しており,業務内容やシステムニーズの変化や複雑化に加え,度重なるプログラムの改修によ が硬直化しており,新たなシステムの構築を図る必要がある。 |
| | の課 | 次年度の対応方針 | |
| | | 及び模擬授業等の | 当たっては,教職経験者特別選考の拡充及び適性検査の導入などの選考方法の改善もさることながら,人物重視の観点から面接 更なる工夫改善を図る。 ステムの適正な管理運営に向けて,新システムの構築に向けた検討を行う。 |

取組 4 教職員を支える環境づくりの推進

| | | | 評価結果 |
|--|-----------|---|---|
| ■概要 研修・研究機能や相談・支援機能を有する研修の中核施設の | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 整備を推進する。また、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、メンタルヘルス対策などの健康管理を計画的に行う。 ■主な取組内容 ◇教育の今日的な諸課題に対応できるよう、研修機能、研究機能、相談・支援機能を有する研修の中核施設の整備を進める。 ◇健康診断や医師による面接指導等の実施により、教職員の健康管理を計画的に行っていく。 | 取組評価(総括) | 概ね順調 | ・ 教職員健康診断事業,教職員健康管理事業,過重労働対策事業,健康審査会議運営事業については,計画どおり実施することができた。その結果として,再検査受診率の上昇や各職場における安全と衛生の確保,またセミナー受講により必要な知識の習得が図られ,各事業とも一定の成果があったと分析している。 ・ 以上のことから,本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| | | 取組を推進する上で | · の課題等 |
| | 取組を推進する上で | ・ 過重労働により | 教職員が心身の不調を感じており、引き続き心のケアが必要となっている。 健康障害のリスクが高くなることから時間外勤務の時間把握が必要であるが、教育職員は児童生徒と向き合う教育という職務の 勤務という認識を持ちにくいこともあり、時間管理を行うことが困難な面がある。 |
| | での | 次年度の対応方針 | |
| | 課題等と対応方針 | メンタルヘルス「職員の健康管 | 事業,教職員健康管理事業,健康審査会議運営事業については,法令等及び事業目的に基づき計画的に継続して実施する。 相談や研修会等の開催については,面談を受けやすい環境づくりや受講しやすい場の提供に配慮し事業を展開していく。 理対策実施要領」を新たに定め,教育職員については「在校(庁)時間」で時間管理を行い,要領に基づく対象職員に対して医施し健康保持に取り組んでいく。 |

取

| ■概要 — — — — — — — — — — — — — — — — — — — | | 評価結果 | | |
|--|------------------|--|--|--|
| - MA | 評価(進捗状況) | 評価の理由 | | |
| 社会で活躍するために必要となる知識・技能の定有や人間関を構築する力の育成を図るため、習熟度別授業をはじめ各種取組を推進するほか、地域のニーズを踏まえた学校づくりをい、再編整備も視野に入れながら効率的かつ効果的な施設整を推進する。また、より公正かつ教育効果の高い入学者選抜度への改善を進める。 主な取組内容特色ある独自の取組を行う高等学校を支援し、魅力ある高等校づくりを進める。 新県立高校将来構想に基づき、登米地区等の再編整備を進める。 平成25年度から導入される新しい入試制度について、リーレット作成や説明会開催により十分な周知を図る。 | 取組評価(総括) 概ね順調 | 時代の変化や社会の要請,地域の特性,生徒の多様化を的確に捉え,魅力と活力ある高等学校づくりを進めることが求められている。特に東日本大震災後は、被災地域の復興の方向性や社会の動向を踏まえ、単なる震災からの復旧に留まらず、長期的な視野に立って一層魅力ある学校づくりを進める必要がある。 魅力ある県立高校づくり支援事業は、震災により指定校を13校に絞らざるを得なかったが、指定された各高等学校は、将来、復興を支え地域に貢献できる人材の育成に繋げる「志教育」の観点に立って、キャリア教育、学力向上、カリキュラム開発、人間力向上等に取り組んだ。 平成25年度入学者選抜からの新入試制度について、リーフレット作成や説明会開催等、入試制度の円滑な移行に向けた系統的な周知広報活動を行った。 平成24年度の美田園高等学校開校、平成27年度の(仮称)登米総合産業高等学校開校等、新県立高校将来構想に基づる教育施設や教育環境の整備を進めるとともに、これまで進めてきた高校教育改革の検証を行った。 建設途中で津波の被害を被った教育・福祉総合施設については、震災を踏まえ新たに防災機能の強化を図った上で平成2年4月開設に向け工事を再開した。 上記以外も含め、取組を構成する10の事業は、東日本大震災により凍結された一部の取組を除き、いずれも効率的あるいは概れ効率的に実施され、所期の成果を挙げていると判断される。 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | | |
| | 取組を推進する上で | · ・の課題等 | | |
| | | よる教育関係の被害は甚大であり、教育施設や教育環境の速やかな復旧とともに、今後の復興に向け長期的な視野に立った県立 | | |
| | 高等学校の改革か | ・必要である。 i整備関係では,新県立高校将来構想第1次計画に基づき(仮称)登米総合産業高等学校の平成 27 年度開校に向けた準備を進めて | | |
| | 収 組 いろが 4 校の国 | 『霊備関係では,利宗立同伐苻未悔忠弟1氏計画に塞っさ(仮称) 望木松古産業同寺子仅の千成27 年度開伏に同りた準備を進め 『編統合に伴い事前の検討や調整を要する事項が多く今後さらに綿密な準備と的確なスケジュール管理が必要となる。 | | |
| | を 推 ・ 平成 25 年度か | ら新入試制度に円滑に移行できるよう、県教育委員会と各高等学校及び中学校が緊密な連携を図って、諸準備を進める必要がある | | |
| | で 次年度の対応方針 | | | |
| | 上 | 校舎対応となっている農業高等学校・水産高等学校・気仙沼向洋高等学校については,復興を支える専門人材育成の観点からもであり、移転先選定や学科再編等,それぞれの学校の状況に応じた再建案を具体化する。 | | |
| | 課 ・ 平成 24 年度か | らは新県立高校将来構想第2次計画に入ることから、これまでの高校教育改革の検証結果、震災により新たに生じた課題、震災 | | |
| | i l | えて検討を行い,平成24年度中に第2次計画を公表する。 | | |
| | ^ ⅓ | 合産業高等学校の開校に向けて平成 25 年度に準備室を開設し、作業を行うことができるよう調整する。 | | |
| | 応 魅力ある県立高 | ·校づくり支援事業は,震災からの復興に向けて志を育むという観点をより明確にするため高等学校志教育推進事業の中に位置f | | |

・ 高等学校入学者選抜制度に関しては、平成25年度新入試実施の最終準備段階であることから、リーフレット作成や地区別合同説明会における 新入試制度説明等、これまで実施してきた周知広報活動に加えて、全ての市町村で改めて入試制度説明会を開催し中学生及び保護者に対する新制

度の周知の徹底を図るとともに、指導に当たる中学校と入試を実施する高等学校の準備が円滑に進むよう支援していく。

取組6 学習環境の整備充実

| | 評価結果 | | | |
|---|----------|-----------------------------------|--|--|
| ■概要 児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して学べるよ | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 | |
| う、県立学校の計画的な改修や教材教具の充実を図る。また、 経済的理由により就学が困難な高校生等に対し、奨学金制度に よる支援を行う。 | | | ・ 社会経済情勢としては、震災の影響を踏まえ、児童生徒に対するきめ細かな指導の充実や児童生徒の安全・安心な教育環境を確保することについて重要性が高まっている。 | |
| ■主な取組内容 ◇児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して学べるよう県立学校校舎等の計画的な改修を進める。 ◇小学校1・2年生と中学校1年生においてよりきめ細かな教育活動を進めるための人的配置を行う。 | 括 | 概ね順調 | 各事業の実績及び成果等をみると、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動を推進するため、学級編制弾力化事業を実施、小学校2年生と中学校1年生において、1学級35人を超える学級の解消を図ることができた。 また、安全・安心な教育環境を確保するため、宮城県震災復興計画に基づき、被災した学校施設の復旧に取り組むとともに、被災した児童生徒が安心して就学できるよう、学用品等の支給や給食費の援助、奨学金の貸付などの就学支援事業を実施するなど、各事業はそれぞれ効率的に実施され、一定の成果があったと分析している。 | |
| ◇コンピューターや教具教材・図書等の整備・更新を行う。 | | | ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 | |
| ◇経済的理由により就学が困難な高校生等に対し、奨学金制度による支援を行う。 | 取組を推進する上 | シンボル的な学校 継続的に支援する ・ 震災により児童 | な育環境を確保するため、津波により甚大な被害を受け移転を余儀なくされた県立高等学校については、本県における教育復興の なづくりも含めて、計画的に再建を進めていく必要があるとともに、震災による被災などにより、就学が困難になった児童生徒を | |
| | での課 | 次年度の対応方針 | | |
| | 題等と対応方針 | の貸付等を継続し | 質の高い教育活動の充実を図るため、小・中学校の低学年(小学校2年生及び中学校1年生)における35人以下の学級編制を | |

取組 7 私学教育の振興

| ■概要 | | | 評価結果 |
|---|---------------------|-----------------------|--|
| ■ 似安 | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 生徒等の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めていくため、助成を行う。 ■主な取組内容 ◇私立学校の教育条件の維持向上及び在学する児童生徒等の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを推進するため、私立学校に対し経費等の助成を行う。 | 取組評価(総括) | 概ね順調 | ・ 県内の高校生については約25.6%,幼稚園児については約82.7%が私立学校(幼稚園)に在籍しているが、私立学校の教育条件の維持向上及び保護者の経済的負担軽減のために学校運営経費等の助成は必要である。 ・ 特に東日本大震災及び少子化の影響などにより、私立学校の経営が厳しさを増す中で、学納金等が急激に増加しない状態で推移していることから、助成が私立学校の経営への一助になっているものと考えられる。 ・ 上記のほか、私立幼稚園の預かり保育及び私立学校へのスクールカウンセラー設置の経費等を助成し、特色ある学校づくりの推進を支援した。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| | 課題等と対応方針 取組を推進する上での | 次年度の対応方針 ・ 関係機関とも連 | での課題等 通価が全国平均を下回っており、単価の引上げが求められている。 通携し、県財政が厳しい状況の中、学校教育における私立学校が果たしている役割の重要性を考慮しながら、運営費補助をはじめ の効率的、効果的な活用をとおして、私学教育の充実に努めていく。 |

【取組を構成する事業一覧】

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

(1) 教員が学び続けるための体系的な研修の推進 【重点的取組6】

◎:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城の将来ビジョン推進事業」 震:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県震災復興推進事業」

| | ●: 呂城の村来とジョン・農災復興実施計画における「宮城県農災・農・富城の将来ビジョン・農災復興実施計画における「宮城県農災・ | | | | | |
|----|--|--|------|--|--|--|
| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 | | | |
| 0 | 教育職員等中央研 修事業費 【教職員CUP事業】 | ・独立行政法人教員研修センター等が主催する研修に教員を派遣し、様々な喫 緊の重要課題に関わる研修会等の指導者の養成を図る。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 初任者研修事業費 【教職員CUP事業】 | ・小・中・高等学校及び特別支援学校の新任教員を対象に実践的指導力と使命感を養うことなどを目的として研修を実施する。 ・新任教員の研修期間の対応として、関係学校に対し非常勤講師の配置等を行う。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 教育研修等事業推 進費 【教職員CUP事業】 | ・教育職員の資質向上を図ることを目的に、その職能、経験年数及び教科領域に応じた研修を実施する。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 10年経験者研修 事業 【教職員CUP事業】 | ・幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の10年経過教員を対象として 1年間の研修を実施し、学級担任・教科担任等としての経験を踏まえた特に教 科指導力と生徒指導力について広い視野に立った力量を高める。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 明日を担う産業人 材養成教員派遣研 修事業 【教職員CUP事業】 | ・工業科等の専門教科担当教員を一定期間企業等に派遣して最新技術を習得させることにより、専門高校における産業人材育成の活性化を図る。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 指導力向上長期特別研修事業 【教職員CUP事業】 | ・教育指導力等に課題があり、児童・生徒に適切な指導ができず、学校現場を離れての研修が必要と認められる教員(指導力不足等教員)に学校以外の教育機関等における多面的な研修を行うことにより、教育への主体的意欲と指導力を回復・伸長させて再び学校現場で活躍できるようにする。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 養護教諭新規採用等研修会 【教職員CUP事業】 | ・児童生徒の心身の健康問題の複雑化多様化,特にいじめなどに対応するため、養護教諭の専門職としての知識や技術に関する研修を行い、その資質の向上を図る。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 司書教諭養成講習 会派遣事業 【教職員CUP事業】 | ・司書教論講習を開講する宮城教育大学に教員を派遣し、司書教諭の継続的な養成を図る。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 学校栄養職員研修 事業 【教職員CUP事業】 | ・学校給食における衛生管理の徹底,児童生徒への衛生教育の徹底などを目的に,学校栄養職員等の専門職としての知識や技術に関する研修を行い,その資質の向上を図る。 | 教職員課 | | | |
| ◎震 | 防災教育等推進者 研修事業 【教職員CUP事業】 | ・学校内の防災教育等を推進するとともに、地域との連携を図る推進的な役割 を果たす人材の養成を目的として研修を実施する。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 研修事業費(教育 研修センター) 【教職員CUP事業】 | ・教育関係職員の専門的資質や能力の向上を図るため、県教育基本方針を踏ま え教職員研修の一環として基本研修及び専門研修等を実施する。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 研究事業費(教育 研修センター) 【教職員CUP事業】 | ・全国的な教育研究の動向を踏まえ、常に新しい課題や教育観に基づく先導的な教育研究に当たるとともに、学校の教育活動に直接役立つ実践的、実証的な研究に取り組む。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 研修事業費(特別支援教育センター) 【教職員CUP事業】 | ・特別支援教育における教員の資質向上等のため、特別支援教育センターにおいて各種研修事業を実施する。 | 教職員課 | | | |
| 0 | 教材教具整備費 (特別支援教育セ ンター) 【教職員CUP事業】 | ・教職員の資質向上と指導力充実を図るため、特別支援教育に関する資料収集及び検査器具の整備を行う。 | 教職員課 | | | |

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|---------------------------|---|-------|
| | 教育研修等推進費 | ・教育水準の確保と教員の資質の向上を図り、初等中等教育の振興に資するため、文部科学省等が主催する研修に教職員を派遣し、その研修成果を伝達、普及する。 | 義務教育課 |
| | 教育研修等事業推 進費 | ・文部科学省主催の研修会等に教職員等を派遣し、最新情報の収集、全国の動向の把握を行い、県内で開催される研究会、研修会を通して全県に伝達講習するなどして、本県高校教育の向上を図る。 | 高校教育課 |
| | 教育事務職員研修 事業 | ・多様化・高度化する県民ニーズや課題に対応するため、創造性豊かで自立的に行動する職員の育成を目標に、事務職員等に対する研修を実施する。 | 総務課 |
| | 在外教育施設教員 派遣事業 | ・在外教育施設への派遣予定者を対象とした研修を実施する。 | 教職員課 |
| | 教材教具整備費 (教育研修センタ ー) | ・教職員の資質向上と指導力充実を図るため、視聴覚機器など教育研修センターにおける各種研修事業推進のための教材教具の借り上げを行う。 | 教職員課 |
| | 情報処理教育費 (教育研修センタ 一) | ・教職員がコンピュータや情報通信ネットワークを効果的に授業で活用し、児童生徒の情報活用能力を高める研修等を実施するため、コンピュータシステム賃借等を行う。 | 教職員課 |

(2) 開かれた学校づくりの推進 【重点的取組7】

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----------|----|----------------------|---|-------|
| | 0 | 学校評価事業 | ・学校における自己評価及び学校関係者評価の着実な実施を図るため学校評議員を委嘱・配置する。 ・学校評価・授業評価の研修会等を開催する。 | 高校教育課 |
| | | | ・教職員が教育活動に専念できる環境づくりを進めるため、学校経営研修会・相談会を開催し、学校経営における諸課題に迅速かつ適切に対応できるよう支援する。 | 総務課 |
| 組替 新規 | | 協働教育推進総合事業(再掲) | ・家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる仕組みづくりを推進し、家庭・地域の教育力の向上を図る。 「協働教育基盤形成事業」「協働教育普及・振興事業」「教育応援団事業」 「協働教育プラットフォーム事業」 ※H22 協働教育振興事業の組替 | 生涯学習課 |
| | | 県立高等学校情報 化支援員派遣事業 | ・各高等学校にホームページの制作や更新作業を行う情報化支援員を派遣する。 | 高校教育課 |

(3)優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立

◎:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城の将来ビジョン推進事業」 震:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県震災復興推進事業」

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|---------------------|---|------|
| 0 | 教員採用選考事 業事務費 | ・教員としての資質能力を備えた優れた人材の採用を確保し、本県教育の振興に努める。 | 教職員課 |
| | 中学校への民間人 校長登用事業 | ・中学校経営に民間企業等で培われた識見を活用し、効果的な学校組織運営や 先進的な教育活動を推進すること等を目指し、中学校校長への民間人の任用を 図る。 | 教職員課 |
| | 人事給与統合シス テム維持費 | ・教育職員を除く職員の人事・給与を一元的に管理する人事給与統合システムに係る運営・保守を行う。 | 総務課 |
| | 給与管理総合シス テム管理運営費 | ・給与管理総合システムに係る運用・保守を行う。 | 教職員課 |

(4) 教職員を支える環境づくりの推進

◎:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城の将来ビジョン推進事業」 震:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県震災復興推進事業」

| | 展・音楽が付木にクヨン・長火復央天旭計画にわける「音楽宗辰 | | | | | |
|----|-------------------------------|---|------|--|--|--|
| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 | | | |
| | 教育・福祉複合施 設整備事業 | 新たに教育と福祉が複合した施設を整備し、教育と福祉の連携を推進する。 東日本大震災により建設現場が被災したことから、平成25年4月の供用開始 を目指して事業を進める。 備蓄庫や非常電源等の設置のほか、大規模災害に備え備蓄品を整備するなど 防災機能の強化を図る。 (入居機関) ・(仮称)総合教育センター ・美田園高等学校 ・子ども総合センター、中央児童相談所、リハビリテーション支援センター | 教職員課 | | | |
| | 教職員健康診断事 業 | ・教職員等の定期健康診断を実施し、疾病の早期発見と治療の促進を図り、教職員等の健康の保持を推進する。 | 福利課 | | | |
| | 教職員健康管理事 業 | ・生活習慣病健診を実施し、疾病の早期発見と早期治療について適切な指導を 行う。 ・健康管理医を選任し、各職場における安全と衛生の確保等を図る。 | 福利課 | | | |
| | 過重労働対策事業 | ・長時間の時間外勤務を行った教職員等の健康障害を未然に防止するため医師 による面接指導等と所属長に対して研修を実施する。 | 福利課 | | | |
| | 体育担当妊娠教員 代替派遣事業(小 中学校費) | ・女性教員の増加に伴い、妊娠中の学級担任・体育担当教師の体育実技時間に代替非常勤講師を派遣し、体育指導の適切な実施と母体保護を図る。 | 教職員課 | | | |
| | 健康審査会議運営事業 | ・教職員等が心身の故障による長期の休職後に復職しようとする場合に、その 健康状態について審査し、医療、勤務様態、職場復帰及び再発防止についての 必要な指導を行う。 | 福利課 | | | |

(5) 県立高校の改革の推進

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|---------------------------|--|-------|
| | 魅力ある県立高校 づくり支援事業 | ・本県の重点的取組である「志教育」に係る「10のテーマ」について、指定校において実施する優れた実践を重点的・継続的に支援することで県全体の学校教育のレベルアップと活性化を図る。 | 高校教育課 |
| 震 | 県立高校将来構想 推進事業 | ・県の復興計画や各地域の復興の方向性などを踏まえて策定される「新県立高校将来構想(H 2 3 年度~H 3 2 年度)」の実施計画に基づき、学校施設や教育環境の整備を進める。 | 高校教育課 |
| 0 | 高等学校入学者選 抜改善事業 | ・平成25年度から導入される新入試制度の円滑な実施に向け、リーフレット 作成や説明会開催により、学校関係者、生徒、保護者、一般県民等に対し十分 な周知を図る。 ・入学者選抜審議会を開催する。 | 高校教育課 |
| | 新増改築校等設備 整備費 | ・施設の新増改築等により新たに必要となった消耗品、備品等の設備充足を行う。 | 高校教育課 |
| | 再編統合施設整備 事業 | ・登米地区統合校の新設を進める。 | 施設整備課 |
| ◎震 | 教育・福祉複合施 設整備事業 (再掲) | 新たに教育と福祉が複合した施設を整備し、教育と福祉の連携を推進する。 東日本大震災により建設現場が被災したことから、平成25年4月の供用開始 を目指して事業を進める。 備蓄庫や非常電源等の設置のほか、大規模災害に備え備蓄品を整備するなど 防災機能の強化を図る。 (入居機関) ・(仮称)総合教育センター ・美田園高等学校 ・子ども総合センター、中央児童相談所、・リハビリテーション支援センター | 教職員課 |
| 震 | 中高一貫教育推進事業 | ・中等教育の多様化と魅力ある高校づくりを図る一環として,連携型(志津川高等学校と志津川,戸倉及び歌津中学校)及び併設型(仙台二華中学校・高等学校,古川黎明中学校・高等学校)の中高一貫教育の推進を図る。 | 高校教育課 |
| | 学科転換対応設備 整備費 | ・新県立高校将来構想等に基づき実施される学科改編等に伴い,必要な設備整 備を行う。 | 高校教育課 |
| 震 | 県立高校将来構想 管理事業 | ・「新県立高校将来構想」(H23~32年度)の成果・課題等を検証し、適正に進行管理を行うとともに、県の復興計画や各地域の復興の方向性などを踏まえて実施計画を策定する。 | 教育企画室 |

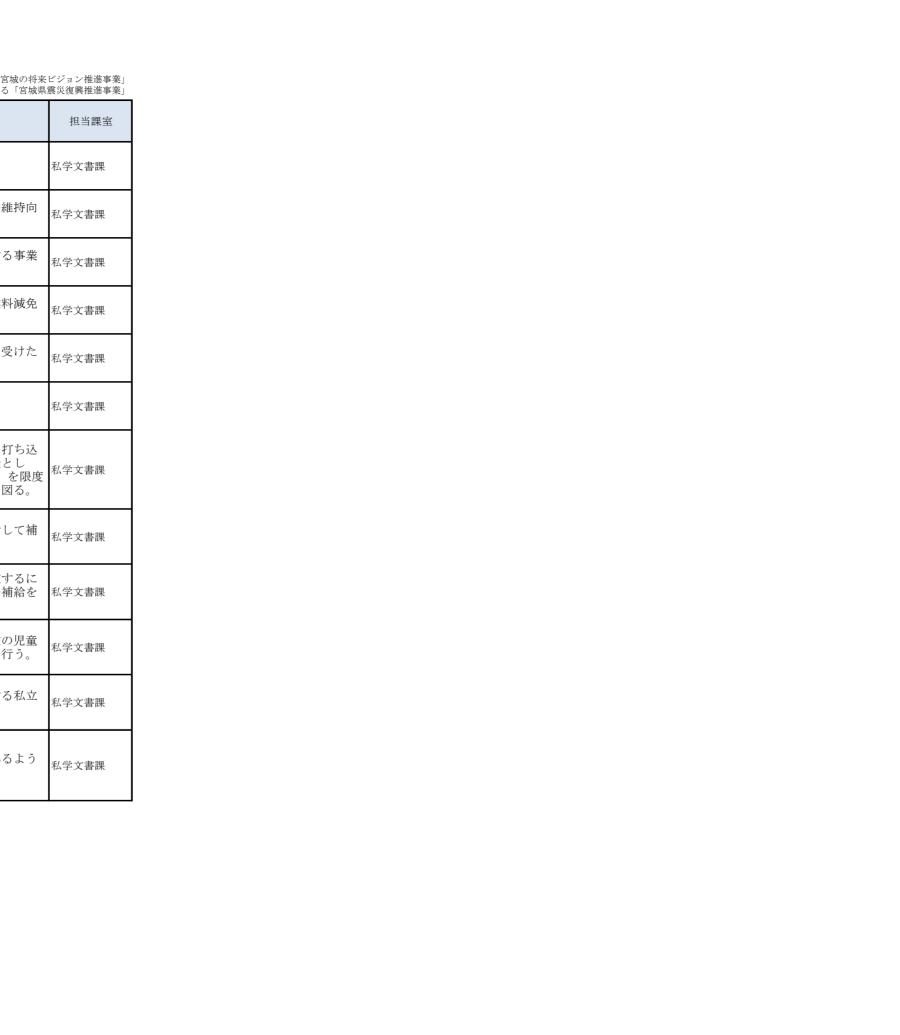
(6) 学習環境の整備充実

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----|----------------------------------|--|------------------------|
| | 0 | 学級編制弾力化事 業 | ・学習習慣の着実な定着や問題行動等の低減を図るため、小・中学校の低学年 (小学校2年生及び中学校1年生) において少人数学級を導入し、きめ細かな 教育活動の充実を図る。 | 義務教育課 |
| 新規 | 震 | 県立学校施設災害 復旧事業 | ・震災により被害を受けた県立学校施設について、応急復旧工事などを早急に 行うとともに、著しい被害を受けた学校施設について、仮設校舎等を設置する ことにより教育環境を確保しながら必要な施設を整備する。 | 施設整備課 |
| 新規 | 震 | 県立学校教育設備 等災害復旧事業 | ・震災により被害を受けた県立学校の教育施設等について、早急に復旧し、安心して学べる教育環境を確保する。また、校舎に著しい被害を受けた学校においては、施設整備計画に合わせた復旧を行うとともに、新たなニーズに対応した教育施設についても整備を行う。 | 高校教育課 |
| 新規 | 震 | 県立学校実習確保 事業 | ・震災で被害を受けた職業系高校においては、現校舎と離れた場所に仮設校舎が建設されるが、必要な実習施設までは確保できない状況で、他の学校などの施設を利用したりするなどして実習授業を確保することとしているため、生徒の移動に必要なバスを運行する。 | 高校教育課 |
| 新規 | 震 | 市町村立学校施設 災害復旧事業 | ・震災により被害を受けた市町村立学校施設について市町村が行う工事や施設 整備,仮設校舎等の設置に対して支援する。 | 施設整備課 |
| 新規 | 震 | 高等学校帰宅困難 者用備蓄品確保事 業 | ・震災により、帰宅困難となる県立高等学校や中学校の生徒及び教員への備え として、各校において必要となる物資や備品等を備蓄する。 | 高校教育課 |
| 新規 | 震 | 東日本大震災みや ぎこども育英基金 事業 (奨学金) | ・国内外からの寄附金を積み立てた東日本大震災みやぎこども育英基金を活用し、震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童生徒等に対し、安定した学びの機会と希望する進路選択を実現できるよう、その修学を支援し、有為な人材育成に資する事を目的とした奨学金を給付する。 | 総務課 |
| 新規 | 震 | 被災児童生徒就学 支援事業 (公立小中学校) | ・震災により、経済的な理由から就学等が困難となった世帯の公立小中学校(中等教育学校前期課程含む。)の児童生徒等を対象に、学用品費、通学費(スクールバス利用費を含む。)、修学旅行費、給食費等の緊急的な就学支援を行う。 | 義務教育課 |
| 新規 | 震 | 被災生徒に対する 教科書等給与事業 | ・被災した生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、教科書、副教材、学用品等を給与する。 | 高校教育課 |
| | 震 | 高等学校等育英奨 学資金貸付金 | ・高等学校等育英奨学資金貸付基金から、経済的な理由によって修学困難な高 校生等に奨学資金の貸付けを行う。 | 高校教育課 |
| 新規 | 震 | 県立高校通学手段 緊急確保事業 | ・震災で甚大な被害を受け、校舎使用が困難となった学校の再開に際し、他校の校舎を利用する被災校の高校生の通学手段を確保するため、借上バスを運行委託する。 | 教育企画室 |
| 新規 | 震 | 学校復興支援対策 教職員加配事業 (再掲) | ・被災した児童生徒に対して、手厚い指導・支援体制を図るため、震災で大きな被害を受けた被災地の学校を中心に、教職員などの人的体制を強化し、きめ細かな指導や児童生徒の心のケアを行う。 | 教職員課 義務教育課 高校教育課 |
| | | 校舎改築事業費 (高等学校) | ・経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存校舎の改築を行う。 | 施設整備課 |
| | | 校舎大規模改造事 業費(高等学校) | ・築後25年以上経過し、老朽化が著しい校舎の全面的なリニューアルを行う。 | 施設整備課 |

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|------------------------------|--|---------|
| | 校舎等小規模改修 事業費(高等学校) | ・大規模改造及び改築時期までの間の教育環境の改善を図るため、既設施設に対し必要な改修等を行う。 | 施設整備課 |
| | 既設校舎等環境整 備費(高等学校) | ・県立高等学校の校地及び既存施設の簡易かつ小規模な維持補修に係る修繕工事等を行う。 | 施設整備課 |
| | 水泳プール整備事 業(高等学校) | ・経年により老朽化したプールを改築整備する。 | 施設整備課 |
| | 産業教育設備整備 事業 | ・高等学校の職業教育のための実験実習設備の整備を行う。 | 高校教育課 |
| | 中高一貫教育推進 事業(施設整備費) | ・仙台二華中学校開校に当たり必要な教材の整備を行う。 | 高校教育課 |
| | 教育用コンピュー タ整備事業 | ・教科「情報」においてコンピュータを使用した実習授業が必要であり、既に 導入しているコンピュータ機器等の更新等を行う。 | 高校教育課 |
| | 電子計算機組織レ ンタル事業費 | ・職業高校(職業教育学科及びコースを有する高校)の生徒が卒業後中堅技術者として活躍できるよう, 先端技術に関する基礎教育のための設備の充実を図る。 | 高校教育課 |
| | 科学教育振興費 | ・理科教育振興法に基づき、理科教育・数学教育の設備の整備を行う。 | 高校教育課 |
| | 定時制高等学校設 備整備費 | ・勤労青少年の教育の機会均等を図るために,定時制高等学校の設備の充実を図る。 | 高校教育課 |
| | 高等学校定時制課程及び通信制課程 修学資金貸付事業 | ・勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等に資するため、当該課程に在学する生徒に修学資金の貸し付けを行う。 | 高校教育課 |
| | 交通遺児等対策費 | ・義務教育諸学校に在籍する交通遺児及び海難遺児を養育する世帯に教育手当 を支給し,交通遺児等を激励し,児童生徒の健全育成を図る。 | スポーツ健康課 |
| | 夜間定時制高等学 校夜食実施費 | ・県立の夜間定時制課程を置く高等学校で働きながら学ぶ生徒に夜間給食を実施する。また、仙台市立の夜間定時制課程を置く高等学校で実施する給食(夜間給食用物資購入)に対して補助する。 | スポーツ健康課 |
| | 中学校給食実施費 | ・県立中学校の要保護及び準要保護の生徒に対して、学校給食費を扶助する。 | スポーツ健康課 |

(7) 私学教育の振興

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----|------------------------------|---|-------|
| | | 私立学校運営費補 助 | ・私立学校の経常的経費に対して補助を行う。 | 私学文書課 |
| • | | 私立学校特別支援 教育費補助 | ・私立学校(特別支援学校、幼稚園)における障害児教育の教育条件の維持向 上と保護者負担の軽減を図るために補助を行う。 | 私学文書課 |
| | | 私立学校教育改革 特別経費補助 | ・私立学校の活性化・個性化推進及び子育て支援促進の教育改革に資する事業について補助を行う。 | 私学文書課 |
| | | 私立高校授業料軽減補助 | ・生活保護世帯, 市町村民税非課税世帯等の生活困窮世帯に対し, 授業料減免 を行った私立学校に対して補助を行う。 | 私学文書課 |
| | | 私立高校校舎改築 資金利子助成 | ・私立学校設置者が県の斡旋により金融機関から校舎改築資金の融資を受けた 場合,利子補給金を交付し,教育条件の向上を図る。 | 私学文書課 |
| | | 私学関係団体補助 | ・私立学校教職員の年金及び退職金交付事業に対する補助を行う。 | 私学文書課 |
| | | 私立高等学校等就 学支援事業 | ・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、私立学校の生徒について、高等学校等就学支援金として、授業料については年額118,800円(低所得世帯に対しては1.5~2倍)を限度に助成(学校設置者が代表受領)することにより、教育費負担の軽減を図る。 | 私学文書課 |
| 新規 | 震 | 私立学校施設設備 災害復旧支援事業 | ・震災により被害を受けた私立学校設置者が行う施設設備災害復旧に対して補助を行う。 | 私学文書課 |
| 新規 | 震 | 私立学校施設設備 災害復旧支援利子 補給事業 | ・震災により被害を受けた私立学校設置者が施設設備の災害復旧を実施するに 当たり、日本私立学校振興・共済事業団等から借入を行った場合に利子補給を 行う。 | 私学文書課 |
| 新規 | 震 | 被災児童生徒就学 支援事業 (私立小中学校) | ・震災による経済的理由から就学が困難となった世帯の私立小・中学校の児童 生徒を対象に、学用品費、通学費、修学旅行費、給食費等の就学支援を行う。 | 私学文書課 |
| 新規 | 震 | 私立学校授業料等 軽減特別補助事業 | ・被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため、授業料等を減免する私立 学校の設置者に対して補助を行う。 | 私学文書課 |
| 新規 | 震 | 私立学校スクール カウンセラー等派 遣事業 | ・被災した私立学校の幼児児童生徒が精神的な安定した学校生活を送れるよう支援するため、心のケアを行うカウンセラー等を派遣する。 | 私学文書課 |



| | | 評価結果 | | | | | |
|---------------|--|---|--|--|--|--|--|
| | 評価(進捗状況) | 評価の理由 | | | | | |
| (総括) 基本方向評価 | 概ね順調 | 取組1「親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり」では、目標指標の達成状況をみると、朝食を欠食する児童の割合については、震災の影響により、全国学力・学習状況調査が見送られたことにより、実績値の把握ができなかった。保育所入所待機児童数については、安心こども基金を活用した保育所整備が推進され、受入枠が拡大されたことから、待機児童数は343人(全国ワースト7位)となった。子育でサポーターリーダー養成数については、受講対象者が被災し、移転したこともあり目標値には届かなかったが、震災後にも関わらず達成率が85%となり、家庭教育支援に対する関心が窺える。 ・ 取組2「地域と学校との恊働による学校支援の仕組みづくり」では、目標指標の達成状況をみると、地域コーディネーター及び学校ボランティア養成研修会参加数累計については、文部科学省の委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用し、計3回実施することができたため、参加人数が増加した。学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合については、震災により地域と学校が協働して地域再生に取り組むことが多くなったため、目標値を上回った。青少年育成県民運動推進事業では「県民のつどい」を中止したり、交通安全指導員設置運営事業では女川町で事業が実施できなかったなど、震災の影響を受けた事業はあるものの、全体的には引き続き家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりが推進できた。 ・ 取組3「子どもたちの体験活動の推進」では、全体的に震災の影響を受け、事業の実施回数が前年度に比べ減少している。沿岸部では、学校及び児童生徒が被災したため、これまで実施していた事業を縮小又は中止をしたが、反面、指導主事が学校訪問等で啓発・推進を行った事業は前年度より取り組んだ学校が増加した。県立自然の家においては、被害の程度もあるが早期復旧を進める中で出前事業・キャンプ事業・部活動への施設貸与等、現状に即した事業運営を行った。 ・ 以上のことから、平成23年度の取組成果は震災により減少傾向にあるものの、実情に応じた取り組み方で各事業を推進しており、一定の成果もあり、基本方向としては「概ねるなどのよいにより、 | | | | | |
| | ■ 版织 1 「朝の「 | 順調」と判断する。 | | | | | |
| | | 子の」と「子育で」を文える環境づくり」については,晨炎の影響により,家庭生品のサイムが乱れ,朝度を久良りる児童生徒の増加が懸念されることがら,子攸における指导のは いて「親の学び塾」や「早寝・早起き・朝ごはん実行委員会 in 宮城」などの民間団体と連携し,多様な方法で「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動の普及啓発を図る。また,「 | | | | | |
| | | れ体制や年度途中入所の円滑化支援が必要であることから、地域ニーズに見合った整備メニューを市町村に提案し、多面的に待機児童の解消を図る。 | | | | | |
| 基 | | 1の事業に必要なボランティアの養成に関する事業の充実を図り、効果的な活用を模索する必要があることから、震災復興事業予算等を活用して短期間での人材養成を行うとともに、 | | | | | |
| 基 本 課 方 | | のほか、保健福祉部が仮設住宅等で展開している託児や保育に関わる活動と連携を進める。 | | | | | |
| 題 向 | | 学校との協働による学校支援の仕組みづくり」については,震災により被災した地域では,地域としての活動がまだまだ十分とは言えないことから,地域コーディネーターを中心に | | | | | |
| 等を推 | 地域住民が参加で | さる事業を計画・実施することで地域住民の意識を高め、地域の活性化を図るとともに、人材の発掘を図る。また、文部科学省からの委託事業である「学びを通じた被災地の地域コ | | | | | |
| 対 准 | ミュニティ再生支 | 援事業」を活用することにより,各市町村の負担の軽減や充実した事業の推進を図り,協働して子どもを育てる仕組みづくりと地域の教育力を高める。 | | | | | |
| 応方針 | さらに、コーデ | ィネーター養成研修会等各種研修会を圏域ごとに開催できる体制を整え,コーディネートの仕方やコーディネーターの役割について多くの参加者に理解を深めてもらうとともに,資 | | | | | |
| 針上で | 質の向上を図る。 | | | | | | |
| Ø. | ・ 取組3「子ども | たちの体験活動の推進」については,被災地沿岸部における農漁業体験活動は,基盤整備の推進や安全性の確保が急務であることから,事業実施にあたっては,粉砕ガレキや油類の | | | | | |
| | 流失,放射能に関 | する安全確認を行うようにする。また,国内外から被災地の学校への支援,交流,体験活動など多くの提供がある一方で,通常授業の復元及び学力向上推進との整合性という点で課 | | | | | |
| | 題が残っていることから,教科指導とも関連させた事業を効率的に展開するようにする。 | | | | | | |
| | さらに,子ども | は,遊びを中心とした体験活動を通じて,道徳性や社会性,規範意識などを獲得することから,小学校就学前の子どもを対象とした体験活動を検討していく。 | | | | | |
| | | 基本方向と関連する「宮城の将来ビジョン」施策評価の状況 | | | | | |
| 行政 | 【参考】 評価委員会意見 | ■施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」 ・ 県教育委員会が示す評価原案「概ね順調」は妥当であると判断される。 | | | | | |

取組 1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり【重点的取組8】

| ■概要 | | | 評価結果 |
|---|-----------|-----------------------------------|--|
| 親としての「学び」と「育ち」を支援する学習機会や子育て 相談等の場の提供,地域で家庭教育や子育てを支援する人材の | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| ででする。 | 取組評価(総括) | 概ね順調 | ・ 目標指標 1 「朝食を欠食する児童の割合 (小学 6 年生)」については、震災の影響により、全国学力・学習状況調査の実施が見送られたことにより、実績値を把握できなかった。現在把握できる直近の実績値は、平成 22 年度の 2.6%であり、初期値と比較し 1.1 ポイント減少しているものの、震災の影響により、子どもたちの生活リズムが不規則になっているのではないかと推察する。 ・ 目標指標 2 「保育所入所待機児童数」については、平成 21 年 4 月現在での保育所待機児童数は 511 人(全国ワースト 6位)となっていたが、平成 21,22 年度において、安心こども基金を活用した新たな保育所整備が積極的に推進され、受入枠が拡大されたことから、待機児童数は 343 人(全国ワースト 7位)となった。 ・ 目標指標 3 「子育てサポーターリーダーの養成」については、震災直後ということもあり、受講対象となる方々が被災し、広範囲に移転していることから受講定員 30 名に対し、希望者が 18 名、そのうち修了者が 14 名という結果になった。震災後、子育てサポーターリーダーの養成は必須であり、各地域で各種サークルや家庭教育支援チームを立ち上げ、家庭教育支援に関わる様々な企画・運営が期待されるところである。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| ・子育てサポーターリーダー養成数累計(人) | | 取組を推進する上で | *の課題等 |
| 達成度 B 現況値 116 (H23 年度) | | 電災の影響によ | り、家庭生活のリズムが乱れ、朝食を欠食する児童が増えることが予想される。 |
| 初期値 91(H20 年度) 目標値 137 (H23 年度) | 取組を推進する | ・ 待機児童の7割 ある。 | 以上を占める3歳未満児の受け入れ体制の整備支援や育児休業明けに職場復帰をするなどの年度途中入所の円滑化支援が必要では上を占める3歳未満児の受け入れ体制の整備支援や育児休業明けに職場復帰をするなどの年度途中入所の円滑化支援が必要では必要なボランティアの養成に関する事業の充実を図るとともに、活用においては関係部局と連携し、効果的な活用法を模索す |
| | 上で | 次年度の対応方針 | |
| | の課題等と対応方針 | 多様な方法で「は ・ 待機児童数の多 提案し,多面的に | 語導のほか,家庭教育支援における「親の学び塾」や「早寝・早起き・朝ごはん実行委員会 in 宮城」などの民間団体と連携し, はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動の普及啓発を図る。 い市町村を中心に,保育所整備のほか,家庭的保育や認定子ども園の整備など,地域ニーズに見合った整備メニューを市町村に は持機児童の解消を図る。 「一等,必要とされる人材を震災復興事業予算等を活用して短期間で養成し,家庭教育支援事業のほか,保健福祉部が仮設住宅等 |

で展開している託児や保育に関わる活動との連携を進める。

取組 2 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり【重点的取組9】

| ■概要 | | 評価結果 |
|--|---|--|
| - 地域と学校を結ぶ協働教育が円滑に推進されるよう、組織づくれる活性化に関して市町村に支援や助意を行うほか、人材の | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 一 地域と学校を結ぶ協働教育が円滑に推進されるよう、組織づくりや活性化に関して市町村に支援や助言を行うほか、人材の育成を推進する。また、地域ぐるみの学校安全体制の整備や、地域住民主導による総合的な環境浄化活動を推進する。 | | ・ 目標指標1「地域コーディネーター及び学校ボランティア養成研修会参加数累計」については、文部科学省の委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用し、計3回実施することができたため、参加人数が増加した。 |
| ■主な取組内容 ◇家庭・地域・学校が相互に連携し合いながら、協働して子ど もを育てる仕組みづくりを推進するとともに、地域全体で子ど もを育てる体制の整備を推進する。 | | なお、地域コーディネーター養成研修会は、平成23年度から「協働教育コーディネーター養成研修会」として実施した。また、学校ボランティア養成研修会は、各市町村主催で実施した。 ・ 目標指標2「学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合」については、震災により地域と学校が協働して地域再生に取り組むことが多くなったため、目標値を上回った。 |
| 〉「協働教育プラットフォーム事業」を市町村に委託して、家 医・地域・学校をつなぐ仕組みをつくり、協働による教育活動 注通じて、家庭・地域の教育力の向上を支援する。 | 取組組 | ・ 県内市町村の取組事例を発表していた「市町村ネットワーク会議」は、協働教育の更なる推進を図るために「協働教育ネットワーク研修会」として、教育応援団と市町村との連携を進めることを目的として実施した。 |
| >地域全体で,児童生徒の健全育成に取り組む活動を支援する。 | 評 価 順調 | ・ 「学校支援地域本部」は、協働教育プラットフォーム事業を進めるために「協議会若しくは実行委員会」と名称を変更しる 市町に設置した。 |
| ■目標指標等 地域コーディネーター及び学校ボランティア養成研修会参加 数累計(人) | III | ・ 協働教育推進総合事業は、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりについて理解を深めるとともに、コーラィネーターとしての資質向上を図るための協働教育コーディネーター養成研修会や、教育応援団と市町村とのネットワークを構築するため協働教育ネットワーク研修会を開催するなど、協働教育の推進が図られた。 |
| 達成度 A 現況値 467(H23 年度) 初期値 45(H20 年度) 目標値 240(H23 年度) | | ・ 青少年育成県民運動推進事業では「県民のつどい」を中止したり、交通安全指導員設置運営事業では女川町で事業が実施てきなかったなど、震災の影響を受けた事業はあるものの、全体的には引き続き家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりが推進できた。 |
| 学校と地域が協働した教育活動(※学社融合事業)に取り組 g小・中学校の割合(%) | | ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「順調」と判断する。 |
| 達成度 A 現況値 90.7(H23 年度) 初期値 61.3 (H20 年度) 目標値 66.1(H23 年度) | | |
| | 取組を推進する上で | での課題等 |
| ※【学社融合】 家庭・地域(社会教育)と学校(学校教育)がそれぞれの役割分担を前 是とした上で、学社連携を一歩進め、両者の要素を部分的に重ね合わせな がら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいくもの。 | 震災により被災取 みられる。 | とした地域があるが,学校に対する支援の意識は高まっている。しかし,地域としての活動がまだまだ十分とは言えないところも |

- ・ 家庭・地域・学校がそれぞれの教育力を発揮し地域で子どもを育てる体制を更に整える必要がある。
- ・ 子どもを育てる環境づくりについて広く理解を図る必要があることから、その調整役(コーディネーター)の資質を更に高める必要がある。

次年度の対応方針

組を推進する上での課題等と対応方針

- ・ 学校教育支援に加え、家庭教育支援・地域活動支援について、地域コーディネーターを中心に地域住民が参加できる事業を計画・実施することで地域住民の意識を高め、地域の活性化を図るとともに、人材の発掘を図る。
- ・ 文部科学省からの委託事業である「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用することにより、各市町村の軽減や充実した事業の推進を図り、協働して子どもを育てる仕組みづくりと地域の教育力を高める。
- ・ コーディネーター養成研修会等各種研修会を圏域ごとに開催できる体制を整え、コーディネートの仕方やコーディネーターの役割について多くの参加者に理解を深めてもらうとともに、資質の向上を図る。

取組3 子どもたちの体験活動の推進

| ■概要 | | 評価結果 |
|---|-----------------------------------|---|
| 世代間の交流の推進や自然体験活動、社会体験活動を通じて | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 地域の環境、歴史や産業について学ぶことにより、豊かな心、 社会性、自ら考え行動する力等の育成を図る。 ■主な取組内容 ◇地域の農林水産業などと連携を図り、自然体験などの促進を図る活動を展開する。 ◇社会教育施設等を活用した自然体験や社会体験など多様な体験活動を推進する。 | 取組評価(総括) やや遅れ ている | ・全体的に震災の影響を受け、事業の実施回数が前年度に比較して減少している。 ・ 例えば「みやぎの田園環境教育支援事業」、「グリーンツーリズム促進事業」は、これまで沿岸部で多く実施してきたが、学校及び児童生徒が被災したこと、事業実施担当職員が災害復旧業務を兼務したことなどの理由で、内陸部のみの実施になり事業数が減少した。また、「市町村子ども読書活動」や「こどもエコクラブ支援事業」においても、同様に石巻市や東松島市での事業を中止した。 一方で「豊かな体験活動推進事業」は、指導主事が学校訪問で啓発・推進を行った結果、小中学校とも前年度より取り組んだ学校が増加した。 ・ 青少年教育関係においては、震災の影響で県青年文化祭と県青年体育大会は県青年団連絡協議会と相談の上、実施困難と判断し中止し、地方青年文化祭を充実させることとした。結果として、被災地支援や友情出演等、地域青年同士の交流も生まれたこと、これまで以上に参観者が増加したなど成果があった。 ・ ジュニアリーダーの育成(「少年団体指導者研修事業」)に関しては、各圏域事務所担当者に対し、被災したジュニアリーダーの移転先の確認と津波で流失したジュニアリーダー手帳の再交付等事務作業を依頼し、担当者とジュニアリーダーのつながりを強化する中で、中級・上級研修会受講の推進を図ったが、東部地区、南三陸地区の受講者は少なかった。 ・ 県立自然の家においては、被害の程度にそれぞれ違いがあったものの、早期復旧を進める中で出前事業、被災した子どもたちを対象としたキャンプ事業、部活動への施設貸与等、施設立地市町村の現状に即した事業運営を積極的に行った。・全体をとおして見ると、体験活動は、内陸部では計画通り実施できたものの、被災した沿岸部において減少した。また、県立自然の家は震災及びその対応により、従来事業を展開できなかった。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。 |
| | 組. | - での課題等 こおける農漁業体験活動は,基盤整備の推進や安全性の確保が急務である。 災地の学校への支援,交流,体験活動など多くの提供がある一方で,通常授業の復元及び学力向上推進との整合性という点で課題 |
| | 雅 進 す る 上 事業を充実させる | びを中心とした体験活動を通じて,道徳性や社会性,規範意識などを獲得することから,幼児期における自然体験活動に関連する る必要がある。 |
| | の 次年度の対応方針 | |
| | 題 | 動の実施に当たっては,粉砕ガレキや油類の流失,放射能に関する安全確認を行うようにする。 |
| | <u>ا</u> | 知識を確立させることを踏まえ、教科指導とも関連させた事業を効率的に展開するようにする。 |
| | | の子どもを対象とした体験活動を検討していく。 |

-5 4

【取組を構成する事業一覧】

基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

(1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり 【重点的取組8】

| | _ | 震: 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県震 | | | | | | |
|----------|----|------------------------------------|--|--------|--|--|--|--|
| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 | | | | |
| | | 児童クラブ等活動 促進事業 | ・市町村が実施する放課後児童クラブの設置や、放課後児童クラブの運営等に対して補助を行い、働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進する。 | 子育て支援課 | | | | |
| | ◎震 | 保育対策等促進事 業 | ・市町村等が実施する多様なニーズに対応した保育サービスの運営補助を行い、働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進する。 | 子育て支援課 | | | | |
| 組替 新規 | | 協働教育推進総合事業(再掲) | ・家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる仕組みづくりを推進し、家庭・地域の教育力の向上を図る。 「協働教育基盤形成事業」「協働教育普及・振興事業」「教育応援団事業」 「協働教育プラットフォーム事業」 ※H22 協働教育振興事業の組替 | 生涯学習課 | | | | |
| | | 放課後子ども教室 推進事業 | ・県内の小学校区において取り組む「放課後子ども教室」の推進を支援する。 | 生涯学習課 | | | | |
| | ◎震 | 「仕事」と「家庭」 両立支援事業 | ・労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、子育てを援助する「ファミリー・サポート・センター」の市町村設置の促進や普及啓発を行う。 | 雇用対策課 | | | | |
| | 0 | みやぎの食育推進 戦略事業 | ・「第2期宮城県食育推進プラン」に基づき、県民が食や健康に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践できるよう食育の普及啓発を行う。 ・食育コーディネーターによる食育実践の支援 | 健康推進課 | | | | |
| | | 待機児童解消推進 事業 | ・市町村が実施する待機児童解消のための保育所整備や,家庭的保育に対して 補助を行い,保育所入所待機児童の早期解消を図る。 | 子育て支援課 | | | | |
| | ◎震 | 次世代育成支援対 策事業 | ・「新みやぎ子どもの幸福計画」(後期計画)の推進にあたり、「次世代育成支援対策地域協議会」を開催し進捗管理を行う。 | 子育て支援課 | | | | |
| 新規 | ◎震 | 子育て支援を進め る県民運動推進事 業 | 地域社会全体で子育てを応援する機運を醸成するため、団体、個人、企業等の県民総参加による「県民運動」を推進する。 ・みやぎっこ応援隊"すくすくエールズ"の結成 ・子育て支援ポータルサイト「すくすくタウン宮城」による情報提供 ・みやぎっこ応援カード事業の実施 | 子育て支援課 | | | | |
| | 0 | 子ども人権対策事 業 | ・子どもの人権を護る意識向上と虐待防止の啓発のため、リーフレットを作成配布し研修会を開催する。 ・市町村が設置している要保護児童対策地域協議会等への支援を行う。 | 子育て支援課 | | | | |
| | ◎震 | 子ども虐待対策事 業 | ・安心して子どもを育てられる環境を整えるため、児童相談所等の相談支援体制の整備を図る。 | 子育て支援課 | | | | |
| | 0 | 母子保健児童虐待 予防事業 | ・育児不安や虐待の要因の一つとされる産後うつ病の早期発見及びその後のハイリスク者への支援を行う。 ・未熟児の訪問指導を行う。 | 子育て支援課 | | | | |

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|------|----|--|--|---|
| 新規 | 震 | 東日本大震災みや ぎこども育英基金 事業 (未就学児支 援金) | ・国内外からの寄附金を積み立てた東日本大震災みやぎこども育英基金を活用 し、震災で親などを亡くした未就学児童が安定した生活を送れるよう支援金を 給付する。 | 子育て支援課 |
| 組替新規 | | 「学ぶ土台づくり」 普及啓発事業 (再掲) | ・震災により幼児期の多くの子どもが心のケアを必要とする状況となり、「親子間の愛着形成」が平時以上に欠かせない状況となったことから、その重要性について啓発等を行うとともに、親育ちの視点から、これから親になる世代に対して、親になることの意義等について意識啓発を行う。また、関係機関が連携して子どもの育ちを支えるための体制づくりを行う。 ※H22「学ぶ土台づくり」推進プログラム策定事業の組替 | 教育企画室 |
| | | はやね・はやおき・ あさごはん推奨運 動 【非予算的手法】 | ・「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的生活習慣の定着を広く呼 びかけ,子どもの生活リズム向上を図る普及活動を行う。 | 総務課 教育企画室 義務教育課 スポーツ健康課 生涯学習課 |
| 新規 | _ | 「女性のチカラは 企業の力」普及推 進事業 | ・「女性のチカラは企業の力」普及推進シンポジウムの開催や表彰企業などに よる取組事例の紹介,情報交換などを行うサミットを開催し企業自ら情報発信 を行う。また,「女性のチカラを活かす企業認証制度」により,職場における 男女共同参画を推進し,取組の進んでいる企業を表彰する。 | 共同参画社会推 進課 |
| | | 保育所運営事業 | ・市町村が保育に欠ける児童について私立保育所において保育を行った場合に 費用を負担し、保育環境の確保を図る。 | 子育て支援課 |
| | | 障害児保育事業 | ・障害児の保育を推進するため、障害児を受け入れている保育所に対し保育士 の加配に要する経費を補助することにより、障害児の処遇の向上を図る。 | 子育て支援課 |
| | | 低年齢児保育施設 助成事業 | ・低年齢児保育など,認可保育所の補完的な役割を果たす認可外保育施設の運営を支援する。 | 子育て支援課 |
| | | 中小企業ワークラ イフバランス支援 事業 | ・仕事と生活の調和のとれた労働環境を整備するため、中小企業を対象とした 講習会の開催や専門アドバイザーの派遣を行う。 | 雇用対策課 |
| | | 市町村児童館整備事業 | ・地域の児童健全育成活動の拠点施設である市町村等の児童館や児童センターの整備を支援する。 | 子育て支援課 |
| | | 児童健全育成事業 | ・健全な遊びを通して、児童の健康増進と豊かな情操などを目的に各種健全育成事業を推進するとともに、市町村健全育成活動を支援する。 ・行政職員、関係機関職員等を対象とした研修を行い、児童福祉を担う人材の 資質の向上及び専門性の向上を図る。 | 子育て支援課 |
| | | 食生活改善普及事 業 | ・「みやぎ21健康プラン(改定版)」の栄養・食生活分野の推進を図るため、県民に対して食生活改善のための普及事業を行う。 ・食生活改善推進員等の資質向上を図る研修会の実施 ・食生活改善を普及する講習会の実施 | 健康推進課 |

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----|--------------------|--|--------|
| 新規 | | 地域組織活動育成 事業 | ・地域において、活動を行っている母親クラブなどに対して、補助を行い、その活動の促進を図る。 | 子育て支援課 |
| 新規 | | 地域子育て支援センター事業 | ・地域において、子育て親子が交流する場所を開設し、子育て相談、子育て関連情報の提供、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て全般に関する専門的な支援活動を行う。 | 子育て支援課 |
| 新規 | | 子育てにやさしい 企業支援事業 | ・「女性のチカラは企業の力」普及推進事業と連携して、従業員の子育て支援 に積極的に取り組んでいる企業を「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」 として表彰する。 | 子育て支援課 |
| 新規 | | 事業所内保育施設 助成事業 | ・認可保育所の補完的な役割を果たす事業所内保育施設の運営を支援する。 | 子育て支援課 |

-5

(2) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり 【重点的取組9】

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|------|----|--|--|-----------------|
| 組替新規 | | 協働教育推進総合 事業 | ・家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる仕組みづくりを推進し、家庭・地域の教育力の向上を図る。 「協働教育基盤形成事業」「協働教育普及・振興事業」「教育応援団事業」 「協働教育プラットフォーム事業」 ※H22 協働教育振興事業の組替 | 生涯学習課 |
| | 0 | 薬物乱用防止推進 事業 | ・麻薬, 覚せい剤, シンナー等の薬物乱用防止のため, 宮城県薬物乱用対策推進計画(第三期)に基づき, 行政のみでなく, 事業者, 民間団体, 県民等社会を構成するすべての主体が一体となり, 総合的な対策を講じていく。 | 薬務課 |
| | | 交通安全指導員設 置運営事業 | ・地域の交通安全対策として交通安全指導員を設置している市町村(仙台市を除く)に対し、その設置経費を補助する。 | 総合交通対策課 |
| | | 子ども・女性を犯 罪被害から守る活 動の推進 【非予算的手法】 | ・子ども・女性を犯罪被害から守るため、自治体や学校、防犯ボランティア等と連携した防犯パトロール、防犯教室・防犯訓練の実施、犯罪発生情報や防犯情報の発信活動等を推進する。 | 警察本部生活安 全企画課 |
| | | 地域安全対策推進 事業 【非予算的手法】 | ・自治体と連携した道路、公園、駐車場等の環境整備や実効性のある条例制定の働き掛けによるまちづくり基盤の整備を促進し、犯罪の発生しにくいまちづくりを推進する。 | 警察本部生活安 全企画課 |
| | | 自主防犯ボラン ティア活動促進事 業 【非予算的手法】 | ・地域住民等による自主防犯意識の高揚と活動の活性化を図るため、防犯ボランティアを対象とした研修会の開催や効果的な活動に向けた助言、各種情報発信活動を推進する。 | 警察本部生活安 全企画課 |
| | | 非行防止及び健全 育成広報啓発事業 【非予算的手法】 | ・少年警察ボランティア,地域の関係機関・団体と連携し,街頭補導や有害環境の排除活動,各種非行防止キャンペーンを実施する。 | 警察本部少年課 |
| | | 青少年健全育成条 例の施行 | ・有害図書類の指定や周知活動等,青少年の健全な育成を阻害し,非行を誘発するおそれのある行為を防止するため,青少年健全育成条例の適正かつ効果的な運用を図る。 | 共同参画社会推 進課 |
| | | 青少年育成県民運 動推進事業 | ・青少年健全育成の県民への啓発と、活動の普及・定着を図る。 ・市町村における青少年育成推進の母体となる「青少年育成市町村民会議」の 設置促進 ・「青少年のための宮城県民会議」への助成 | 共同参画社会推 進課 |
| | | 青少年環境浄化モ ニター設置事業 | ・モニターを委嘱し、青少年の健全な育成を阻害すると認められる有害な興行、図書類、特定がん具類、広告物及び図書類自動販売機の実態把握と有害環境の浄化活動を随時行うことにより、効果的な青少年健全育成条例の運用を図る。 | 共同参画社会推 進課 |
| | | 有害環境実態調査 事業 | ・青少年環境浄化モニターの協力を得て、青少年を取り巻く環境の実態についての全県一斉調査を行い、有害図書類の販売方法などについての店頭指導など、有害環境に対する啓発と青少年健全育成条例の周知徹底を図る(隔年実施)。 | 共同参画社会推 進課 |

(3) 子どもたちの体験活動の推進

Ġ

| #進を図る。 豊かな体験活動推 ・震災により地域とのつながりの重要性が再認識されていることから、児童生 徒の豊かな人間性や社会性を育むために、小中学生の民泊による体験学習「子 とも農山漁村交流プロジェクト」と連携し、成長段階に応じて社会奉仕体験や 自然体験などの促進を図る。 本田 本田 本田 本田 本田 本田 本田 本 | |
|---|------------------|
| 教育支援事業 [非予算的手法] に係る意識の醸成を図るため、地域や学校教育との連携・協働による農村環境保 会活動を支援する。 ② グリーン・ツーリ ズム促進支援事業 | 担当課室 |
| ② ブム促進支援事業 | 身村振興課 |
| ○ 進事業 【非予算的手法】 (再掲) は 表し、 | 農村振興課 |
| 運営事業(再掲) 社島自然の家管理 ・県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため、松 生活事業(再掲) ・県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため、松 生活 ・県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため、志 津川自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 ・県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため、志 津川自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 ・青年の文化活動及びスポーツ活動を推進するため地方青年文化祭、県青年文化祭、県青年本育大会を開催する。・青年団等の資質向上や活動の一層の充実を図るため、財団法人宮城県青年会 生活 | 遠務教育課 |
| 運営事業(再掲) 島自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 志津川自然の家管 理運営事業(再掲) ・県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため、志 津川自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 ・青年の文化活動及びスポーツ活動を推進するため地方青年文化祭、県青年文化祭、県青年体育大会を開催する。 ・青年団等の資質向上や活動の一層の充実を図るため、財団法人宮城県青年会 生活 | 三涯学習課 |
| 理運営事業(再掲) 津川自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 ・青年の文化活動及びスポーツ活動を推進するため地方青年文化祭,県青年文化祭,県青年本で会を開催する。 ・青年団等の資質向上や活動の一層の充実を図るため、財団法人宮城県青年会生 | E涯学習課 |
| 青少年教育活動事 | 三涯学習課 |
| 館が青少年の健全育成を図る目的で実施する主催事業に対して補助金を交付する。 | 三涯学習 課 |
| 少年団体指導者研 修事業 ・子ども会活動及び地域社会の振興を図るため、子ども会活動の支援や地域活 動を行う地域社会の年少リーダー養成のための研修を実施する。 | E涯学習課 |
| ・「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」の推進を図るため、読み聞かせボ | E涯学習課 |
| こどもエコクラブ ・子ども達の環境に対する意識の高揚を図るため、環境活動クラブを支援す 支援事業 る。 環境に対する意識の高揚を図るため、環境活動クラブを支援する。 | 環境政策課 |





| 基本 | 評価(進捗状況) | 評価の理由 ・ 4つの取組のうち、「概ね順調」が1つ、「やや遅れている」が3つとなっている。 ・ 取組1「地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進」では、目標指標の達成状況をみると、図書資料貸出数については、震災の影響で達成度が判断できなかった。みやぎ県民文化創造 |
|---------------------|---|---|
| 基本 | | |
| 十 十 | | の祭典参加者数及びみやぎ県民大学受講者数については、震災の影響による事業の中止や事業規模の縮小などにより、目標値を下回った。また、各事業の状況をみても、全体的にある 程度成果が出ているものの、震災の影響による事業の中止や規模の縮小などがみられた。しかし美術館では、開催した3つの特別展などに多くの県民が訪れるなど、文化芸術への強い 関心が窺えた。 |
| (総括) | やや遅れて いる | ・ 取組2「文化財の保護と活用」では、被災文化財の修理・修復事業着手件数については、約3割の進捗率であり、事業の更なる推進が必要である。また、復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業については、調査に着手した遺跡は少なく、今後迅速に対応していく必要がある。 ・ 取組3「生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実」では、目標指標の達成状況をみると、総合型地域スポーツクラブの創設数及び育成率については、すべての市町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブを創設する目標としているが、育成率が45.7%であり課題が残った。しかし、震災で中止した事業もある中で、全日本実業団対抗女子駅伝競走大会を本県で初開催するなど、多くの県民がスポーツに触れる場を創設することができた。 |
| | | 取組4「競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実」では、宮城県スポーツ振興基本計画において、国民体育大会における総合順位成績10位台を維持していくことを目標としているが、震災後練習環境等において恵まれない状況もあった中、前年度から順位を一つ下げた20位に留まったことは、競技団体における努力をはじめ、関係各団体の協力の賜物と評価している。 ・ 以上のことから総合的に考慮し、基本方向の進捗状況としては「やや遅れている」と判断する。 |
| 課題等と対応方針 方向を推進する上での | 響が大きい。被害のまた,被災地に対しまた,被災地に対しまた,被災地に対しまた。 取組2「文化財の対しない。 取組3「生涯ススをが,スポーツは見ば、終計画」を平成24 さらに,総技スの有別をである。 取組4「競技スの有別をでスタッフの有別をである。 | つくる生涯学習・文化芸術の推進」については、事業への参加者数や利用者数の伸び悩みが見られるとともに、沿岸部では生涯学習の機会や社会教育施設が失われるなど、震災の影力大きかった地域においては震災以前と同様の学習機会の提供やイベント型の事業実施などに努めるとともに、より多くの方が事業に参加し、利用できるよう工夫していく。対する県内外の文化芸術団体等からの支援活動が活発であることから、連携を強化し、文化芸術に関するニーズの把握と情報の受発信の強化を図る。 D保護と活用」については、被災文化財は、有形文化財、無形文化財、記念物に及び、種類や件数が多いために修理・修復費用が多額になることから、所蔵者や補助を行う自治体のならないように特別交付税の継続要望や震災復興基金の運用を図る。また、復興事業が本格化した場合、発掘調査件数の増加により、発掘調査専門職員の人数が不足することが予想事業の進捗状況に応じて、文化庁の協力を得て発掘調査専門職員の派遣(自治法派遣)の要望により対応していく。 ボーツ社会の実現に向けた環境の充実」については、震災がスポーツ環境に与えた影響は大きく、沿岸部における事業の中止(宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭等)を余儀なくされ 長民の復日・復興に向かう活力となることから、事業を再開することが求められている。また、震災を含めてスポーツ行政を取り巻く状況は大きく変化したため、「宮城県スポーツ推 年度中に策定し、各施策の展開を図る。 也域スポーツクラブの創設については、県民の理解やスポーツクラブの特長についての認知度が低いことから、より効果的な啓発・広報について検討していく。 ボーツ選手の強化に向けた環境の充実」については、本県の競技力を更に向上させるために、各スポーツ団体や企業スポーツ、プロスポーツとの連携を深め、選手だけでなく、指導 攻も図る。また、近年は、女性スポーツの競技活動が盛んになっていることから、将来的な競技人口の増加や競技水準の向上のため、一層の振興を図る。 ソ施設については、震災からの早期復旧を目指すとともに、指定管理者についてもその民間活力の活用により、効果的な管理運営を推進していく。 |
| | | 基本方向と関連する「宮城の将来ビジョン」施策評価の状況 |
| | [参考] 西委員会意見 | ■施策23「生涯学習の確立とスポーツ・文化芸術の振興」 ・ 県教育委員会が示す評価原案「やや遅れている」は妥当であると判断されるが、設定されている目標指標の「公立図書館等における県民一人当たりの図書資料貸出数」は、現境地の把握がでておらず、また、公立図書館等が果たしている役割を十分に反映しているものとは言えないため、施策の成果を十分に把握することができない。当該指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。 ・ 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興について、施策の目的や施策の方向を踏まえ、具体的な事業、取組を掲げて今後の対応方針を示す必要がある。 |

取 組 1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進【重点的取組10】

| ■概要 | | | 評価結果 |
|--|---|-------------------|--|
| 個人や社会のニーズに応じた学習機会を充実させ、その成果を地域に環元できるよう支援するとともに、社会教育施設にお | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 個人や社会のニーズに応じた学習機会を充実させ、その成果を地域に還元できるよう支援するとともに、社会教育施設における取組や文化芸術活動への参加の推進により地域の教育力の強化や地域文化の活性化を図る。 | | | ・ 目標指標の達成状況は、「公立図書館等における県民1人当たりの図書資料貸出数」については、震災の影響で把握出来ない図書館等があったため、達成度の判断ができなかったが、宮城県図書館の1日当たりの来館者数については平成22年度が1,621人、平成23年度が1,477人で144人の減、また1日当たりの貸出冊数については、平成22年度が2,874冊、平成25 |
| ■主な取組内容 | | | 年度が 2,625 冊で 249 冊の減となっている。 |
| ◇県民に多様な学習機会を提供するため、高等学校、大学、N PO団体等と連携した各種講座の開設や生涯学習支援者の養成 に努める。 | 取 | | 「みやぎ県民文化創造の祭典参加者数」については、震災の影響による事業の中止や事業規模の縮小により、目標値を下回ったため、達成度はCとなった。 |
| ◇芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供するため、みやぎ県民 文化創造の祭典等の開催や各種文化活動への助成等を行う。 | 組評価 | やや遅れ | 「みやぎ県民大学受講者数」については、震災の影響により事業全体が縮小され、受講者数が減少したため、達成度はBとなった。 |
| | | | ・ 各事業の実績及び成果等からは、全体的にある程度成果が出ているが、震災の影響による事業の中止や規模の縮小等がみ |
| ■目標指標等 ・公立図書館等における県民1人当たりの図書資料貸出数(冊) | 括) | ている | られた。また、震災により被災した社会教育施設・社会体育施設の復旧工事などは順調に進んでいるものの、全体の概ね3割の進捗率に留まっている。 |
| 達成度 N 現況値 $-$ (H22 年度) 初期値 3.89 (H20 年度) 目標値 4.00 (H22 年度) | | | しかし美術館には、開催した3つの特別展などに多くの県民が訪れるなど、文化芸術への強い関心が窺えた。 ・ 震災の影響により、学習機会や社会教育施設が失われた地域もあるが、その一方で社会の変化に対応し、各個人が力強く 生きていくために、学習機会の提供や、震災からの復興に向けた地域づくり等を推進する人材の育成が一層求められてきて |
| ・みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数)(千人) | | | いる。また、震災から時間が経過するにつれ、文化芸術に目を向ける時間がとれるようになってきている。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。 |
| 達成度 C 現況値 983 (12) (H23 年度) | | | |
| 初期値 1,036(23) (H20 年度) 目標値 1,007 (33) (H23 年度) | | 取組を推進する上で | note of the control |
| ・みやぎ県民大学受講者数(人) 達成度 B 現況値 3,407(H23 年度) 初期値 2,052(H20 年度) 目標値 8,000 (H22~H25 年度) | 課題等と | 生涯学習の機会や・ 県として被災地 | らったと思われるが、事業への参加者や利用者の伸び悩みがみられる。また、震災により特に被害の大きかった沿岸部において、 P社会教育施設・社会体育施設が失われた地域があり、生涯学習や文化芸術の推進に支障が生じている。 地を支援するための文化芸術事業を展開する一方で、県内外の文化芸術団体や個人からの支援活動が活発であることから、それら C被災地の小中学生、文化施設、仮設住宅等のニーズ等に関する情報を適切に提供する必要がある。 |
| | 対応 | 次年度の対応方針 | |
| | 単立 | ・「カめギ目兄も | - 学歴准事業」の久孫津広の「ひの新国兄女ル創集の祭曲」わじむ字拡子を際には、トルタノの七が事業に参加したり利田できて |

- 方上 方上 ・ 「みやぎ県民大学推進事業」の各種講座や「みやぎ県民文化創造の祭典」などを実施する際には、より多くの方が事業に参加したり利用できる よう周知等を工夫し、学習機会の提供や文化芸術の振興に努める。 よう周知等を工夫し、学習機会の提供や文化芸術の振興に努める。
 ・ 市町村等や、被災地における文化芸術による支援活動に取り組む団体との連携を強化し、文化芸術に関するニーズの把握と情報の受発信の強化
 - を図る。

取組2 文化財の保護と活用

| | | | 評価結果 |
|---|-----------|---|---|
| ■概要 | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| 先人によって築かれ、大切に守られてきた文化遺産を、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、郷土の歴史・文化等についての理解を深めながら、これを受け継いでいこうとする意識を高める。 ■主な取組内容 ◇国宝瑞巌寺の本堂等の修復工事を進める。 ◇特別史跡多賀城跡を保護し国民共有の財産として広く活用を図っていくため、今後とも計画的かつ継続的に発掘調査を推進する。 | | やや遅れ ている | 被災文化財の修理・修復事業着手数については、修理・修復費用の助成予定81件のうち平成23年度は25件の修復事業の補助を行っているが、約3割の進捗率であり、事業の更なる推進が必要である。 特別名勝松島については、景観の保存管理と復興事業の推進との両立を図るための基本方針と指針を策定した。 復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業については、復興事業への迅速な対応のため、調査基準の弾力的運用体制を整備したものの、事業が具体化した件数が少ないこともあり、調査に着手できた遺跡は少ない。今後、復興事業に伴う調査は増加していくものと想定しているため、迅速に対応していく必要がある。 以上のことから、本取組の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。 |
| | | 取組を推進する上で | |
| | 取組を" | 行う自治体の財政 | 有形文化財,無形文化財,記念物に及び,種類や件数が多いために修理・修復費用が多額になる。そのため,所蔵者及び補助を 負担が大きくなる恐れがある。 化した場合,発掘調査件数が増加し,発掘調査専門職員の人数が不足することが予想されるため,調査体制を強化する必要があ |
| | 上で | 次年度の対応方針 | |
| | の課題等と対応方針 | 年度も継続要望を 災復興基金の運用 ・ 平成 24 年度は 査専門職員の派遣 | 県及び市町村指定文化財も含めて、自治体負担については 80%の特別交付税が措置されており、特別交付税については平成 24 していく。また、平成 23 年度同様、国・県・市町村指定、国登録文化財の修復にかかる個人・法人の所有者負担に対しては震を図る。 を図る。 発掘調査体制を強化するため、東北歴史博物館及び多賀城跡調査研究所と連携を図ったほか、文化庁の協力を得て全国に発掘調 (自治法派遣)を要望し、4 月から 9 名が派遣されており、10 月からは 17 名が派遣される予定である。平成 25 年度以降につ 進捗状況に応じて自治法派遣を要望することとしている。 |

取組3 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実【重点的取組11】

| ■概要 | | 評価結果 |
|---|--------------|--|
| ■佩安 総合型地域スポーツクラブの支援や学校施設の開放等によ | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| り, だれもが, どこでも, いつでも, いつまでもスポーツに親しめる環境を整え, 充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指す。 | | 県民だれもが生涯にわたって様々な形でスポーツに親しみ、充実したスポーツライフを送れる「県民総スポーツ社会」 実現をねらいとし各種施策を展開した。 目標指標等の達成度については、県民が主体的にスポーツを楽しむことができるように「総合型地域スポーツクラブの 設数・育成率」において、クラブの運営及び設立に向けた取組を支援するために、広域スポーツセンターの専門指導員等 |
| ■主な取組内容 >県民が主体的にスポーツを楽しむことができるように「総合 | 取 | る市町村・市町村体育協会・クラブ等へ派遣し、創設への啓発・運営指導及び指導者の養成・資質向上を図るための講習会研修会を実施した。 |
| 型地域スポーツクラブ」の運営及び設立に向けた取組を支援する。 | 料 評 価値 | ・ その結果、平成 23 年度には震災下であっても 3 クラブ増加がみられたものの、すべての市町村に 1 つ以上の総合型地域ポーツクラブを創設するという目標においては、平成 24 年 3 月末現在で 16 市町 34 クラブで、その育成率は 45.7%であ |
| 〉生涯スポーツの振興を図るため,各種生涯スポーツイベント 等の開催や指導者の育成を行う。 | だっている | た。 |
| ■目標指標等 ・総合型地域スポーツクラブの創設数(クラブ) | | ・ 全体をとおして見ると、各事業においては一定の成果が見られており、震災後、少しずつスポーツ活動が再開され、場に笑顔と元気をもたらし、復旧・復興に向かう活力や地域コミュニティの再生に寄与しているが、目標指標として掲げる |
| 達成度 B 現況値 34(H23 年度) 初期値 27 (H20 年度) 目標値 35(H23 年度) | | 合型地域スポーツクラブの育成率が依然として遅れている状況にある。 ・ 以上のことから、本取組の進捗状況は「やや遅れている」と判断する。 |
| | 取組を推進する上で | の課題等 |
| 総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率(%)ませ席 Dおお席 Dおお席 Dおお席 Dおお席 Dおお席 Dおお席 Dおお Dおと Dおお Dおと D< | 震災復興期である | スポーツ環境に大きな影響をもたらしたが、スポーツは県民に笑顔と元気をもたらし、復旧・復興に向かう活力となることか 今こそ、スポーツを一層推進していくための基盤整備やスポーツ活動の充実を図る必要がある。 |
| 達成度 B 現況値 45.7 (H23 年度) 初期値 42.9(H20 年度) 目標値 65.7 (H23 年度) | いことがあげられ | パーツクラブの創設については,各種調査・分析から県民の総合型地域スポーツクラブへの理解・その特長についての認知度が いることから,従前の啓発・広報に加えてより効果的な手法を検討する必要がある。特に,宮城県スポーツ振興基本計画の完成 年度末は,より多くの未設置市町村への働きかけに重点的に着手する必要がある。 |

を推進する

上での

課

次年度の対応方針

っていく必要がある。

・ 平成 23 年度、震災により中止せざるを得なかった事業については、県民のスポーツ参画・健康づくりに不可欠な施策であることから再開に努めるとともに、震災からの復興に向けたスポーツイベントの実施に努める。

・ 震災による生活環境の変化により、運動不足による生活習慣病などの発症が一層懸念されていることから、健康づくりのための運動の定着を図

・ 国では昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正の上、平成23年6月にスポーツ基本法を公布し、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を定めた。同法において国及び地方公共団

体は、スポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働により、その理念を実現することが求められている。

- ・ 宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭について、平成23年度開催できなかった沿岸部3圏域(南三陸・東部・仙台教育事務所管内)も含めた全7圏域での開催を実現するため、開催各市町スポーツ担当者へ負担軽減に向けてのフォローを行う。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの設置が遅れている市町村に対し、「広域スポーツセンター事業」において専門指導員等を重点的に派遣し、クラブ 創設への啓発と取組指導に努める。
- ・ みやぎ 21 健康プランに基づき、県民の生活習慣病予防などの健康づくりのため、各種大会・研修会、地域のクラブ行事において健康のための 運動に関する意識啓発を図っていく。
- ・ 本県では、現在のスポーツ振興基本計画を策定した平成14年度以降、震災も含めてスポーツ行政を取り巻く状況は大きく変化したことから、現状と課題を把握した上で、県民総スポーツ社会の実現に向けて「宮城県スポーツ推進計画」を平成24年度中に策定し、今後の本県スポーツ行政における基本計画として各施策の展開を図る。

取組 4 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

| | | | 評価結果 |
|---|-------------|---|---|
| ■概要 | | 評価(進捗状況) | 評価の理由 |
| ◇本県の競技力の向上を図るため、公益財団法人宮城県体育協会等を通じて競技スポーツ選手の強化を支援する。 | 取組評価(総括) | 概ね順調 | 競技力向上は単に大会における上位成績を収めることを意図するものではなく、自他との切磋琢磨、研鑚を積むことによる人間形成に資するものである。競技に係る高い技術・技能や指導は、ひいては生涯スポーツ実践者へとつながるものであることから、競技力向上に向けた対策を講じるとともに、これを奨励し、それを支える環境整備を図る必要がある。 宮城県スポーツ振興基本計画においては、国民体育大会における総合成績 10 位台を維持していくことを目標とし、これを本県競技水準の指標としてきた。平成 13 年みやぎ国体における優勝をはじめ、平成 9 年より 14 年間連続で 10 位台以内の成績を収めてきたが、近年は、下降傾向にあることは否めなく(平成 20 年 12 位、21 年 15 位、22 年 19 位と 10 位台を維持したものの)東日本大震災後の平成 23 年は 20 位と 15 年ぶりに 10 位台から転落した。 しかしながら、震災下にあって練習環境等において恵まれない状況もあったこと、成年の部においては県代表チームの編成ができず出場を見送ったこと(軟式野球)等にもかかわらず、前年度から順位を一つ下げただけに留まったことは、競技団体における努力をはじめ、関係各団体の協力の賜物であったと評価している。(参考:平成 22 年度: 岩手県 33 位、福島県43 位→平成 23 年度岩手県41 位、福島県40 位) 以上のことから、本取組の進捗状況は「概ね順調」と判断する。 |
| | | 取組を推進する上で | I ごの課題等 |
| | 取組を推進する上での開 | 財団法人宮城県体・震災後、県立・ていることから、 ・県立スポーツ施が必要である。 ・国では昭和36で豊かな生活を営 | 全将来に向けて更に向上させるためには、スポーツ関係団体が共通目標を持ち競技力向上を図ることが重要である。今後も、公益 本育協会を中心として、すべてのスポーツ関係団体が連携を更に強化し、競技力向上を進めていくことが求められる。 市町村における学校・社会体育施設が避難所等・仮設住宅用地等に転用され、運動・スポーツを行う場が沿岸部を中心に減少し 早期復旧が求められる。 通設においては、民間活力を活かし指定管理者制度2期目を満了したが、施設の管理運営業務を効果的に実施するため制度の継続 年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正の上、平成23年6月にスポーツ基本法を公布し、スポーツを通じて幸福 はむことが人々の権利であるとの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を定めた。同法では、国及び地方公共団体とはじめとする関係者の連携と協働により、その理念を実現することが求められている。 |
| | 課題 | 次年度の対応方針 | |
| | 医等と対応方針 | 競技力向上のただけではなく、指になっていること社会体育施設にき指定管理者の目本県では、現在現状と課題を把握 | こめには、各スポーツ団体や企業スポーツ、プロスポーツとの連携を深め、ジュニアアスリートを発掘・育成するとともに、選手音導者やスタッフも育成することが重要である。また、女性スポーツについては、大会・種目も増える等、近年、競技活動が盛んとから、将来的な競技人口の増加及び競技水準の向上のため、女性スポーツの一層の振興が必要である。 に関しては、震災からの早期復旧を目指し、優先度の高い箇所から順次補修を行うとともに、県立スポーツ施設については、引き続い間活力を活用し、効果的な管理運営を促進していく。 Eのスポーツ振興基本計画を策定した平成 14 年度以降、震災も含めてスポーツ行政を取り巻く状況が大きく変化したことから、最した上で、県民総スポーツ社会の実現に向けて「宮城県スポーツ推進計画」を平成 24 年度中に策定し、今後の本県スポーツ行曲として各施策の展開を図る。 |

-6 3

【取組を構成する事業一覧】

構成事業名

基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

(1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】

◎:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城の将来ビジョン推進事業」 震:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県震災復興推進事業」

事業概要

| | | 117/94 37/94 1 | 17/19/62 | ,,,,, |
|----|---|----------------------------------|--|-----------------|
| | | みやぎ県民文化創 造の祭典開催事業 | ・本県の総合的な文化振興を図るため、体験型ワークショップ等の各種事業を 市町村や関係機関との連携により実施する。また、東北6県及び仙台市との連 携により「東北文化の日」推進事業を開催する。 | 消費生活・文化 課 |
| | 0 | みやぎの文化育成 支援事業 | ・青少年に対し、芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供するため、宮城県芸術祭参加の絵画・書道作品の巡回展示、地方音楽会の開催,高等学校文化活動に対する助成、巡回小劇場(音楽公演・演劇公演)の開催等を行う。 | 生涯学習課 |
| | _ | みやぎ県民大学推 進事業 | ・高等学校、大学、専門施設における学校等開放講座、NPO団体等の提案による自主企画講座、生涯学習支援者養成のための講座、市町村との共催による「生涯学習活用出前講座」を実施する。 | 生涯学習課 |
| | 0 | 図書館市町村連携 事業 | ・広く県民に対して充実した図書館サービスを提供するため、市町村立図書館 等職員を対象とした各種研修を実施する。 ・インターネットを通じて各市町村立図書館と情報ネットワークを構築する。 | 生涯学習課 |
| | 0 | 美術館教育普及事業 | ・県民の創作及び鑑賞活動への参加を促し、美術体験の深化を通じて普及を図る。 ・美術を柱として音楽・舞踏・映像等表現関連領域とも連携し、講座・ワークショップ・講演会などを開催して、親しみある美術館として一層の定着を図る。 | 生涯学習課 |
| | 0 | 明るい長寿社会づ くり推進事業(高 齢者の文化活動) | ・高齢者の創作による作品(日本画、洋画、書、写真、工芸)の募集・展示をとおして、高齢者の文化活動を促し、文化芸術へのふれあいと生きがいづくりを促進する。 | 長寿社会政策課 |
| 新規 | 震 | 公立社会教育施設 災害復旧事業 | ・震災で甚大な被害を受けた県立社会教育施設(志津川自然の家,東北歴史博物館等)を復旧する。 | 生涯学習課 文化財保護課 |
| 新規 | 震 | 私立博物館等災害 復旧費補助事業 | ・被災した私立博物館等の復旧を図るため、被災事業者が実施する災害復旧事業に要する費用の一部を補助する。 | 生涯学習課 |
| 新規 | 震 | 震災資料収集・公 開事業 | ・東日本大震災を後世に伝えるため、震災に関する図書・雑誌などを収集する とともに、県図書館内にコーナーを設置し、県民に公開する。 | 生涯学習課 |
| 新規 | 震 | 県民会館施設整備 事業 | ・本県の文化芸術活動の中核である宮城県民会館の修繕を早急に実施し,早期 の施設再開を目指す。 | 消費生活・文化 課 |
| | | みやぎシニアカ レッジ運営事業 | ・高齢者に生涯学習の場を提供し、生きがいと健康づくりを推進するとともに 地域活動指導者の養成を行うため、みやぎシニアカレッジ(宮城いきいき学 園) 5 校の運営を行う。 | 長寿社会政策課 |
| | | 図書館企画広報事 業 | ・広報誌,メールマガジン等を通じて図書館利用に関する情報発信を行う。 ・図書館ボランティアの養成講座を実施する。 | 生涯学習課 |
| | | 図書館資料整備事業 | ・高度化・多様化する県民ニーズ等に応えることができるよう図書館資料の整備充実を図る。 | 生涯学習課 |
| | | 美術館企画展示事 業 | ・すぐれた作家や作品を取り上げるなど、魅力ある企画展を実施し、本県芸術 文化の活発化を支援する。 | 生涯学習課 |
| | | 美術館常設展示事 業 | ・全国一の規模を誇る絵本原画や州之内コレクション等の美術館所蔵作品を展示し県民に公開する。 | 生涯学習課 |
| | | 美術館広報・研究 事業 | ・美術館ニュース等を発行し、館の広報を図る。 ・次年度以降の展覧会、作品受贈等のために必要な調査研究を行う。 ・ハイビジョンの展示により美術鑑賞の機会拡充を図る。 | 生涯学習課 |
| | | | | |

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|-------------------|--|----------------|
| | 美術品等保存整理 事業 | ・優れた美術作品及び資料の散逸,亡失を防ぎ,これらを後世に伝えるため, 長期的,計画的に美術作品・資料の収集・保存を行う。 | 生涯学習課 |
| | 文化活動促進助成 事業 | ・財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団の演奏活動に対して支援を行う。 | 消費生活・文化 課 |
| | 宮城県芸術選奨新 人賞交付費 | ・本県の芸術各分野において、1年間に活発な創作活動を行い優れた作品を発表した方を選奨し、芸術文化活動の奨励と振興を図る。 | 消費生活・文化 課 |
| | 知事賞交付事業費 | ・文化芸術の振興を図るため、各団体が実施する文化行事等に対する顕彰や、 知事賞等の交付を行う。 | 消費生活・文化 課 |
| | 宮城県芸術年鑑発 刊事業 | ・本県の芸術各分野における1年間の活動状況とその成果を記録し、県民に文 化活動の情報を提供するとともに、文化振興の基礎資料として活用する。 | 消費生活・文化 課 |
| | 蔵王自然の家管理 運営事業 | ・県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため、蔵 王自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 | 生涯学習課 |
| | 松島自然の家管理 運営事業 | ・県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため、松 島自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 | 生涯学習課 |
| | 志津川自然の家管 理運営事業 | ・県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の向上に寄与するため,志 津川自然の家の管理運営及び主催事業を行う。 | 生涯学習課 |
| | 環境教育リーダー 事業 | ・環境教育や環境保全活動を目的として開催される講演会や学習会等に、県が 委嘱する環境教育リーダーを派遣し、環境教育の需要に応える。 | 環境政策課 |
| | 地域教育資源活性 化支援事業 | ・地域がこれまで蓄積してきた教育資源を発掘し活性化を図るため、社会教育施設の事業の計画立案等の支援や社会教育推進指導員及び公民館職員に対する研修を実施する。 | 生涯学習課 |
| | 社会教育団体活動 促進事業 | ・社会教育の一層の振興発展のため、公共性のある適切かつ緊要な事業を行う 社会教育団体に対し、助成を行う。 | 生涯学習課 |
| | 成人教育活動支援 事業 | ・成人教育活動を支援するため、PTA指導者に対する中央研修会及び地区研修会の実施,市町村教委担当者,社会教育施設関係者,教員等を対象とした研修等を実施する。 | 生涯学習課 |
| | 婦人会館施設管理 事業 | ・女性の教養向上を支援する研修事業等を行う宮城県婦人会館について,その 管理運営に要する経費を支出する。 | 生涯学習課 |
| | 社会教育関係職員 研修事業 | ・県民の生涯学習を支援する社会教育関係職員の資質向上を図るため、課題設 定ごとの研修を行い、専門性を高める。 | 生涯学習課 |
| | 青少年健全育成研 修等事業 | ・若者の育成と青少年の社会参画を支援するため、若者やNPOのグループ等の企画する事業に助成する。 ・将来の地域社会づくりを担っていくリーダーの養成を実施する。 | 共同参画社会推 進課 |
| | 明るい選挙啓発事 業 | ・県民一人ひとりが政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身に付けることができるよう、選挙啓発資料の作成、若者向けの啓発講座、ポスターコンクール等を実施する。 | 選挙管理委員会 事務局 |

新規

(2) 文化財の保護と活用

| | | | 震: 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県 | 震災復興推進事業 |
|----|----|----------------------------------|--|----------|
| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
| | 0 | 瑞巌寺修理補助事 業 | ・国宝「瑞巌寺」の保存修理を実施し、その保存と活用を図る。 | 文化財保護課 |
| 新規 | 震 | 指定文化財等災害 復旧支援事業 | ・震災により被害を受けた文化財の修理・修復を図るため、修理・修復費用に対する補助を行う。 | 文化財保護課 |
| 新規 | 震 | 被災有形文化財等 保存事業 | ・震災により破損した登録有形文化財(建造物・美術工芸品)を対象に、修理事業等に対する補助を行う。 | 文化財保護課 |
| 新規 | 震 | 無形民俗文化財再 生支援事業 | ・震災で活動母体のコミュニティが失われたり、用具が流出・損傷したりして、活動の継続が困難になった地域の祭礼行事や民俗芸能等の無形民俗文化財保持団体に対して、行事や芸能の再開を促すとともに、伝統文化の実施を通したコミュニティ再生の一助とするために、用具等の備品の整備を支援する。 | 文化財保護課 |
| 新規 | 震 | 復興事業に伴う埋 蔵文化財の発掘調 査事業 | ・復興事業に係る発掘調査について、市町村単独での実施が困難な場合、被災住民及び被災自治体の負担軽減を図るとともに、発掘調査を迅速に推進する必要があることから、県が調査を実施又は調査に協力する。 | 文化財保護課 |
| 新規 | 震 | 「震災復興に伴う 特別名勝松島保存 管理検討会」事業 | ・特別名勝松島地域の復旧・復興事業を円滑に推進するため、特別名勝として の文化財的価値と復興計画の両立を図るための検討・調整を行う。 | 文化財保護課 |
| | | 多賀城跡発掘調査 事業 | ・特別史跡多賀城跡附寺跡を適正に保護し国民共有の財産として広く活用を 図っていくため,今後とも計画的かつ継続的に発掘調査を推進する。 | 文化財保護課 |
| | | 多賀城跡環境整備 事業 | ・多賀城政庁地区未表示遺構等の整備を行う。 | 文化財保護課 |
| | | 指定文化財管理費 | ・指定文化財を中心に管理パトロールを実施し県内の指定文化財及び重要な埋蔵文化財の保護保存と適切な管理体制を図る。 ・市町村所有以外の国指定建造物や史跡(建造物に限る)の管理者に対して助成を行う。 | 文化財保護課 |
| | | 史跡等環境整備助 成費 | ・文化財保護法の規定に基づき指定された史跡等の保存と活用を図るための環 境整備に対して助成を行う。 | 文化財保護課 |
| | | 史跡公有化助成費 | ・文化財保護法の規定により指定された史跡等を開発から守り、その保存・活用のため土地の公有化を行う市町村に対し助成を行う。 | 文化財保護課 |
| | | 建造物等保存修理 助成費 | ・国・県指定有形文化財等の保存活用を図るため、保存修理を実施する所有者等に対し助成を行う。 | 文化財保護課 |
| | | 遺跡緊急調査費 | ・開発事業計画地内の遺跡の確認調査,個人等に費用負担を求めることが困難な遺跡の発掘調査や今後開発が急速に進行することが予想される市町村について詳細な分布調査を実施し、その成果に基づき関係開発機関と協議を行う。 | 文化財保護課 |
| | | 東北歴史博物館企 画展示事業 | ・常設展の展示替え、メンテナンスに要する経費及び特別展のための調査研究、写真撮影、資料借用、展示造作及び広報等を行う。 | 文化財保護課 |
| | | 東北歴史博物館資 料管理事業 | ・所蔵歴史資料の保存環境調査・維持管理や県内の発掘調査によって発見され た脆弱遺物の保存処理等を行う。 | 文化財保護課 |

| | I |
|---|----------|
| (| D |
| | 4 |
| | I |

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----------------------|---|--------|
| | 東北歷史博物館教 育普及事業 | ・東北歴史博物館において教育普及活動及び図書情報室,こども歴史館の運営 を行う。 | 文化財保護課 |
| | 東北歴史博物館調査研究事業 | ・考古資料、民俗資料、建造物資料、文書資料及び美術工芸資料にかかる調査研究及び研究成果の刊行を行う。 | 文化財保護課 |
| | 無形民俗文化財助成費 | ・国並びに県から指定を受けた無形文化財の保持者及び無形民俗文化財の団体に対し助成し、後継者の育成と技術の研鑽を図る。 | 文化財保護課 |
| | 民俗芸能大会費 | ・全国をブロック分けして開催される大会に本県の民俗芸能保存団体を派遣する。 | 文化財保護課 |
| | 銃砲刀剣登録審査 費 | ・美術品として価値のある銃砲刀剣類の登録審査会を年6回行う。 | 文化財保護課 |
| | 天然記念物カモシ カ保護対策費 | ・宮城県の南奥羽山系カモシカ保護地域における特別天然記念物カモシカの個体数,生息環境等を調査し,保護対策の資料とする。 | 文化財保護課 |
| | 特別名勝松島保護対策費 | ・特別名勝松島の適正な保護を実施するため,専門的知見の有識者等に意見を聴取し,保護対策を実施する。 ・現状変更の許可申請に係る相談に対し,現地調査・現地指導を実施する。 | 文化財保護課 |
| | 三陸縦貫自動車道 等関連遺跡対策費 | ・国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所からの依頼により、三陸縦貫 自動車道及び築館バイパス建設等に係わる遺跡等について発掘調査を実施す る。 | 文化財保護課 |
| | 常磐自動車道関連 遺跡対策費 | ・東日本高速道路株式会社からの依頼により,常磐自動車道建設に係わる遺跡等について発掘調査を実施する。 | 文化財保護課 |

(3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 【重点的取組11】

◎:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城の将来ビジョン推進事業」 震:宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における「宮城県震災復興推進事業」

| 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|---|--|----------------|
| _ | 広域スポーツセン ター事業 | ・「総合型地域スポーツクラブ」及び設立予定の団体に対して、講師を派遣することにより、設立の支援・設立後の支援等を行う。 ・これらの活動を行う団体を「みやぎ広域スポーツセンター」として指定し、 その活動経費を負担する。 | スポーツ健康調 |
| 0 | ねんりんピック宮 城・仙台大会開催 事業 | ・平成24年秋に本県で開催される「第25回全国健康福祉祭(ねんりんピック) 宮城・仙台大会」に向け、大会実行委員会を通じて、関係機関との調整など、 必要な準備作業を行う。 | ねんりんピック 推進室 |
| | 宮城ヘルシーふる さとスポーツ祭費 | ・県民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起する「宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭」を各教育事務所・地域事務所ごとに開催する。 | スポーツ健康誤 |
| | 全国スポーツ・レ クリエーション祭 派遣事業費 | ・全国スポーツ・レクリエーション祭に参加する本県出場選手に対し、旅費の 一部を補助する。 | スポーツ健康調 |
| | 明るい長寿社会づ くり推進事業(ね んりんピック選手 派遣) | ・明るく活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動を推進するため、ねんりんピックに宮城県選手団を派遣するとともにその予選会を開催する。 | 長寿社会政策調 |
| | スポーツ振興財団 事業費 | ・財団法人宮城県スポーツ振興財団が行う生涯スポーツ及び競技スポーツの振 興に関する事業に対し補助を行う。 | スポーツ健康調 |
| | 健康づくり運動普 及事業 | ・みやぎ21健康プラン(改定版)に基づき、身体活動運動分野の推進を図る。 ・県民に対して健康づくりのための安全で効果的な運動の普及事業を行う。 ・運動指導者等の資質向上を図るため研修会を行う。 | 健康推進課 |
| | 全日本実業団対抗 女子駅伝競走大会 開催支援事業 | ・多くの日本を代表するトップランナーが出場する「全日本実業団対抗女子駅 伝競争大会」が、宮城県で開催されることに伴い、実際に大会を支える宮城陸 上競技協会に対する活動補助や、関連イベントの開催等、大会を側面から支援する。 | スポーツ健康誤 |

65-

新規

(4) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

| | 区分 | 構成事業名 | 事業概要 | 担当課室 |
|----|----|---------------------|---|---------|
| | _ | スポーツ選手強化 対策事業 | ・本県のスポーツ振興と競技力及びスポーツ水準の向上を図るため,競技力向 上対策費,強化事務推進費等を(財)宮城県体育協会に補助を行う。 | スポーツ健康課 |
| 折規 | 震 | 公立社会体育施設 災害復旧事業 | ・震災により被害を受けた県立社会体育施設(総合運動公園,宮城野原総合運動場等)の復旧事業を行う。 | スポーツ健康課 |
| | | スポーツ奨励事業 | ・国際大会へ参加する選手への激励金並びに本県のスポーツに多大なる貢献を 果たした個人及び団体を顕彰する「宮城県スポーツ賞」の表彰を行う。 | スポーツ健康課 |
| | | 国民体育大会参加 事業費 | ・広く国民にスポーツを普及し、健康増進と体力向上を図ること等を目的として開催される国民体育大会の参加経費及び県予選会の開催費等の補助を行う。 | スポーツ健康課 |
| | | 東北総合体育大会 参加等事業 | ・東北地区のスポーツを振興し、地域住民の体力増進を図ること等を目的として開催される東北総合体育大会の参加経費の一部を補助する。 | スポーツ健康課 |
| | | スポーツ施設指定 管理者事業費 | ・県営スポーツ施設の管理運営業務を効率的かつ効果的に実施するため,民間活力を導入する。 | スポーツ健康課 |
| | | スポーツ施設等維 持管理委託事業 | ・指定管理制度を導入している施設以外の県営スポーツ施設の維持・管理の委 託を行う。 | スポーツ健康課 |
| | | 宮城県自転車競技 場管理費補助金 | ・(財)宮城県スポーツ振興財団の宮城県自転車競技場管理運営に要する経費に対して補助を行う。 | スポーツ健康課 |